史跡仙台郡山官衙遺跡群
整備基本計画



令和8年（2026）3月

仙台市教育委員会

序　　文

郡山遺跡は、文献史料に残らなかった遺跡であったため、発掘調査の積み重ねによりその歴史的価値を高めてきた遺跡です。それは昭和54年の宅地造成に伴う調査で、官衙（役所）の存在を示す建物跡などの遺構が発見されたことに始まります。その後、昭和55年から継続的な調査を開始し、その成果により、東北の古代史を書き換えることになりました。この遺跡は２つの時期の官衙（Ⅰ期官衙・Ⅱ期官衙）に分かれており、特に後半のⅡ期官衙は、多賀城創建以前の陸奥国府であったことが解明されました。地方官衙としては､我が国でも最古段階の重要な遺跡であることが明らかになったのです。

こうした調査成果を踏まえ、遺跡の中でも特に重要と判断した官衙中枢部について、次世代に伝えるべき意義ある重要な遺跡であるという見地から、「史跡仙台郡山官衙遺跡群」として平成18年７月､国の史跡に指定されました。本市では平成20(2008)年の「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存管理計画書」に基づき管理等を行ってまいりましたが、国の方針を踏まえ、令和6(2024)年3月に史跡の保存と活用に関する基本的な方向性を示した「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存活用計画」を策定いたしました。

本計画では、「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存活用計画」に基づき、「現代の都市と共存する古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に」を基本理念とし、整備と保存・活用をより一層と進め、理想とする史跡の実現に向けた具体的方針と方法を示しています。

本計画の策定にあっては、市民の皆様からのご意見や、郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会の各委員をはじめ、文化庁及び宮城県教育庁文化財課より多くのご指導・ご助言をいただきました。この場を借りて深く感謝申し上げます。

本計画によって、「史跡仙台郡山官衙遺跡群」の価値をより多くの市民の皆様に知っていただき、広く親しまれる史跡となる一助となれば幸いです。

令和8年3月

仙台市教育委員会

教育長　　天野　元

例　言

1．本計画は、宮城県仙台市太白区に所在する、国指定史跡仙台郡山官衙遺跡群の整備基本計画に係るものである。

2．本史跡の名称は、『仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡』であるが、本文中においては、「仙台郡山官衙遺跡群」と略して記載している。

3．史跡地は郡山遺跡の全域ではなく部分的に指定したものであるため、遺跡全体の範囲や規模、過去の調査履歴等について記述する際には「郡山遺跡」の名称を随時使用している。

4．本計画は、郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会を中心に、文化庁及び宮城県教育庁文化財課の指導・助言のもと、仙台市教育委員会が作成した。

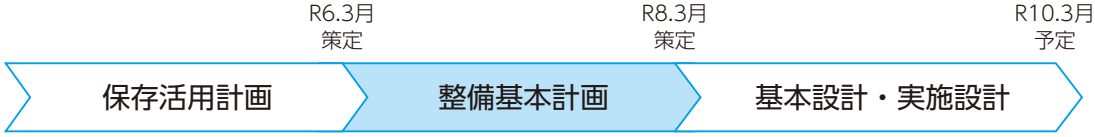
5．本計画は、原案を仙台市教育委員会が立案し、それに基づき郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会において検討を加え作成した。

6．本計画全体の編集については、仙台市教育委員会生涯学習部文化財課が当たった。

7．遺構の略称は次のとおりで、遺構番号は郡山遺跡全体の通しNo.である。

ＳＡ：柱列などの塀跡　　ＳＢ：建物跡　　ＳＤ：溝跡

ＳＩ：竪穴住居跡、竪穴建物跡　　ＳＸ：その他の遺構



目　　次

序文
例言

【本文目次】

第１章　計画策定の経緯と目的

1　計画策定の経緯…… 1
2　計画の目的…… 1
3　整備基本計画策定事業実施体制及び活動報告
(1)郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会　委員等名簿
(令和８年３月現在・敬称略) …… 2
(2)委員会活動状況 …… 2
(3)地域住民の意見聴取 …… 3
(4)パブリックコメントの実施 …… 4
4　関連する計画…… 4
5　計画の構成と内容…… 7
6　計画の期間…… 7
7　計画の対象範囲…… 7

第２章　計画地の現状

1　自然的環境
(1)位置と立地 …… 9
(2)気象 …… 11
(3)地形・地質 …… 12
(4)植生 …… 13
(5)景観 …… 14
2　歴史的環境
(1)郡山遺跡周辺の歴史的変遷 …… 14
(2)郡山遺跡周辺の関連する文化財 …… 17
3　社会的環境
(1)計画対象範囲における文化財保護法以外の法令による規制 …… 18
(2)人口・産業 …… 21
(3)交通 …… 22
(4)土地所有及び土地利用 …… 24
(5)地域資源(観光・関連施設) …… 27
(6)防災 …… 28

第３章　仙台郡山官衙遺跡群の概要

1　史跡指定の状況
(1)指定に至る経緯 …… 29
(2)指定概要 …… 29
(3)管理団体 …… 36
2　史跡の本質的価値
(1)これまでの発掘調査成果 …… 36
(2)文献史料等の調査結果 …… 44
(3)仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値 …… 51
(4)構成要素 …… 53

第４章　現状・課題

1　史跡の保存・管理における現状と課題…… 60
2　史跡の公開・活用における現状と課題…… 63
3　史跡の整備における現状と課題…… 65

第５章　基本理念と基本方針

1　基本理念…… 66
2　基本方針…… 66

第６章　整備基本計画

1　全体計画及び地区区分計画…… 69
2　動線計画…… 77
3　遺構保存に関する計画…… 82
4　造成・排水に関する計画…… 82
5　遺構の表現に関する計画…… 84
6　修景・植栽整備に関する計画…… 91
7　案内・解説施設に関する計画…… 92
8　管理施設・便益施設に関する計画…… 94
9　公開・活用施設に関する計画…… 96
10　防災・防犯・安全対策に関する計画…… 101
11　調査等に関する計画…… 101
12　管理・運営に関する計画…… 102
13　公開・活用に関する計画…… 103
14　関連文化財との連携に関する計画…… 105

第７章　事業計画

1　事業期間…… 107

第１章　計画策定の経緯と目的

1　計画策定の経緯

郡山遺跡は、仙台市太白区郡山二丁目、三丁目、五丁目、六丁目に広がる住宅地の中にある遺跡です。昭和50年代中頃までは農地が広がり大規模開発が行われなかった地区だったこともあり、遺構が比較的良好に保存されていましたが、近年では遺跡西側の隣接地での開発が急激に進んでおり、平成19(2007)年には「あすと長町」の街びらきが行われ、あすと長町大通り線と長町八木山線の一部で供用が開始されました。平成25(2013)年に「仙台市あすと長町土地区画整理事業」が完了してからは、仙台市立病院の移転や大型商業施設の開店など、仙台市の広域拠点として施設の集積が進むとともに、転入人口の増加や地域住民の世代交代が急速に進行しています。

その間、郡山遺跡では、平成18(2006)年7月、律令国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点の様相を知るうえで貴重な遺跡としてその一部が国の史跡として指定を受けており、平成20(2008)年3月には「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存管理計画書」を策定しました。また平成30(2018)年に文化財保護法が改正され、文化財を活用しながら適切に保存する新たな方向性が示されるとともに、保存活用計画の文化庁長官による認定が制度化され「地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組の促進」が打ち出されました。

こうした状況の中で、郡山遺跡の本質的な価値を確認し、現状の課題を踏まえて、史跡の望ましい将来像を描き出し、その実現に向けた基本方針を明示するために令和6(2024)年3月に「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存活用計画」（以下、「保存活用計画」とする）を策定し、「保存活用計画」で示した方針に基づき、郡山遺跡の整備および活用の促進を図るため、今回「史跡仙台郡山官衙遺跡群整備基本計画」（以下、「本計画」とする。）を策定することになりました。

2　計画の目的

本計画は、「保存活用計画」による、基本理念「現代の都市と共存する古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に」に基づき、仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値を顕在化し、理想とする郡山遺跡の姿を実現するための整備の具体的な方針や方法を明示することを目的とします。

仙台市では「仙台市基本計画2021－2030」（令和3年3月策定）において、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City”SENDAI～」をこれからのまちづくりの方向性として掲げ、この理念を具体化する目指す都市の姿として、「杜の恵みと共に暮らすまちへ」、「多様性が社会を動かす共生のまちへ」、「学びと実践の機会があふれるまちへ」、「創造性と可能性が開くまちへ」の４つを定めています。

地域住民をはじめ、仙台市民にとって郷土の誇りとして広く親しまれている歴史資産を通して、仙台市が目指す都市の姿である「学びと実践の機会があふれるまち」や「杜の恵みと共に暮らすまち」が実現するような整備を目指すための計画とします。

併せて、「仙台・東北に世界中から人を呼び込む」ことができるように、本史跡の魅力が世界に発

信されるような整備の方法を示すための計画とし、郡山遺跡が本市の都市個性を象徴する場所として、都市化する史跡地周辺の地域と調和した歴史を感じ、来訪者が学びを楽しむことのできる環境を実現し、「新たな杜の都」のまちづくりに資することを目指します。

3　整備基本計画策定事業実施体制及び活動報告

本計画の策定にあたり、学識経験者等で構成される「郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会」に諮り検討を行いました。

(1)郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会　委員等名簿(令和８年３月現在・敬称略)

役職名	氏　　名	分　野	現　　職
委 員 長	永田　英明	日本古代史	東北学院大学文学部歴史学科　教授
副委員長	渡部　育子	日本古代史	秋田大学　名誉教授
委　　員	荒木　志伸	歴史考古学	山形大学学士課程基盤教育院　教授
委　　員	伊藤　恵子	学校教育	仙台市教育局学校教育部学びの連携推進室主任 兼学力向上サポーター（社会科）
委　　員	北野　博司	考古学	東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター 教授・センター長
委　　員	黒田　乃生	造園学	筑波大学　芸術系　教授
委　　員	菅原　玲	地域連携 （まちづくり）	石巻専修大学　大学開放センター長・経営学部 経営学科　講師
委　　員	松　公男	地域代表	郡山地区連合町内会　顧問
委　　員	三上　喜孝	日本古代史	国立歴史民俗博物館　教授
委　　員	吉田　歓	日本古代史	山形県立米沢女子短期大学　教授
助 言 者	岩井　浩介		文化庁文化資源活用課整備部門　調査官
助 言 者	千葉　直樹 大沼　柊平		宮城県教育庁文化財課　保存活用班

(2)委員会活動状況

回　数	開　催　日	内　　容
第１回	令和6年7月18日(木)	①整備基本計画　方向性についての確認
第２回	令和6年11月25日(月)	①整備基本計画（素案）第１章～第５章の検討
第３回	令和7年3月17日(月)	①前回の委員会を受けての修正案について ②整備基本計画（素案）第６章～第７章の検討
第４回	令和7年7月31日(木)	整備基本計画（素案）について

第５回	令和7年9月22日（月）	整備基本計画（素案）について※書面開催
第６回	令和7年10月24日（金）	整備基本計画（中間案）について
第７回	令和8年1月20日（火）	整備基本計画（最終案）について

(3)地域住民の意見の聴取

本計画において住民意見を聴取することを目的として、パブリックコメントとは別に計画対象地で活動する住民と意見交換を行うとともに、八本松市民センターまつり（令和7（2025）年11月2日）、郡山コミュニティ・センターまつり（令和7(2025)年11月9日）へ出展し説明を行いました。

①地域住民及び地域で活動する歴史研究会

参加者：郡山地区連合町内会役員
　　八本松・郡山地域研究会

日時：令和7（2025）年7月2日

主な意見：

・地域への情報発信や説明を強化して欲しい。
・公有化を含めた整備の全体の計画（どこの地域をいつ頃までに公有化・整備するのか）について示して欲しい。
・地域の歴史を伝える担い手の育成が難しい。
地域の人に興味を持ってもらうため、情報提供を積極的にお願いしたい。



意見交換会の様子

・現地にある説明板(13箇所)が広範囲に点在しているため、高齢者や雨天の時は回り切れない。
・史跡来訪者のための便益施設（駐車場、トイレ、ガイダンス施設）がなく、見学者から不便だとの声が挙がっている。
・小学生や歴史に詳しくない人にも伝わるようなマップやパンフレットがあると良い。

②現役・子育て世代

参加者：東長町小学校PTA役員

日時：令和7（2025）年7月16日

主な意見：

・憩いの場や遊びの場にしていきたいと聞けて、この地区に史跡があるということは地域の財産だと思った。こどもたちの誇りの持てるふるさとになってもらいたい。
・せっかく学校も近いし、この地域もイベントが色々多いので、活用できる場所になれば、学校の負担も減るのではないかと思う。
・自分は地域のこどもの居場所・遊び場づくりの市民活動を（PTAとは別に）あすと長町で行っているが、郡山の史跡地もいい場所だと考えていた。
・こどもたちが遊べる場所を作ってもらいたい。中学生があすと長町中央公園のバスケットコートでバスケやサッカーの練習をしているが、ここでできれば、中学生はわざわざ中央公園まで行く必要はなく、中央公園の方では小さなこどもが安全に遊べる。

・郡山中学校は校庭もあまり広くなく、部活するスペースがない。史跡地に部活（運動）ができるスペースがあるとありがたい。
・地域で畑をやっている方もいるので、そこで採れた野菜を売るなどマルシェができると良い。おしゃれ。話題性もできる。古代野菜とか。
・郡山に引っ越してきて、「遺跡があるんだ」と思ったが、アピール感がない。
・犬を飼っている家も多いので、ドッグランなど一緒に遊べるような場所があるといい。
・災害時に学校に避難所が設置されると、こどもたちの居場所や遊ぶスペースがなくなる。そのような時に史跡地はこどもの遊び場として大丈夫というような役割があると良い。

(4)パブリックコメントの実施

令和7(2025)年11月25日～12月24日(30日間)に中間案のパブリックコメントを実施しました。

①周知方法

・市政だより、仙台市ホームページに掲載。
・市政情報センター、区役所・総合支所、仙台市博物館、地底の森ミュージアム、歴史民俗資料館、陸奥国分寺・国分尼寺跡ガイダンス施設等にて配布・閲覧。

②意見聴取方法

電子申請フォーム、郵送、ファックスまたは電子メールによる提出

③意見提出者数及び意見の件数

・意見提出者数　10人（0団体）
・意見の件数　　38件

④意見の内容

意見の概要とその対応については、仙台市ホームページで公開。

4　関連する計画

(1)本市上位計画

①「仙台市基本計画2021－2030」（令和3年3月策定）

本市は、「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City”SENDAI ～」をまちづくりの理念とし、それを具現化する4つの目指す都市の姿の一つとして「学びと実践の機会があふれるまち」を掲げています。

その実現に向けた諸施策の中で、本史跡をはじめとする「貴重な文化財の保全と活用を進めるとともに、地域の歴史資産への関心を高める取り組みを進めます。」として、「学びを楽しむ環境をつくる」ことを目指しており、本史跡もこの施策の一つに位置付けられます。

また目指す都市の姿のうち「杜の恵みと共に暮らすまちへ」では、「仙台平野の原風景である居久根やランドマークとなる名木・古木など、みどりの歴史を継承し、活かす取り組みを進めます。」として、「歴史と趣を感じる景観をつくる」ことを目指しており、本史跡においても史跡中心部にあるケヤキを活かした整備が求められます。

太白区の地域づくりの方向性としては、（３）豊かな地域資源を活かした賑わいと潤いのあるまちとして、郡山遺跡や富沢遺跡に代表される歴史資産や秋保の田植踊などの民俗芸能といった豊か

な地域資源を守り、磨き上げながら、その魅力を区ごとの地域づくりの方向性実感できるよう、学び、感じ、伝える機会や場を創出し、賑わいと潤いのあるまちづくりを推進するとしています。

②「仙台市教育基本構想2021」（令和3年3月策定）

本市は、前掲の「仙台市基本計画」の理念を共有しつつ、「人がまちをつくり、まちが人を育む学びの循環のもと、たくましく、しなやかに自立する人を育てます」を教育における基本理念として掲げています。この実現に向けた6つの基本方針のうち、「基本方針Ⅴ　学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり」で「Ⅴ-4　豊かな歴史・文化を活用した学びの機会づくり」が位置付けられており、具体的には「歴史・文化資源の発掘・調査・保全を進めるとともに、それらを有効に活用し、市民や仙台を訪れた人が歴史に親しみ、より一層学び、楽しめる機会を創出」することを取組方針として示しています。

(2)本市の他の計画等との関連

①「仙台市みどりの基本計画2021-2030」（令和3年6月策定）

「基本方針3　みどりを誇りとするまち」の施策の柱の一つとして「⑧歴史と文化の香るみどりを守り、継承する」ことが掲げられており、その中の施策の一つとして「郡山遺跡整備事業」が位置付けられ、歴史・文化と調和するみどりの創出・充実のため、郡山遺跡整備に取り組むこととしています。

②仙台市都市計画マスタープラン（令和3年3月策定）

「基本方針4：杜の都の継承と安全・安心な都市環境の充実」に対して、各部門別の方針の一つとして「みどりと水による潤いのある都市空間の形成」や「歴史や文化・伝統などを生かした景観の形成」などが挙げられており、史跡地内に所在する居久根（いぐね）との関連から、本史跡の整備もこの方向性に則って行う必要があります。また、「都市施設などの防災・減災機能の強化」や「防犯に配慮した都市の構築」などの部門別の方針も挙げられており、史跡地内のオープンスペースの整備についてはこの方向性に則って行う必要があります。

③仙台市「杜の都」景観計画（平成21年3月策定、平成25年6月・令和4年6月変更）

景観計画では市内全域を景観特性に応じた８つのゾーンに区分しており、本計画の対象範囲（郡山遺跡周辺）は「商業業務地ゾーン」、「沿線市街地ゾーン」、「郊外住宅地ゾーン」に該当しています。

また、良好な景観形成を図るためゾーンに応じた建築物等の制限（形態・意匠、高さ、色彩、緑化）が定められています。

④地下鉄沿線まちづくりの推進プラン（令和4年3月策定）

方針1『「安全安心で誰もが快適に暮らしやすいまち」の創造』のうち、方向性③「暮らしの質を高める美しい街並み景観の形成」において、「・・・農村の原風景ともいえる居久根など、これら沿線の美しい地域景観資源の保全を図ります。」とあり、本史跡中心部にあるケヤキもこの施策の一つとして位置付けられます。

また方針3『「多種多様な資源を体験できる魅力的で楽しいまち」の創造』のうち、方向性⑨「沿線の多様な資源に触れることができる空間の形成」において、「市内外から多くの人が訪れ、本市の新たな魅力や交流が生み出されるような、多様な機能・価値を持った開かれた空間の整備等を推進します。」としており、本史跡においてもこの方向性を活かした整備が求められます。

⑤仙台市バリアフリー基本構想（令和3年3月策定）

基本理念である「すべての市民 がともに生きる 共生 の理念のもと、誰もが互いに理解し共に支え合う環境づくりと バリアフリーによる移動等 の円滑化を図り、「多様性が社会を動かす共生のまち」仙台を創出する」ための基本方針として、「全体像：社会参加・自己実現の支援」、「ソフト：市民の支え合い、心のバリアフリー」、「ハード：魅力的で安心･安全な機能集約型都市づくり」、「実施体制：市民力の発揮、市民・事業者・行政の協働」が示されています。全体像で示すように、ユニバーサルデザインの考え方を導入しながら、利用しやすく安心・安全なバリアフリー空間を整備することにより、誰もが心豊かに暮らし続けることができる都市「多様性が社会を動かす共生のまち」を目指した整備が求められます。

⑥「仙台市ダイバーシティ推進指針」（令和7年3月策定）

本市は、市民と行政の連携のもと、多文化共生やバリアフリー、防災・減災の取り組みなど様々な分野において､多様性を尊重した共生のまちづくりを進めてきたまちです。さまざまな「ちがい」を受容してきた歴史や文化などをさらに発展させながら、年齢や性別、国籍、障害の有無などに関わらず、誰もが安全・安心に暮らし、自分らしく活躍できるまちづくりを進めています。推進指針では、誰もが不利益を受けたり排除されたりすることがない社会を目指すことを基盤に位置づけており、本基本計画においても、多様性に配慮した取り組みを推進していきます。

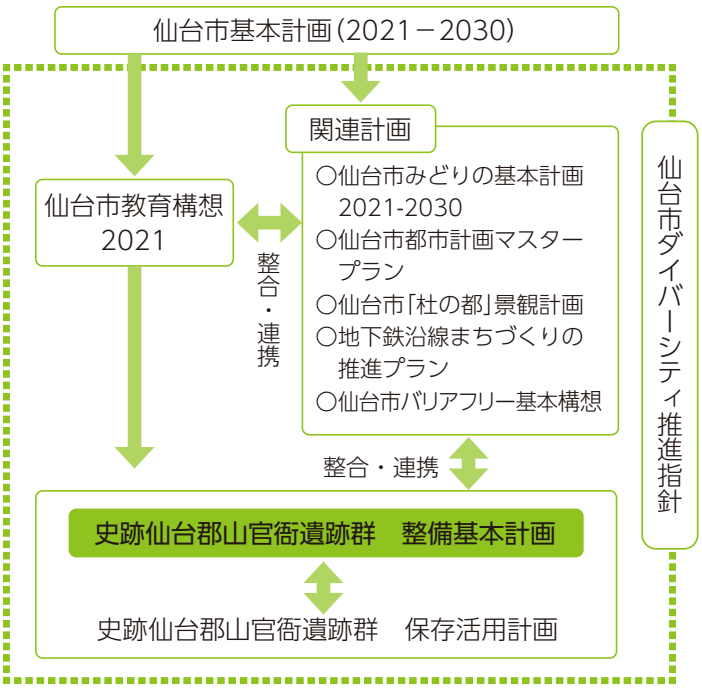
(3)史跡郡山官衙遺跡群保存活用計画（令和6年3月策定）

保存活用計画では保存･管理、活用、整備、運営・体制整備の4項目について基本方針を定めています。

保存・管理の基本方針では発掘調査に基づく保存・管理を行うこと、市民の理解と協力を得ること、引き続き史跡化・公有化を実施することを示しています。

活用の基本方針では発掘調査に基づき活用すること、多方面と連携し、多様な情報発信を行うこと、多様な視点（学びの場・親しむ場・楽しむ場）から活用を行う事を示しています。

整備の基本方針では市民生活と調和を図りながら、コスト意識に留意して進めること、史跡の壮大さ・本質的価値・歴史を体感できるような整備を行うこと、教育や学習の場、市民の憩いの場、文化・観光・防災に資する場とするとともに､多様な人が快適に見学できるような整備を行うことを示しています。



主な関連計画との関係

運営・体制整備の基本方針については市関連部局・関連教育機関・専門機関等と連携した運営を行うこと、市民の理解と協力を得られるような関係を構築すること。持続可能な体制を整備することを示しています。

(4)SDGsとの関わり



SDGs（持続可能な開発目標）17のゴール（目標）のうち、11「住み続けられるまちづくりを」のターゲットに、11-4「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。」が位置づけられていることから、SDGs達成への貢献を目指していきます。

(5)開発計画

特になし

(6)宮城県文化財保存活用大綱

平成30(2018)年6月の文化財保護法改正を受けて、宮城県が実施する文化財にかかる事業とその目標を再整理し体系化することなどを目的として、令和3(2021)年3月に当該大綱が策定されました。その中で､文化財の保存･活用を推進するための視点として4つの基本方針が示されています。そのうち、方針１ではボランティアや市民団体などとの積極的な連携体制の構築の必要性、方針3では地域の社会活動や学校教育の中に意図的に文化財を位置付け持続可能な保存・活用を行っていくことなどが示されています。

5　計画の構成と内容

本計画は史跡仙台郡山官衙遺跡群の史跡整備の基本方針を示すものです。

第１章で計画策定の目的を明確にし、第2章で史跡周辺の概要把握のため、計画地の現状の整理、第3章では遺跡を含めた各種調査結果と史跡の指定状況をまとめた上で、史跡の本質的価値を示します。第4章では整備に関わっての現状と課題を整理し、第5章で基本理念と整備方針を示します。第6章では各項目についての現状と課題についての具体的な整備方針を明らかにし、第7章では今後8年間で優先的に実施する事業計画についてのスケジュールを記します。

6　計画の期間

本計画は「保存活用計画」に基づき令和25年度までの18年間を対象期間とし、この期間における整備目標を策定するものです。なお、令和8年度から令和15年度の8年間に、優先的に実施する整備内容については第7章の事業計画で示します。

令和16年度以降の事業計画については、調査研究の進展や整備の進捗状況や社会状況を踏まえて、計画期間の後期に検討することとします。

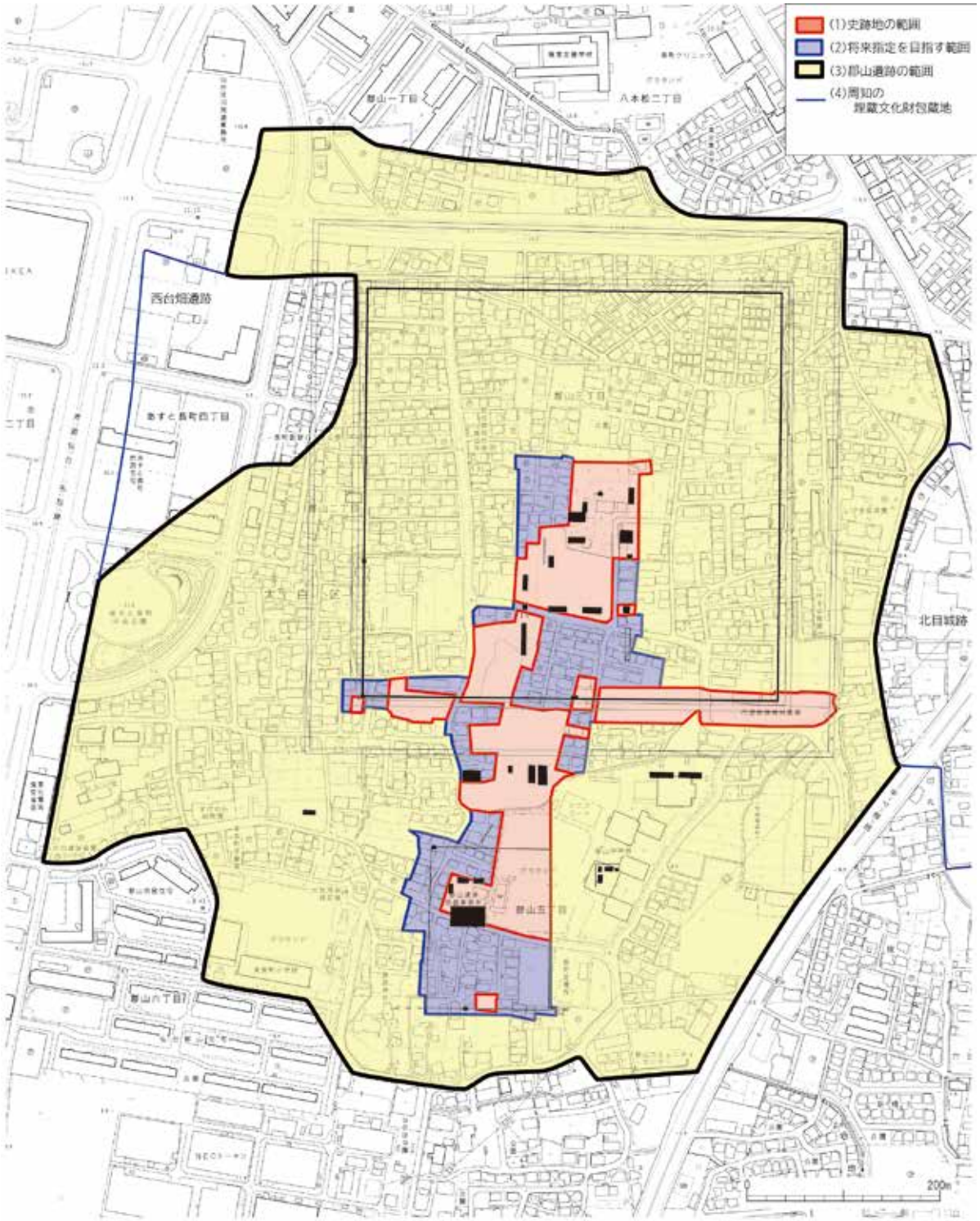
7　計画の対象範囲

本計画では史跡仙台郡山官衙遺跡群および、郡山遺跡の埋蔵文化財包蔵地範囲を対象とします。

現状の史跡地及び、追加指定範囲はⅡ期官衙を基準に設定されています。その一方で、これまでの発掘調査により最初に造られた官衙（Ⅰ期官衙）やⅡ期官衙域が、史跡および将来史跡を目指す範囲

の外側（遺跡範囲）まで広がっていることが分かってきました。史跡地より広い範囲が当時の役所としての機能を果たしており、そのような広大な空間にかつての官衙が存在していたことを体感できるような整備を目指し、遺跡範囲までを含めた範囲を本計画の対象範囲とします。

具体的には史跡地内における遺構表示等現地の整備内容に限らず、埋蔵文化財包蔵地範囲に所在する郡山中学校や東長町小学校をはじめとした周辺の教育施設との関わりや、周辺から史跡地内へのアクセス方法、既存の遺跡説明板、郡山中学校に所在する遺構表現を含めた望ましい関係について示します。また、本計画は事業進捗や社会状況の変化に応じて適宜見直すものとします。



計画の対象範囲

第２章　計画地の現状

1　自然的環境

(1)位置と立地

仙台市は宮城県の中央に位置しています。市域は東西50,579km、南北31,204kmと東西に長く、面積は786.35km²です。仙台郡山官衙遺跡群がある太白区は市の南部に位置し、東は太平洋、西は山形県境と接し、北は富谷市、多賀城市等、西は山形県、南は名取市等に接しています。

郡山遺跡は仙台市の中心市街地から東南約5kmの仙台平野を東流する名取川とその支流である広瀬川とに挟まれた、郡山低地の中央やや東寄りの標高8～11mの自然堤防と後背湿地上に立地しています。

郡山の地に古代陸奥国の役所・寺院跡である本史跡が立地する理由としては、①名取川と広瀬川が本史跡から南東へ1.5kmで合流し、この合流点から名取川の河口までが6kmと近く、太平洋の海上交通や河川交通上、利便性の高い位置であること、②東北地方の北と南をつなぐ仙台平野のほぼ中央に位置するとともに、仙台湾の海岸線から奥羽山系までの最短距離ライン上にあり、名取川を遡って峠を越え、山形県の内陸部（最上・置賜地方）へも移動しやすい位置にあること、③名取川・広瀬川は渇水期に郡山付近において徒歩での渡河が可能であったとみられ、周辺に古代の官道である「東山道」も通っていたと推測されるなど、古代の陸上交通においても重要な位置と考えられること、などが挙げられます。



仙台平野の広がり
（仙台市史特別編1自然 より引用、一部加筆）



郡山遺跡周辺から太平洋を望む（昭和62年撮影）（西から撮影）



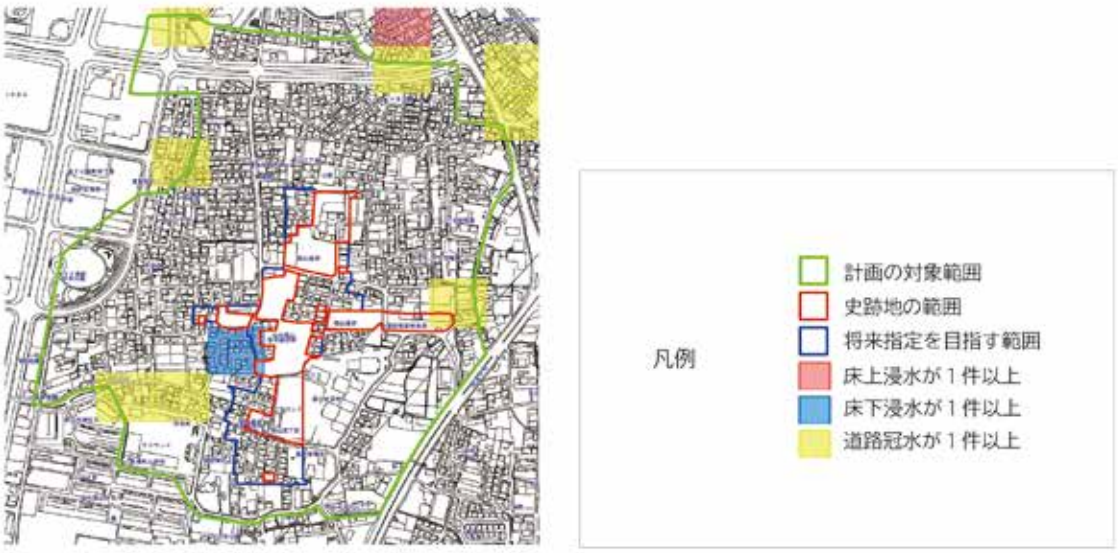
（地理院タイルに遺跡位置を追記）

仙台郡山官衙遺跡群の位置

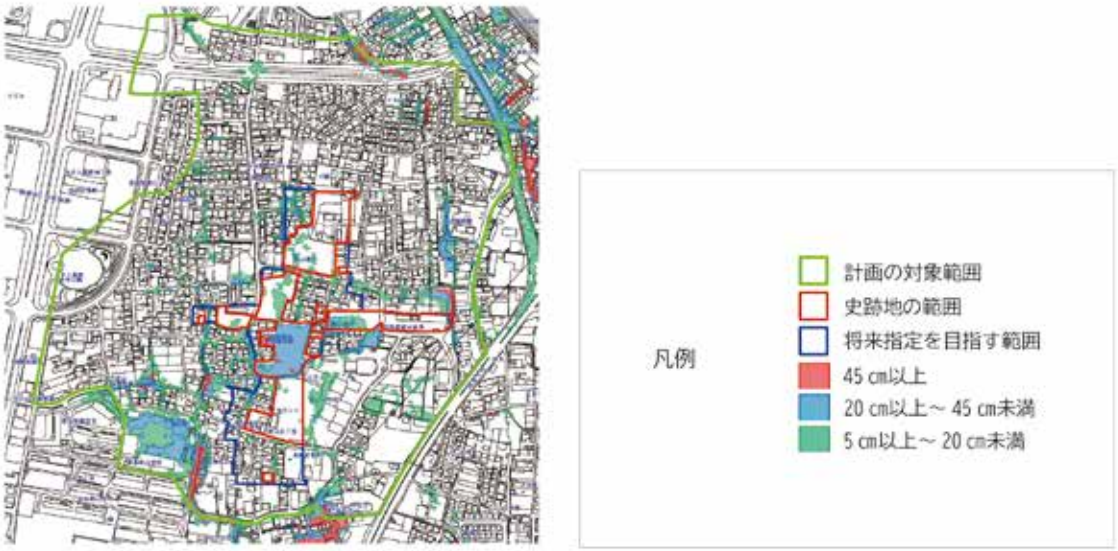
(2)気象

郡山遺跡の位置する仙台市南部の気候は、太平洋に面した海洋性気候のため、寒暖の差が少なく、冬は奥羽山脈からの乾いた北西の風のために、積雪も少ない特徴があります。過去10年間（2014～2023年）の記録では、年平均気温が13.8℃（最高37.3℃、最低－7.6℃）、平均年間合計降水量は1,217.3㎜となっています。また、同期間において、「激しい雨」とされる1時間当たり降水量が30㎜以上観測された日は10日観測されています。（参考：気象庁ホームページ 「過去の気象データ」―「仙台」―「月平均気温」・「月最高気温」・「月最低気温」・「降水量の月合計」・「1時間降水量の日最大」―「2015年１月～2024年12月」）

大雨時の指定地周辺の状況としては、遺跡南西部で平成13年度から令和5年度にかけて床下浸水や道路冠水が発生しており、仙台市内水浸水想定区域図をみると、過去50年間における市内で最大級の大雨が区域全体に降った場合、周辺宅地からの流入先となり、史跡地南側は20～45㎝の浸水地になると想定されています。また、大雨によって河川などが氾濫した場合の洪水ハザードマッ

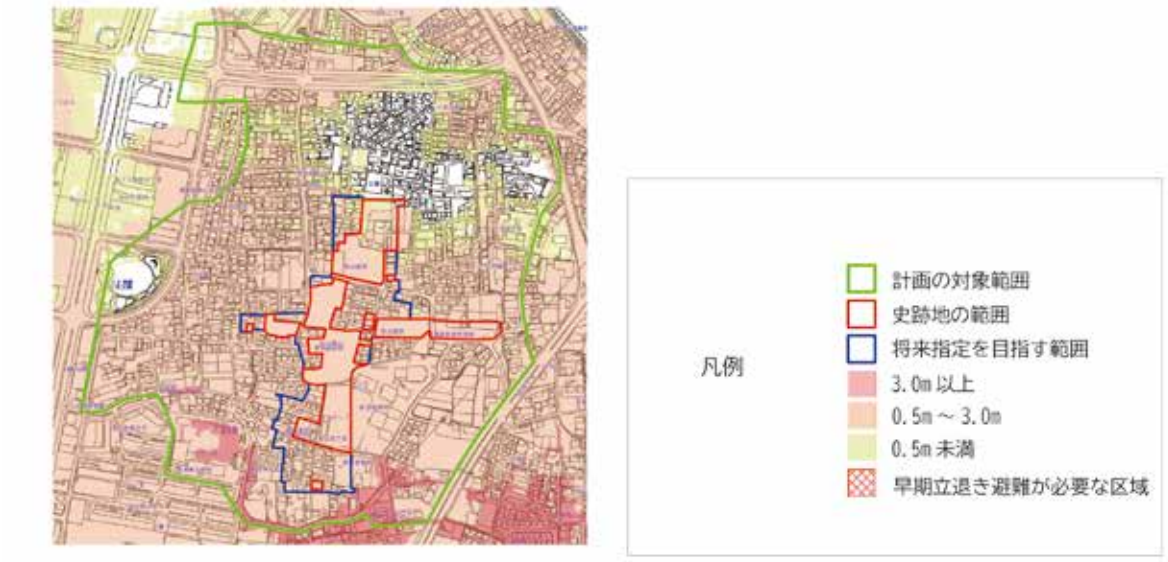


せんだいくらしのマップ“浸水履歴”に計画対象範囲を表示



せんだいくらしのマップ“内水ハザードマップ”に計画対象範囲を表示

プをみると、遺跡地内の大半が冠水する場合もあると想定されています。（参考：仙台市ホームページ「せんだいくらしのマップ」―「浸水履歴」・「内水ハザードマップ」・「洪水ハザードマップ」）



せんだいくらしのマップ“洪水ハザードマップ”に計画対象範囲を表示

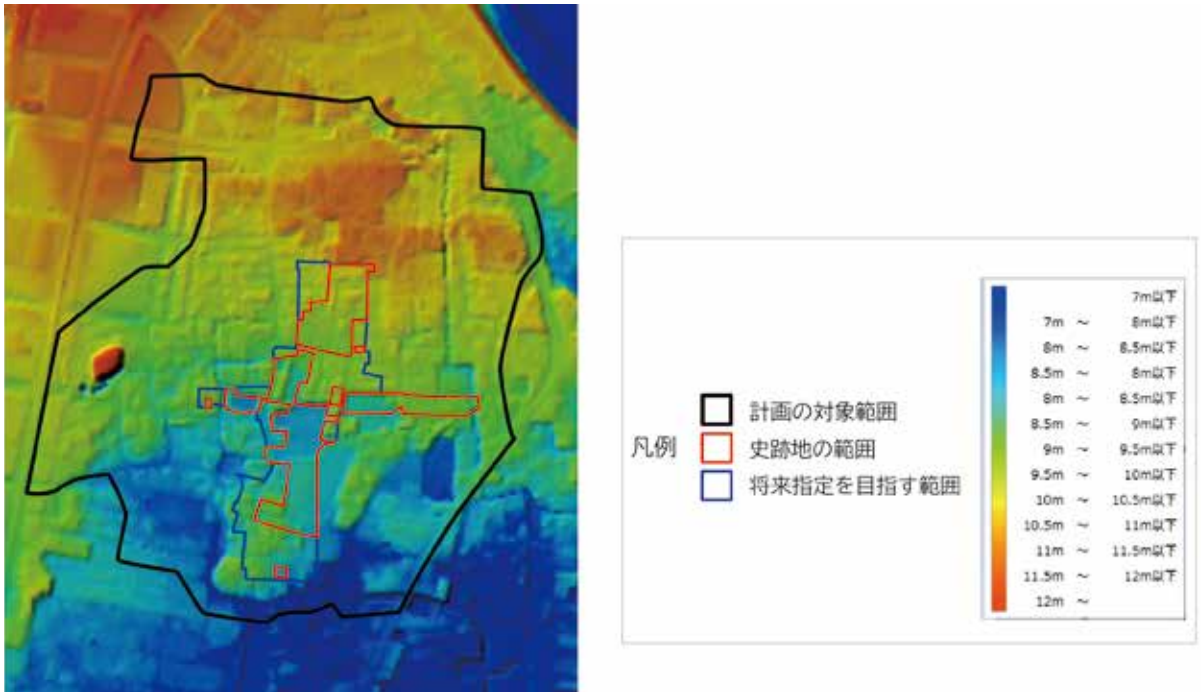
(3)地形・地質

仙台市は市域の北端から西端にかけて、東北地方の脊梁と言われる奥羽山脈が走り、市域の最高地点を一角にもつ船形山（標高1,500m）をはじめ、標高1,000m級の山並みが連なっています。その東には、広い丘陵地が続き、その間を七北田川、広瀬川、名取川が東流して太平洋に注ぎ、これら3河川の堆積によって形成された平野が丘陵地の東側に広がっています。中流域には河岸台地や段丘が発達し、これらと丘陵地の一部は主として市街地、西部の山地と丘陵地は山林、東部の低地は主に農耕地となっています。



仙台市および周辺地域の地形区分図
（仙台市史特別編1自然 より引用、一部加筆）

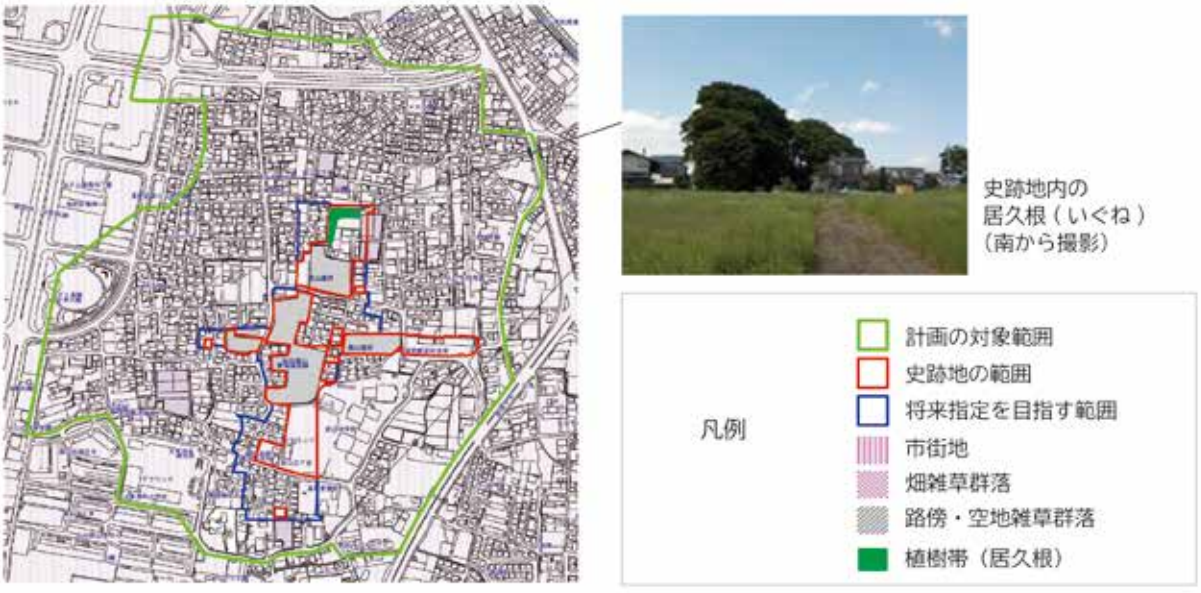
郡山遺跡は仙台市の中心市街地から東南約5㎞の仙台平野を東流する名取川とその支流である広瀬川とに挟まれた、郡山低地の中央やや東寄りの標高8～11mの自然堤防と後背湿地上に立地しています。遺跡内には数条の旧河道が確認されており、中でも遺跡南側に入りこんだ旧河道は顕著であり、現状でも1～1.5mの比高差が認められます。また、発掘調査によって遺跡北西部にも古代に遡る河川跡が発見されています。



計画対象地周辺の微地形起伏
（「自分で作る色別標高図」（国土地理院）で標高図を作成の上、計画対象範囲を表示）

(4)植生

史跡指定範囲はほとんどが雑草地となっています。また計画対象地周辺は宅地化が進んでおり、仙台市自然環境基礎調査に基づく植生図によると、その多くが市街地で、一部、畑地による雑草地が認められます（参考：仙台市ホームページ「せんだいくらしのマップ」―「植生図」）。そのため上記植生図には表れていませんが史跡地内に所在する居久根(いぐね＝屋敷林)が周辺一帯における貴重な植生となっています。居久根は北～東に「(かぎ)状に植えられたケヤキからなり、その他にツバキ等も混生しています。居久根に関しては史跡周辺の歴史的変遷を構成する要素である一方で、手つかずのまま巨木化している現状もあります。



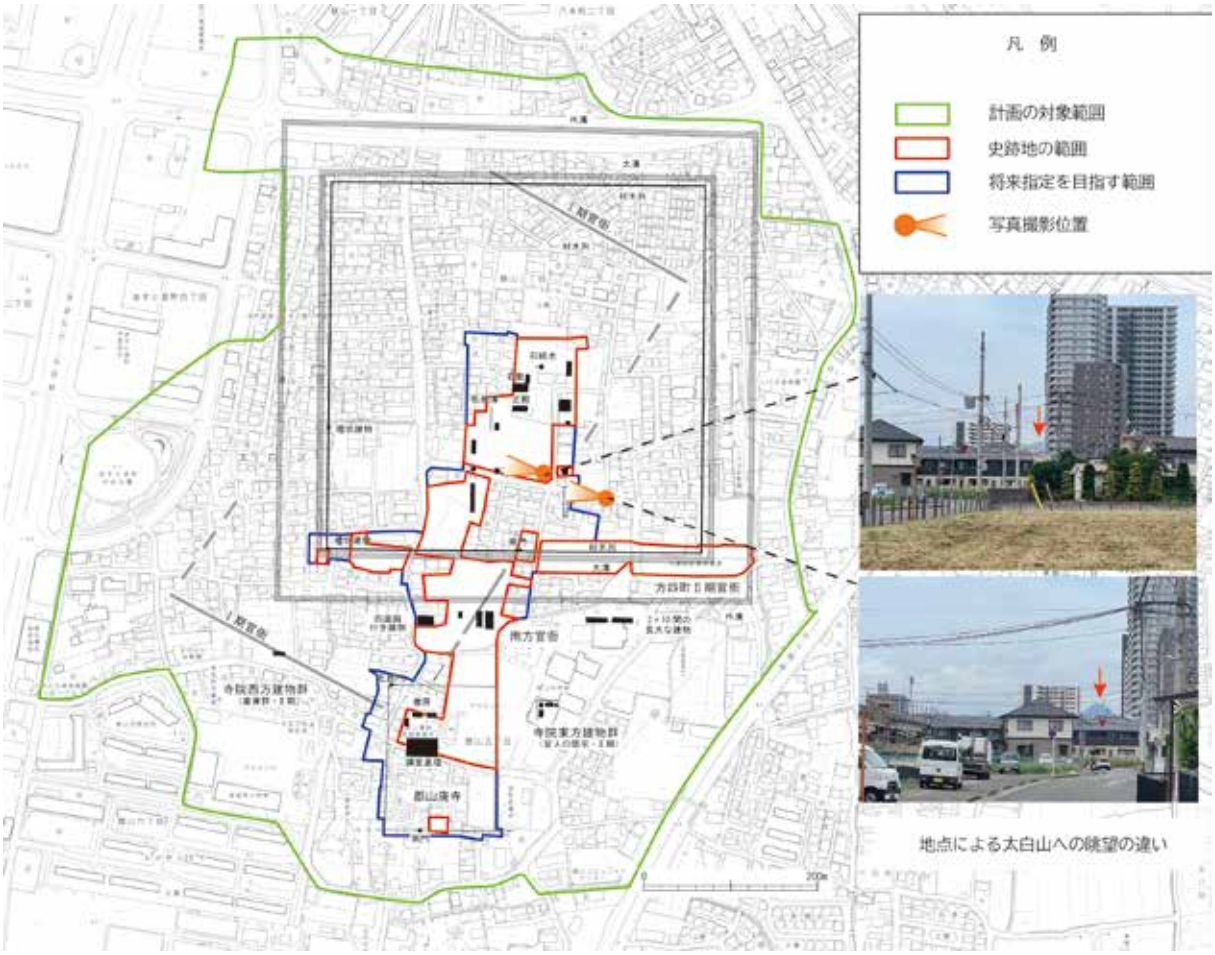
せんだいくらしのマップ“植生図”に居久根範囲を加筆の上、計画対象範囲を表示

(5)景観

昭和50年代中頃まで長町駅東側は農地の多い地区だったこともあり、郡山遺跡から8.25㎞西方にある太白山（標高320.61m）を望むことができました。官衙が造営された当時も太白山を見ることができたと想定され、官衙において行われた儀式等との関連も推測されています。しかし、近年は隣接するあすと長町地区における高層建築物の増加に伴い、史跡地と太白山の間を遮断している状況です。また、遺跡内から太白山が見える地点は市道上からなどに限られ、安全上の課題があります。



遺跡内から太白山を望む
（平成初め頃撮影）



平成28年修正　都市計画基本図を加工

計画対象地周辺における眺望点

2　歴史的環境

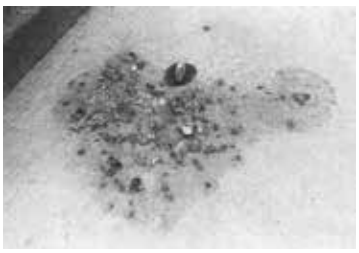
(1)郡山遺跡周辺の歴史的変遷

【旧石器時代】

郡山遺跡では同時期の痕跡は確認されていませんが、郡山低地の後背湿地上にある富沢遺跡からは、火を焚いた跡とその周りから100点以上の石器が出土しています。当時の環境を復元できる樹木や葉、昆虫、動物の糞なども発見され、2万年前の仙台の様子を伝えています。

【縄文時代】

縄文時代の後期になると沖積地に遺跡が集中する様相がみられ、郡山遺跡でも明確な遺構は確認されていませんが、官衙の下層から縄文時代後期後半の土器や、縄文時代晩期の土器片が出土しており、何らかの活動が行われていたと考えられます。



縄文時代後期の遺構・遺物

【弥生時代】

弥生時代前期初頭の土器片や中期中頃以前の水田跡が見つかっており、隣接する西台畑遺跡からも中期中頃の合わせ口土器棺とみられる土器や、人骨を伴う土壙墓が見つかっています。また、富沢遺跡では弥生時代中～後期の大規模な水田跡が見つかるなど、郡山低地は生産域や墓域としての利用が窺えます。



弥生時代の水田跡

【古墳時代】

古墳の周溝とみられる溝跡が見つかっていますが、詳細は不明です。周辺では古墳時代中期後半から後期にかけて小規模な円墳や前方後円墳からなる大野田古墳群が名取川の北岸に造営されます。また郡山遺跡から北西へ約1.5㎞の向山地区では丘陵斜面に横穴墓群がつくられ、奈良時代まで継続する横穴墓もあります。



古墳周溝とみられる溝跡

【飛鳥・奈良時代】

郡山遺跡や隣接する長町駅東･西台畑遺跡では、Ⅰ期官衙が造営される前から竪穴住居が造られ、関東地方の特徴を持つ土師器が出土しています。Ⅰ期官衙の造営に先立ち、関東地方からの移住があったものと考えられます。7世紀中ごろ～末葉にはⅠ期官衙、7世紀末葉～8世紀半ば頃にはⅡ期官衙が機能していましたが、多賀城の創建や国分寺・国分尼寺の建立の中で官衙は順次機能を終えたと考えられます。

なお、8世紀には出来上がっていたとみられる東山道(未発見)は、名取川・広瀬川の徒歩での渡河可能地点から考えて郡山遺跡周辺を通っていたと推測されます。

【平安時代】

仙台平野南部の平安時代の遺跡は、自然堤防上において拡大し、検出される竪穴住居跡の軒数も増加します。郡山遺跡では10世紀前半代に降下した灰白色火山灰の時期を前後する水田跡が見つかっており、生産域として利用されていたと考えられます。また、郡山遺跡では古代末期のものと推測される溝跡も見つかっており、道路や屋敷の区画となる可能性が考えられています。



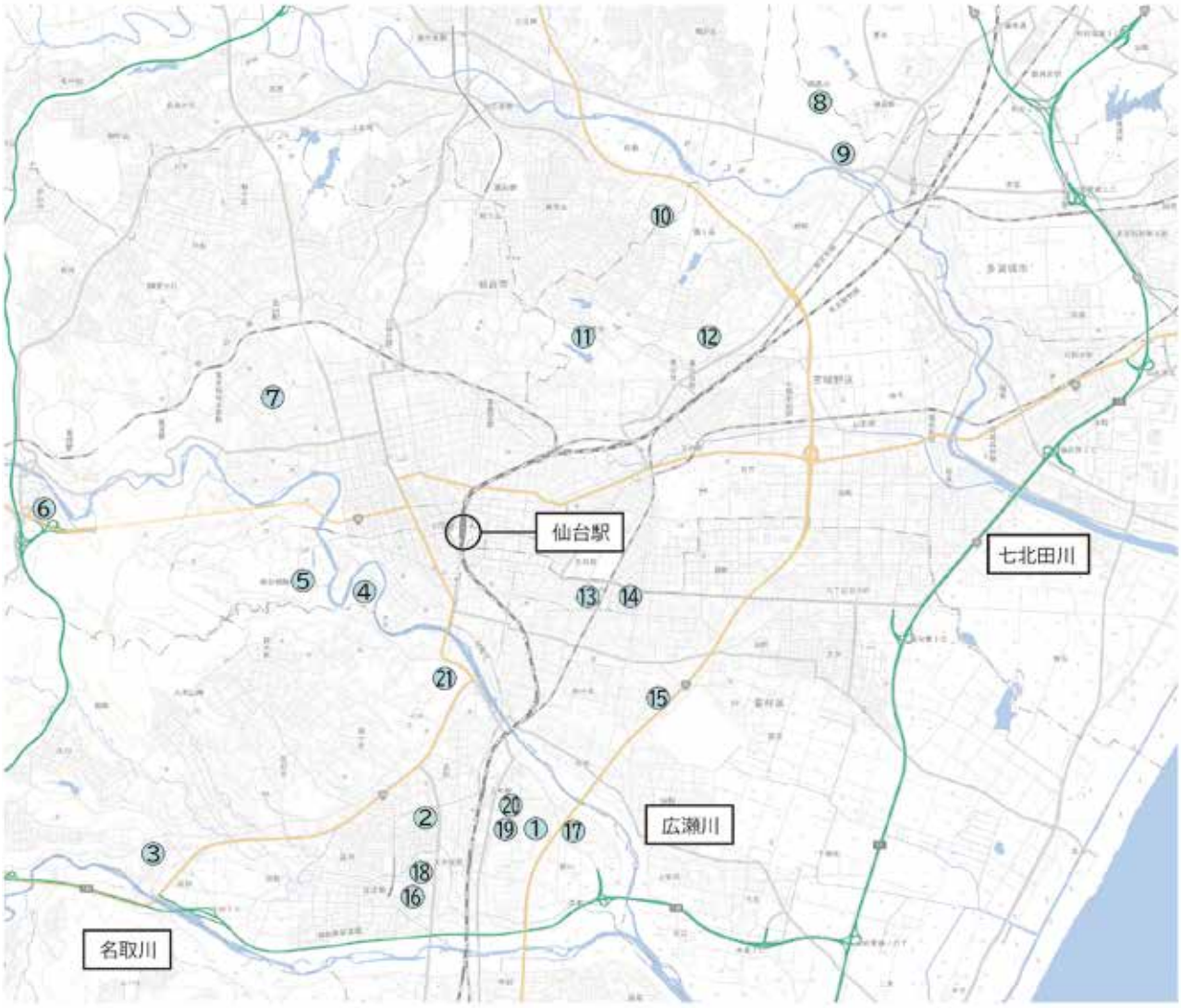
古代末期の溝跡

【中世】

仙台平野南部の各所から堀により区画された屋敷跡が発見されており、富沢遺跡などでは13世紀以降、水田が屋敷跡近くで作られていたことがわかっています。郡山遺跡では古代以降とみられる水田跡が見つかっていますが、屋敷跡等は見つかっていません。なお、鎌倉時代の奥州合戦時には、郡山を通っていたと推定される奥大道(未発見)を源頼朝軍が通過したと考えられます。

【近世以降】

関ヶ原の合戦が起こると、伊達政宗は慶長5(1600)年7月に名取郡北目城に入り、ここを拠点として上杉方と対峙しました。安永元(1772)年に完成した「封内風土記」によれば、郡山村は戸口67、男女375人と神社や古墨(北目城)などがあると記されています。江戸時代以降明治初年まで奥州街道沿いの長町と隣接しながら、郡山地域は農村的な姿を留めていたようです。明治20(1887)年に塩釜まで東北本線が開通すると、郡山の地は長町方面と線路により分断されたこともあり、長く農村の風景を留めていましたが、昭和40年代に国道4号が開通すると宅地化が進みました。



（地理院タイルに遺跡位置を追記）

①仙台郡山官衙遺跡群	②富沢遺跡(富沢遺跡保存館)	③山田上ノ台遺跡(縄文の森広場)
④経ヶ峯伊達家墓所	⑤仙台城跡	⑥郷六城跡
⑦林子平墓	⑧岩切城跡	⑨東光寺の石窟群域・西平場
⑩松森焔硝蔵跡	⑪与兵衛沼窯跡	⑫善応寺横穴古墳群
⑬陸奥国分寺跡	⑭陸奥国分尼寺跡	⑮遠見塚古墳
⑯大野田古墳群	⑰北目城跡	⑱大野田官衙遺跡
⑲長町駅東遺跡	⑳西台畑遺跡	㉑向山横穴墓群

仙台市内の国指定史跡、主な市指定史跡など

(2)郡山遺跡周辺の関連する文化財

・大野田官衙遺跡

笊川と旧笊川に挟まれた自然堤防上に立地する官衙跡と考えられています。幅3～4mの大溝が、真北方向を基準にして、東西約196m、南北約259mの規模で方形に巡らされていることが確認されました。大溝の区画内からは真北方向を向いた掘立柱建物跡が、大型のものも含んで6棟、東西対称の形で検出されたことから、何らかの官衙遺跡であると考えられます。建物は、2時期にわたり利用されており、郡山遺跡Ⅱ期官衙とほぼ同時期と考えられますが明らかとなっていません。この遺跡は、北東約1.5kmに位置する郡山遺跡Ⅱ期官衙と密接な関わりが窺えます。



掘立柱建物跡(大野田官衙遺跡)

・長町駅東遺跡・西台畑遺跡

長町駅東遺跡と西台畑遺跡は、広瀬川によって形成された自然堤防から後背湿地にかけて立地し、郡山遺跡の北西と南西に隣接しています。両遺跡を合わせて800軒を超える竪穴住居跡や掘立柱建物跡などが検出されており、かなりの密度で重複しています。関東地方の特徴を示す土器も出土しており、移民の存在や、統治との関わりが想定されています。また集落内には幅4mの大溝跡やこれと平行して配置される材木列や柱列があり、集落内を区画する施設と考えられます。大部分が6世紀末葉から8世紀初頭の時期で、7世紀中葉以降は郡山官衙と同時期に存在していることから、郡山遺跡の官衙の造営や維持･管理･運営に携わった人々の集落跡と考えられます。



重複する竪穴住居跡(長町駅東遺跡)

・向山横穴墓群（大年寺山横穴墓群、愛宕山横穴墓群、宗禅寺横穴墓群、茂ケ崎横穴墓群、二ツ沢横穴墓群）

向山横穴墓群は、向山地区一帯の丘陵斜面に築かれた横穴墓群の総称です。南北約1.5㎞の間に約100基の横穴墓が確認されているが、埋没している横穴墓も数多く想定され、実数は200基を超すと考えられています。仙台平野では、7世紀初頭より横穴墓群の造営が開始され、7世紀中頃から後半にかけてピークを迎えます。この頃に、南東約1.5kmに位置する郡山遺跡では、官衙が造営されており、同時期に営まれた向山横穴墓群は、多賀城創建以前の地方支配の拠点を支えた人々を中心とする墓域と考えられています。



装飾横穴墓(愛宕山横穴墓群)

３　社会的環境

仙台市は明治22年の市制施行以来、7回にわたって周辺市町村を編入し、現在の総面積は約786㎢で、政令指定都市の中では浜松市、静岡市、札幌市、広島市、京都市に次ぐ第6位の広さになっています。また推計人口は、1,097,620人（令和6年1月1日現在）で、東北の中枢都市として発展を続けています。

(1)計画対象範囲における文化財保護法以外の法令による規制

（図は「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」（令和7年5月時点）をもとに、計画の対象範囲等を追加）

①都市計画法

史跡地および史跡を目指す範囲は、「都市計画区域」の市街化区域（「第二種住居地域・第3種高度地区」）に指定されています。なお、郡山遺跡の一部は、「都市計画区域」の市街化区域（「工業地域・高度指定なし」、「商業地域・高度指定なし」、「準工業地域・第4種高度地区」、「近隣商業地域・第4種高度地区」）に指定されています。



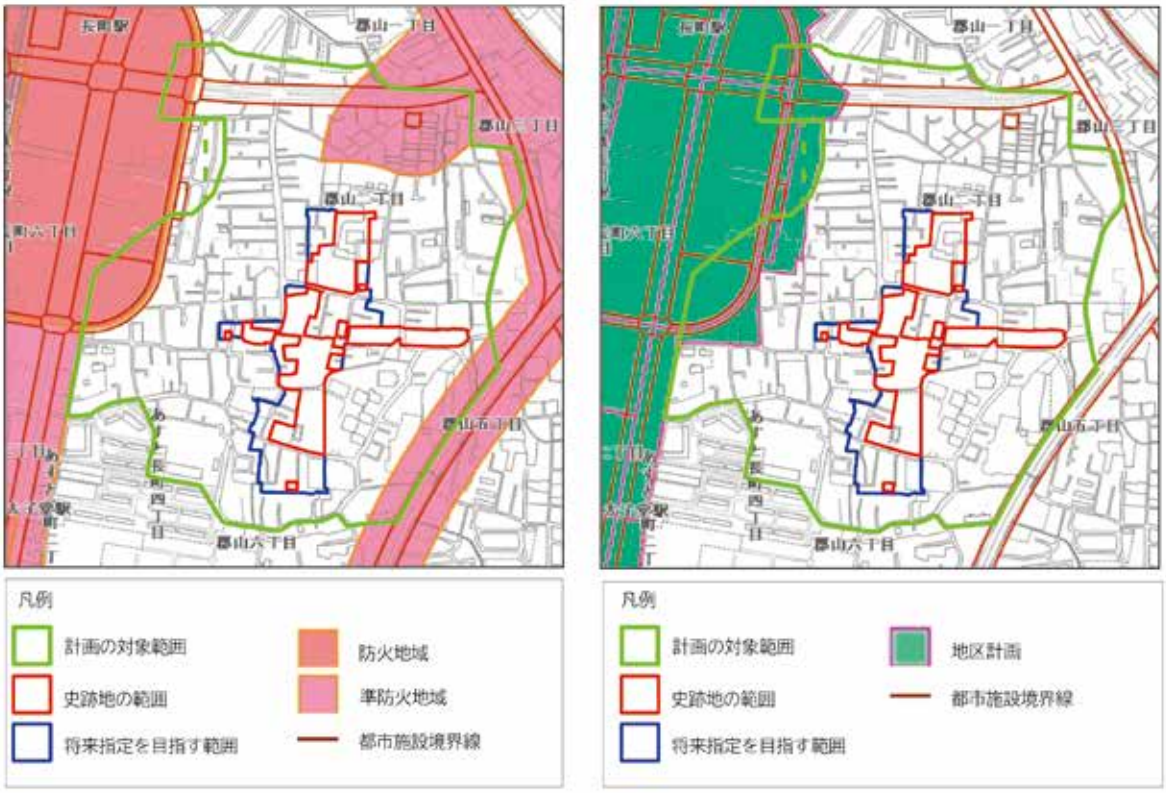
用途地域　区域図



高度地区　区域図

また、郡山遺跡の一部は、「防火地域」および「準防火地域」に指定されています。

なお、郡山遺跡の一部は、都市計画法の規定による地区計画が定められた区域（「あすと長町東部」・「あすと長町中央」）に該当します。これらの該当区域に応じて、建物用途、容積率、建ぺい率等の制限が定められています。



防火指定　区域図　　地区計画　区域図

②道路法・道路交通法

市道について適用されています。市道にはみ出して工事をする場合や、市道上に看板、日除け等を設置する場合は太白区長へ占用許可を受ける必要があります。また、工事内容により仙台南警察署の道路使用許可を受ける必要があります。

③仙台市屋外広告物条例

史跡地は「禁止地域」、史跡を目指す範囲は「第二種許可地域」、郡山遺跡範囲は「第二種許可地域」、「第三種許可地域」および「禁止地域」に指定されています。

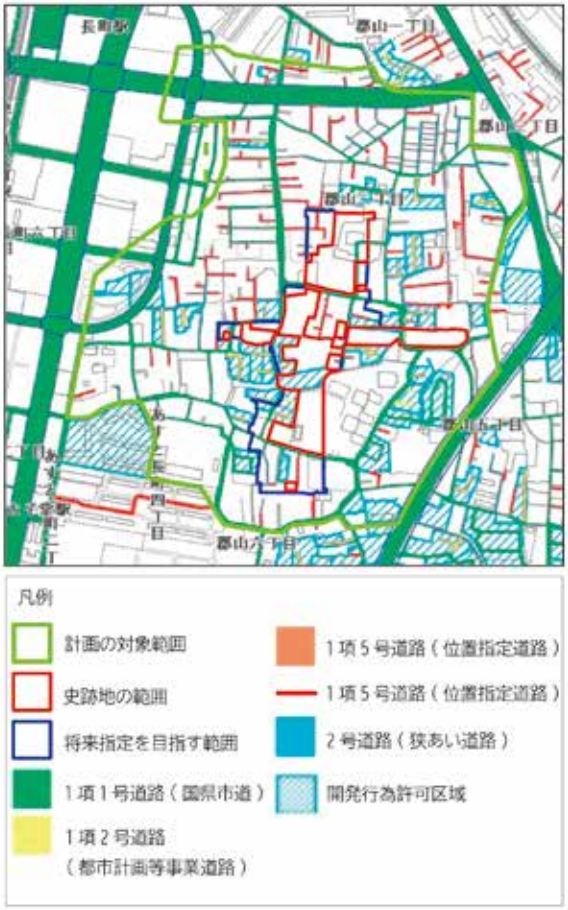
「禁止地域」では、原則として広告物の掲出は禁止されており、「第二種許可地域」および「第三種許可地域」では屋外広告物を掲出する場合は、あらかじめ太白区長の許可を受ける必要があります。なお、規制地域に該当する場合でも、日常生活や経済活動を行っていくうえで、必要最小限な一定の広告物については許可申請を行わなくとも掲出することが可能です。

④広瀬川の清流を守る条例

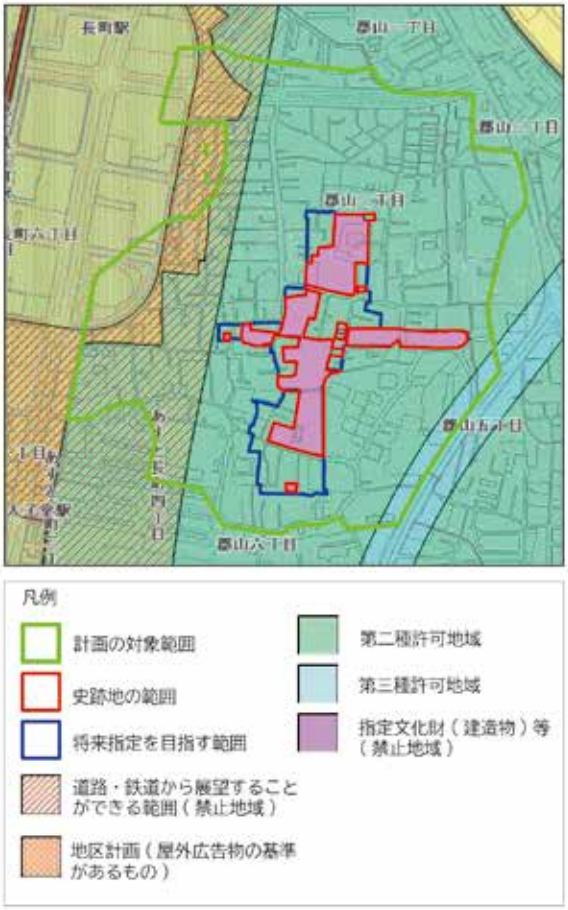
史跡地および郡山遺跡範囲の一部が「水質保全区域」に指定されています。「水質保全区域」では広瀬川の流域に、工場等を設置し、広瀬川に水を排出しようとする場合は、あらかじめ仙台市長の許可を受ける必要があります。

⑤建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例（駐車場附置義務条例）

史跡地および史跡を目指す範囲の一部が「近隣商業地域等（周辺地区）」、郡山遺跡範囲の一部が「近隣商業地域等（周辺地区）」および「他の商業地域」に指定されています。該当地域においては、各区域で定められた一定規模以上の建築等を行う場合は、建築物または建築施設内への駐車施設の附置と仙台市への届出が必要となります。



指定道路図



仙台市屋外広告物条例に基づく区域図



広瀬川の清流を守る条例に基づく区域図



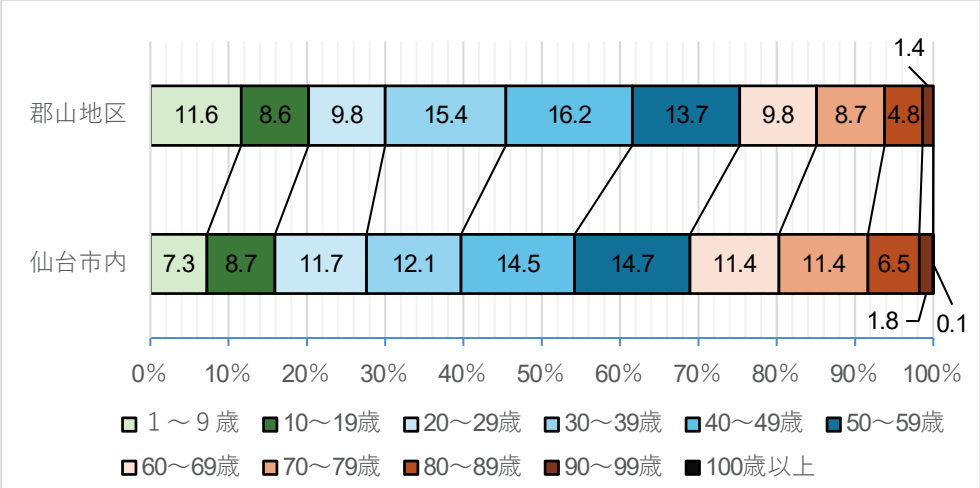
駐車場附置義務条例に基づく区域図

(2)人口・産業

仙台市の推計人口は1,064,910人で、世帯数は548,462世帯に及びます（参考：仙台市ホームページ「統計情報せんだい」－「月別の住民基本台帳人口」令和6年10月1日現在）。このうち、郡山遺跡の周辺であるあすと長町1～4丁目、郡山1～8丁目の推計人口は令和6年10月1日現在で17,832人であり、世帯数は8,287世帯になります。また、同地域の5歳階級別の人口をみると、25～59歳までの現役・子育て世代にピークがあり、次いで0～14歳のこども層にピークがあります。そして60歳以上の高齢者と15～24歳までの若者層はおよそ同程度となっており、仙台市全体と比較すると60歳以下の現役世代が多い傾向にあります。（参考：仙台市ホームページ「統計情報せんだい」－「町名別年齢（各歳）別住民基本台帳人口データ」）。



計画対象地周辺の年齢別人口



郡山地区と仙台市内全体の年齢別構成

市内の産業は、商業・サービス業を中心とした第3次産業の比率が高く、その多くが市外にある本社等の支店・支社であることから「支店経済」とも呼ばれ（データ仙台2022）、東北におけるビジネスの拠点となっています。郡山遺跡周辺も市街化区域に含まれ同様の傾向を示していると考えられます。

(3)交通

郡山遺跡の位置する、郡山地域への交通手段としては、公共交通を利用したアクセス方法として、東北新幹線・JR東北本線・仙台市地下鉄南北線の結節する長町駅や、JR太子堂駅の利用、また、周辺のバス停として、仙台市営バス「郡山三丁目」や、宮城交通「八本松二丁目」・「あすと長町二丁目」・「あすと長町三丁目」などを利用する方法があります。

一方、自動車等の個別交通によるアクセス方法としては、主要な幹線道路として東側に国道4号バイパス、西側に県道273号等を経由するルートがあります。

海外を含めた仙台市外から史跡仙台郡山官衙遺跡群を訪れる場合は、飛行機・鉄道等を用いて仙台駅を経由し、仙台駅からJR・地下鉄・バス等で長町駅に向かい、長町駅から徒歩・レンタルサイクル等で訪れる方法と、自動車にて国道4号または東北自動車道（仙台南I.C.・仙台宮城I.C.）から訪れる方法があります。

しかし、いずれの手段においても郡山地域周辺の停車場や交差点に到達するまでの誘導サインや案内がないため、事前に地図等で調べなければ到達することは困難であると考えられます。さらに、郡山地域周辺まで到達できた場合も、史跡地の周囲は住宅に囲まれ、誘導サインが不十分であるため、史跡地へアクセスすることは困難です。また、史跡地へ到達するための道路は整備されていますが、一部歩道や路側帯がない箇所があります。

なお、仙台周辺の在住者における私事目的での交通手段は自動車が6割（休日は7割）を占めています（参考：「第5回仙台都市圏パーソントリップ調査報告書　現況修景・現況分析編」令和2年7月）。また宮城県を含む東北地方や北関東から仙台への来訪手段は自動車が6割以上を占めています（参考：「令和5年度仙台市観光実態調査業務結果報告書」）。その一方で、現状では史跡利用のための駐車スペースは存在しません。

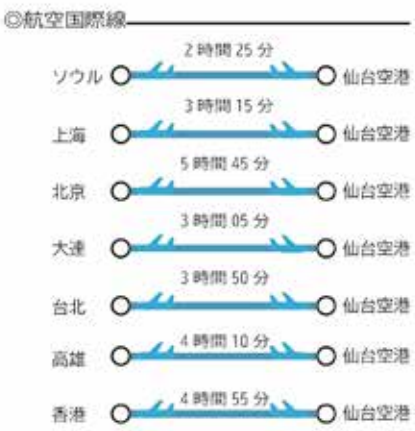
その他の公共交通として、高齢者など地域住民の日常生活における移動手段の確保を目的として、遺跡周辺を運行ルートに含めた地域交通の試験運行を令和6年11月から開始しています。



データ仙台 2022 より引用（一部加筆）



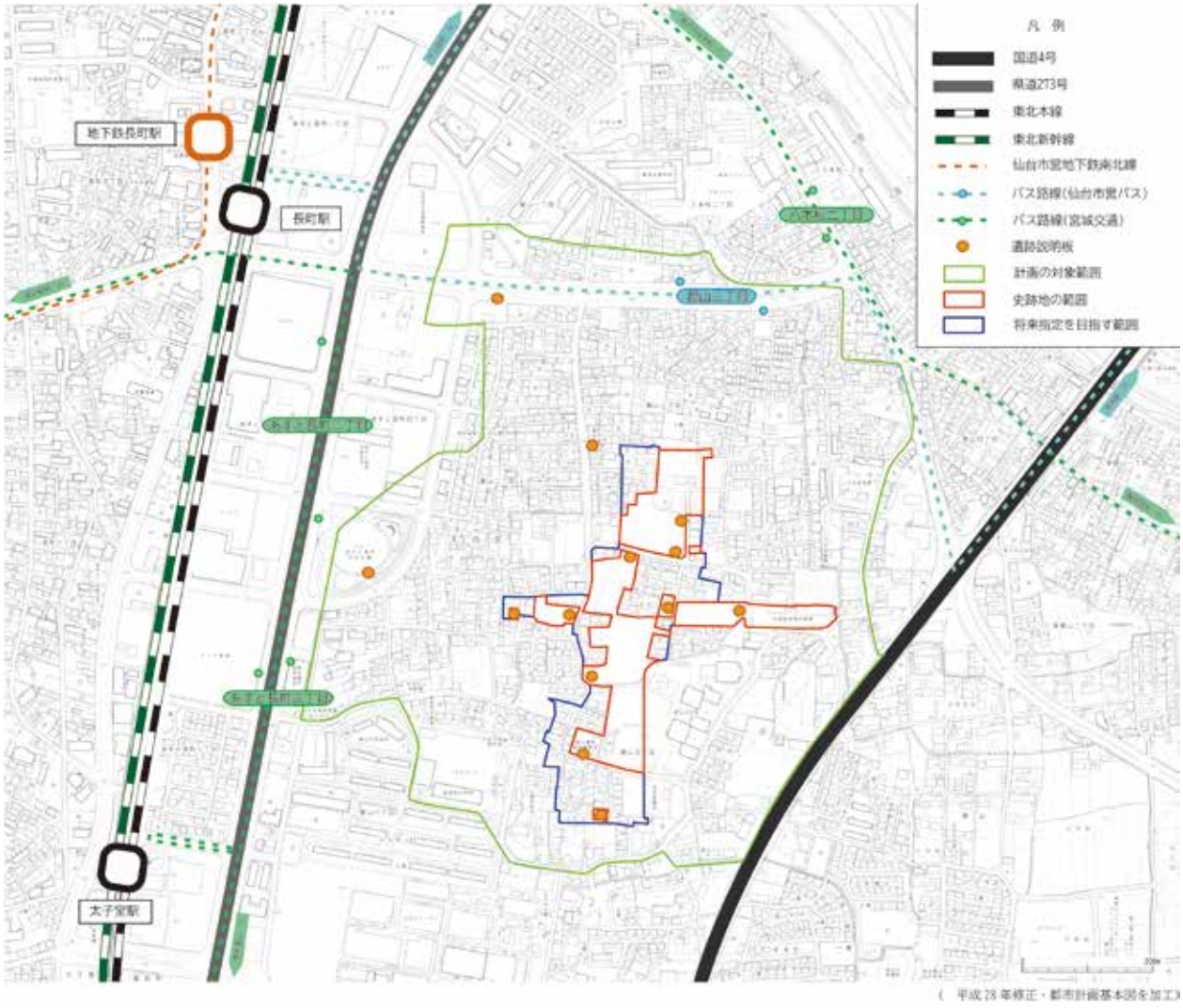






※新幹線の乗車時間はデータ仙台 2022 参考に作成。
※飛行機の運行状況は（HP：仙台空港定期路線の運航状況 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kurin/unkojyokyo.html）を参照。
令和７年７月７日閲覧。

交通関係図



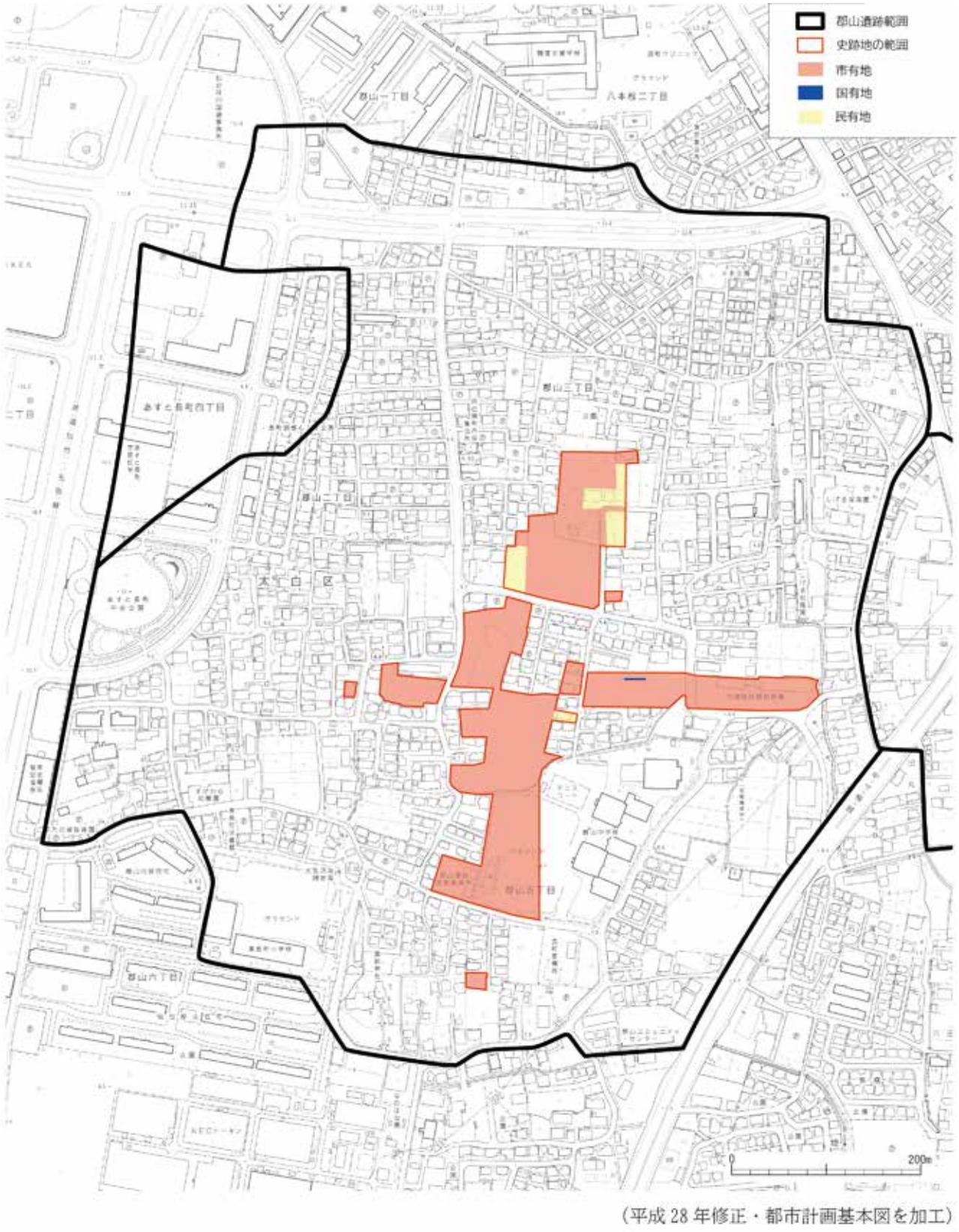
交通現況図

(4)土地所有及び土地利用

土地所有は史跡地のうち46.50㎡が国有地、42,256.76㎡が市有地、3,404.56㎡が民有地となっています。

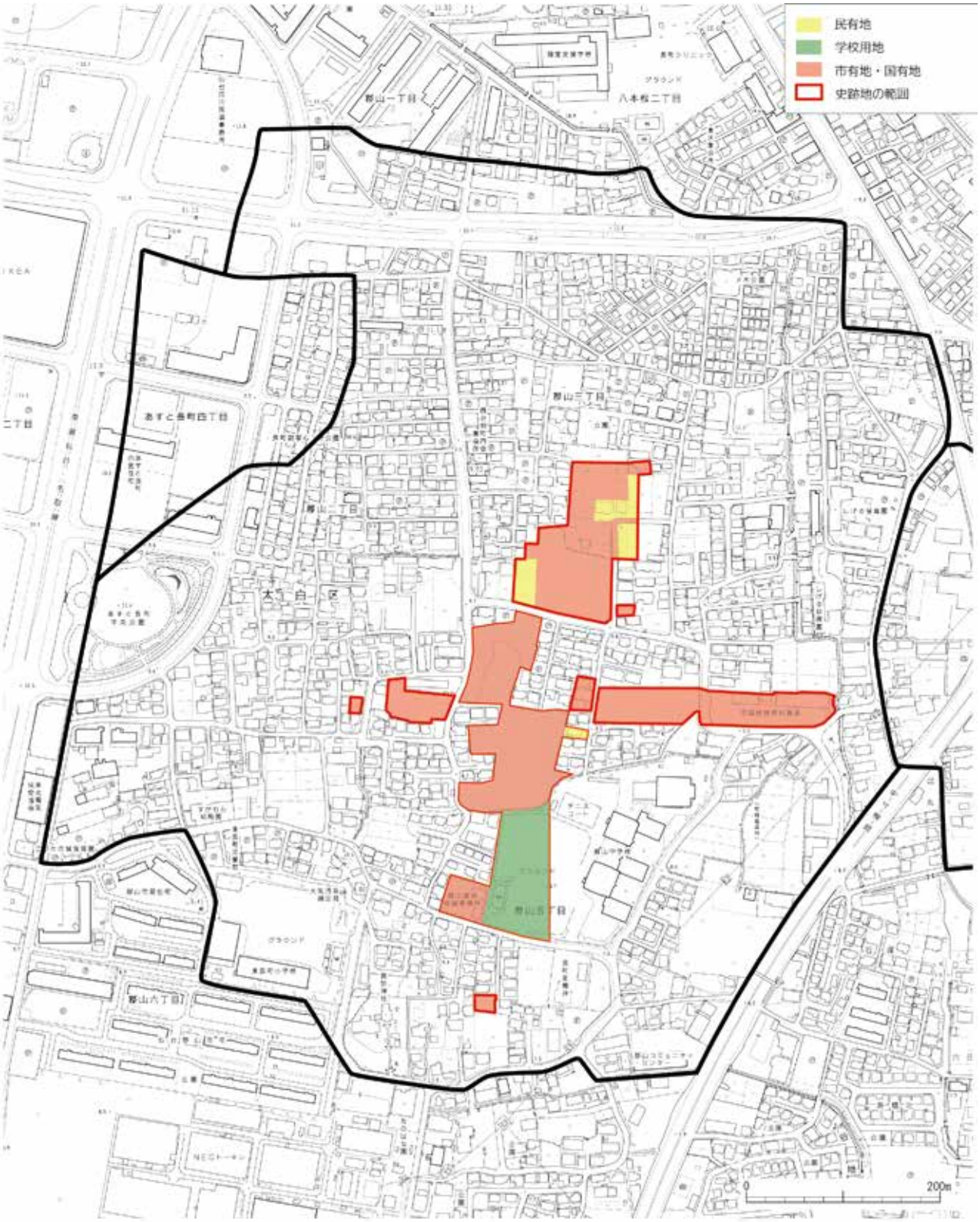
土地利用状況については、国有地は空閑地となっており、市有地は仙台市立郡山中学校用地（校庭）と本市建設部局の倉庫等用地のほか、史跡指定・追加指定に伴い公有化した箇所については空閑地となっています。民有地はこれまでの調査において政庁域とされている部分の個人所有地で住宅地及び農地となっています。

郡山遺跡全体に目を向けるとごく一部に農地が点在しますが、近年は急速に宅地化が進み、その面積はわずかになってきています。また、近年多発する地震災害等への備えから、遺跡に影響を及ぼす深い基礎構造の住宅が増加するとともに、平成25(2013)年の遺跡西側隣接地における「仙台市あすと長町土地区画整理事業」の完了に伴い、将来史跡指定を目指す範囲も含め地域全体の開発が進んでいます。



（平成 28 年修正・都市計画基本図を加工）

土地所有区分



（平成 28 年修正・都市計画基本図を加工）

史跡地及び周辺の土地利用（令和6年1月時点）

(5)地域資源(観光・関連施設)

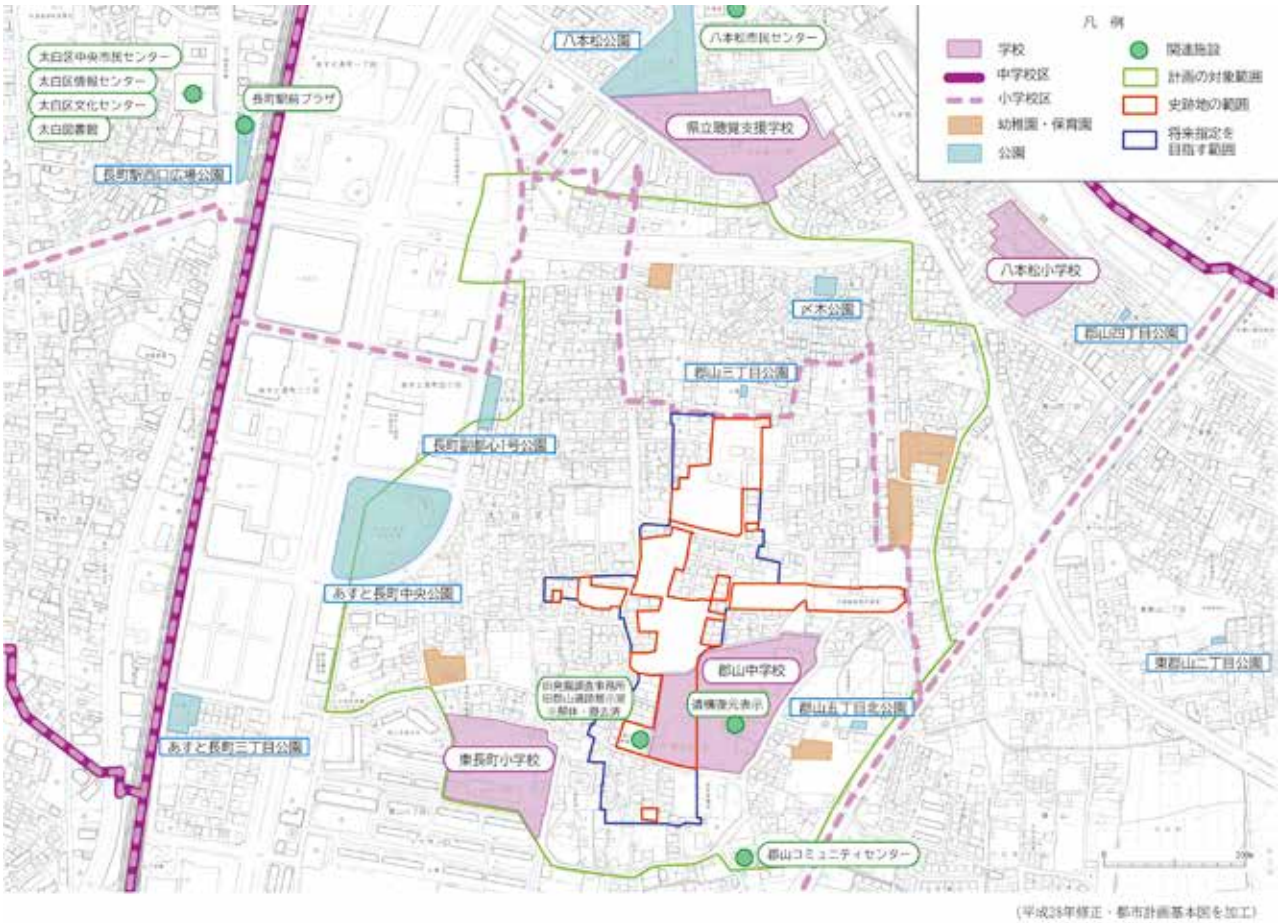
市内の観光客入込数は2,618.5万人、宿泊者数は650.9万人、そのうち外国人宿泊者数は55.2万人です(令和6年)。居住地別の宿泊者数は関東地方や東北地方、県内居住者が多く、全体の約7割を占めています(令和6年仙台市観光統計基礎データ)。仙台市太白区には二口峡谷や秋保大滝などの観光資源と温泉に恵まれた秋保地域があり、仙台中心部から自動車や路線バスで向かう際は史跡周辺を経由する経路や、JR長町駅から路線バスで向かうなどの方法が想定されます。

郡山遺跡周辺においては、JR長町駅周辺では杜の広場公園や多目的アリーナ等のイベント開催施設が充実しており、太白区民まつり等各種イベントが実施されています。

また周辺には、東長町小学校、八本松小学校、郡山中学校、県立聴覚支援学校が所在し、遺跡範囲内には幼稚園・保育園が5園所在するなど、教育施設等が多く所在しています。

公共施設としては、郡山コミュニティ・センターや八本松市民センターが所在するほか、長町駅西側に太白区中央市民センター、太白区情報センター、太白区文化センター、太白図書館が所在します。公園はメ木公園、郡山三丁目公園、郡山五丁目北公園、あすと長町中央公園、長町副都心1号公園などが所在します。

周辺の文化財関連施設としては、史跡地内に展示室が所在していましたが平成23(2011)年に発生した東日本大震災に被災したため、以後遺物の展示を中断しています。また、同様に史跡地内に所在する発掘調査事務所および収蔵庫も、令和3(2021)年に発生した福島県沖地震により被災し、令和4(2022)年に展示室を含め解体・撤去しました。



(平成28年修正・都市計画基本図を加工)

史跡地周辺の関連施設

撤去した展示室は解説パネルと出土遺物の展示をしており、史跡について現地では得られない情報を体系的に解説し、実際に出土した資料の展示を通して史跡とのつながりを体感することが出来る等の役割を果たしており、一般の見学者はもちろんのこと、周辺の小学校において、地域の歴史学習のための見学などの利用がなされていました。

そのほか、郡山中学校の校舎内には校舎建築時の発掘調査で見つかった建物跡を表示するとともに、説明パネルで郡山遺跡について解説する「遺構復元表示（郡山中学校ピロティ）」があり、撤去後の展示室の役割の一部を果たしています。

(6)防災

地震災害については、史跡地の一部が周辺町内会の「いっとき避難場所」となっており、必要に応じて、指定避難所に避難する前の集合場所として使用されています。

一方、大雨災害については、計画対象範囲の大半が洪水浸水想定区域（南側の一部は早期に立退き避難が必要な区域）であり、史跡地周辺では大雨時に冠水する可能性が示されています。

第３章　仙台郡山官衙遺跡群の概要

1　史跡指定の状況

(1)指定に至る経緯

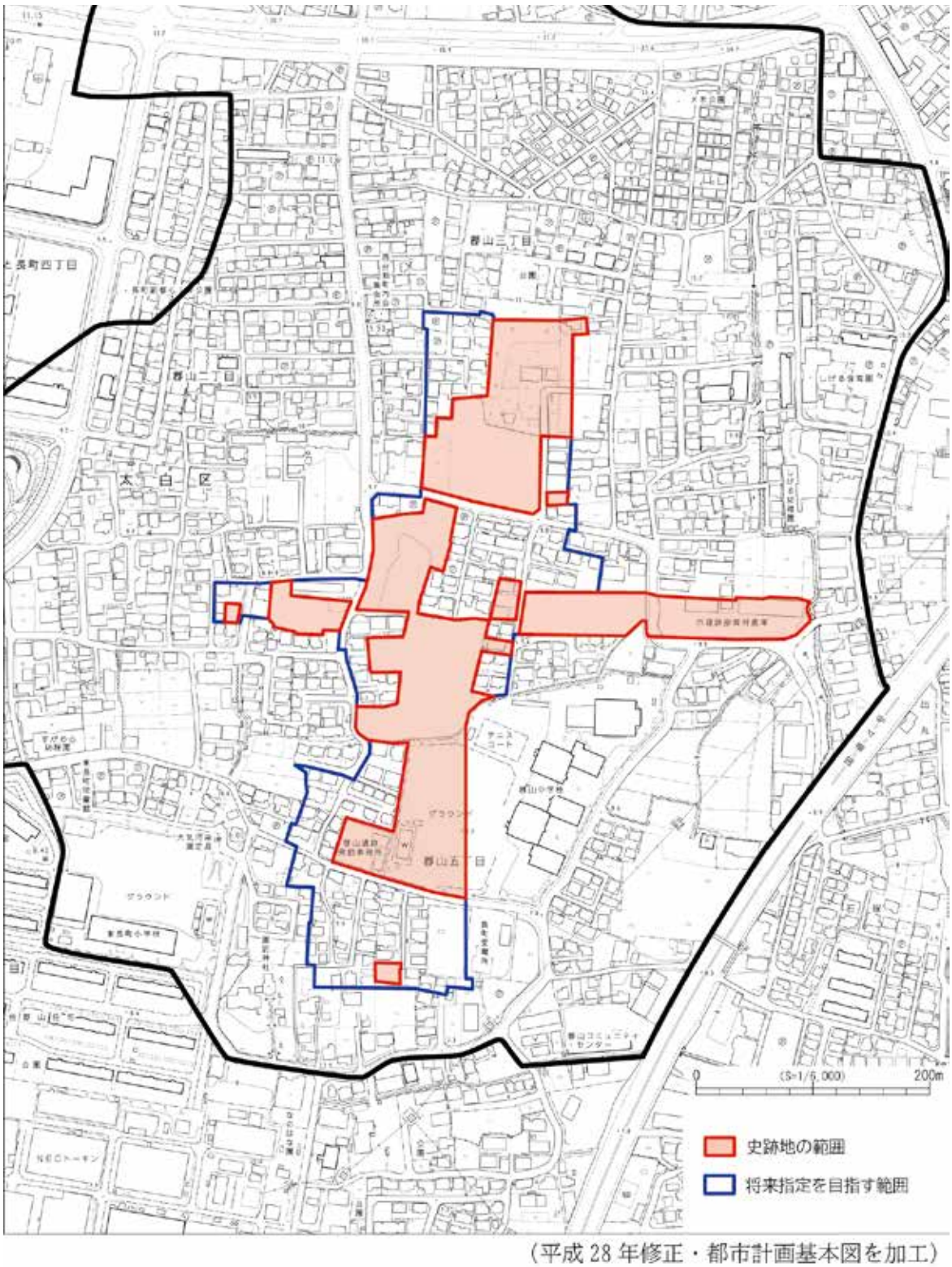
仙台郡山官衙遺跡群は、郡山遺跡の官衙中枢部等を部分的に史跡指定したものです。

郡山遺跡は､昭和54(1979) 年以来46年にわたる長年の調査により日本最古級の地方官衙（役所）跡として極めて重要な遺跡であることが判明しました。本遺跡の範囲は、東西約800m、南北約900mで、その面積は約60万㎡にもおよびます。そのうちⅠ期官衙およびⅡ期官衙（寺院跡等を含む）の官衙域は、約35万㎡を占めます。その官衙域全体が重要な価値を持つものではありますが、周辺において開発が進む中で、優先的な保護を図るため、なかでも中枢部など最も重要とされる区域を史跡指定することとしました。すなわち、7世紀中頃から末葉にかけての仙台平野の拠点的な城柵と考えられるⅠ期官衙の中枢部であり、また7世紀末葉から8世紀前葉にかけての多賀城以前の陸奥国府 と考えられるⅡ期官衙の中枢部から外郭南辺そして郡山廃寺と繋がる区域でもある約9万㎡を、将来国指定史跡を目指す範囲とし、追加指定を行いながら段階的に国指定史跡化及び市有地化することとしました。

既指定地は、将来国指定史跡を目指す範囲のうち、市有地、国有地、史跡指定に地権者の同意が得られた民有地について、順次指定申請し、史跡指定を受けたものです。

(2) 指定概要

名　　称	仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡
種　　別	史跡
所 在 地	仙台市太白区郡山二丁目11番20他
指定年月日	平成18年7月28日（平成18年文部科学省告示第111号）
	面積　43,208.72㎡
追加指定日	平成19年 7月26日（平成19年文部科学省告示第109号）
	面積　1,240.21㎡
	平成23年2月7日（告示番号：文部科学省告示第17号）
	面積　240.05㎡
	平成29年10月13日（告示番号：文部科学省告示第143号）
	面積　303.26㎡
	令和2年10月6日（告示番号：文部科学省告示第131号）
	面積　211.81㎡
	令和4年11月10日（告示番号：文部科学省告示第144号）
	面積　234.02㎡
	令和6年10月11日（告示番号：文部科学省告示第146号）
	面積　269.75㎡
指定全面積	45,707.82㎡



史跡地の範囲・将来指定を目指す範囲

指 定 理 由　本遺跡は、規模・構造・経営年代から見て太平洋側の陸奥における城柵で多賀城の前身施設と考えられ、律令国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点の様相を知るうえで貴重である。

根 拠 法 令　文化財保護法第109条第1項

指 定 告 示　仙台郡山官衙遺跡の史跡指定、追加指定に係る官報告示は以下のとおりである(横書き用に表記の一部を改め)。

○文部科学省告示第百十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成十八年七月二十八日　　文部科学大臣　小坂　憲次

名　称	所在地	地域
仙台郡山官衙遺跡群　郡山官衙遺跡　郡山廃寺跡	宮城県仙台市太白区郡山二丁目	11番20
	同　郡山三丁目	121番3、122番、123番、123番1、123番2、124番1、124番2、124番3、124番4、127番1のうち実測760.78㎡、127番2、127番3、127番10のうち実測720.50㎡、127番11のうち実測107.75㎡、127番12、127番15、127番16、127番18、127番22、127番23、209番1、209番2、210番、211番
	同　郡山五丁目	1番4、1番12、3番、6番、7番1、8番、9番、10番、14番、25番13、31番1、38番2のうち実測1.63㎡、38番3、39番1、39番2、40番2、41番、42番12、44番、45番、47番、50番2、51番、52番2のうち実測7.03㎡、57番のうち実測5484.82㎡、59番2、61番1、62番、63番1、150番12 212番1、212番5、216番、217番、218番、219番
	同　郡山六丁目	右の地域に介在する道路敷及び水路敷、宮城県仙台市太白区郡山五丁目44番に北接する道路敷、同郡山五丁目4番と同5番に北接する水路敷、同郡山六丁目216番と同221番7に挟まれ同219番と同221番24に挟まれるまでの水路敷を含む。 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成十九年七月二十六日　　文部科学大臣　伊吹　文明

上欄		下欄	
名　称	関係告示	所在地	地域
仙台郡山官衙遺跡群　郡山官衙遺跡　郡山廃寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号	宮城県仙台市太白区郡山三丁目	128番31
		同　郡山五丁目	2番、4番、5番11番、12番、13番、19番1

○文部科学省告示第十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十三年二月七日　　文部科学大臣　髙木　義明

上欄		下欄	
名　称	関係告示	所在地	地域
仙台郡山官衙遺跡群　郡山官衙遺跡　郡山廃寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号、平成十九年文部科学省告示第百九号及び平成二十三年文部科学省告示第十七号	宮城県仙台市太白区郡山三丁目	127番13

○文部科学省告示第百四十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十九年十月十三日　　文部科学大臣　林　芳正

上欄		下欄	
名　称	関係告示	所在地	地域
仙台郡山官衙遺跡群　郡山官衙遺跡　郡山廃寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号、平成十九年文部科学省告示第百九号、平成二十三年文部科学省告示第十七号及び平成二十九年文部科学省告示第百四十三号	宮城県仙台市太白区郡山五丁目	30番1

○文部科学省告示第百三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和二年十月六日　　文部科学大臣　萩生田　光一

上欄		下欄	
名　称	関係告示	所在地	地域
仙台郡山官衙遺跡群　郡山官衙遺跡　郡山廃寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号、平成十九年文部科学省告示第百九号、平成二十三年文部科学省告示第十七号、平成二十九年文部科学省告示第百四十三号及び令和二年文部科学省告示第百三十一号	宮城県仙台市太白区郡山三丁目	31番6

○文部科学省告示第百四十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和四年十一月十日　　文部科学大臣　都倉　俊一

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
仙台郡山官衙遺跡群　郡山官衙遺跡　郡山廃寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号及び平成十九年文部科学省告示第百九号	宮城県仙台市太白区郡山三丁目	126番2のうち実測209.27㎡、126番5のうち実測30.78㎡ 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を宮城県教育委員会及び仙台市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百四十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和六年十月十一日　　文部科学大臣　都倉　俊一

上欄		下欄	
名称	関係告示	所在地	地域
仙台郡山官衙遺跡群　郡山官衙遺跡　郡山廃寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号、平成十九年文部科学省告示第百九号、平成二十三年文部科学省告示第十七号、平成二十九年文部科学省告示第百四十三号、令和二年文部科学省告示第百三十一号及び令和四年文部科学省告示第百四十四号	宮城県仙台市太白区郡山五丁目	42番3、43番7

指定説明　仙台郡山官衙遺跡に係る指定説明・追加指定説明は以下の通りである(横書き用に表記の一部を改め)。

平成18年7月28日指定　説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。名取川とその支流広瀬川に挟まれた標高約10mの自然堤防上に立地し、東北地方の政治・軍事の拠点、多賀城跡からは南西約13㎞の地である。古くから瓦類の出土により寺院と推定されていたが、昭和54年に民間開発に伴う発掘調査で多量の土器や掘立柱建物などが発見されたことから、翌年以降、仙台市教育委員会により発掘調査が継続されてきた。

発掘調査の結果、遺跡は多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末ころに全面的に改修され、八世紀前半まで営まれたことが判明した。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっており、Ⅰ期官衙とⅡ期官衙と通称されている。

Ⅰ期官衙は東西約300m、南北約600mの規模をもつ。建物等の施設の方位は約30～40度東偏しており、これら全体の周囲は材木列（丸太材を立て並べた塀）と溝で区画されている。この中に材木列などに区画されたいくつかの施設が存在する。中枢部は東西90m、南北120mの規模をもち、区画に沿って建物が配置され、中央は広場となり、東辺に門を開く。この周囲に総柱建物の倉庫群や掘立柱建物と竪穴住居が併存する雑舎群、鍛冶工房と推定される竪穴住居などがある。

Ⅱ期官衙はⅠ期官衙の諸施設を全面的に撤去して同じ場所に造営された。方位を北に合わせて材木列と大溝で区画された方四町の規模をもち、その外側に空閑地を挟んで外溝を巡らせている。この南側に郡山廃寺跡が計画的に配置される。区画南辺に門、南西隅と西辺上には櫓状建物が確認される。官衙のほぼ中央に正殿と推定される桁行八間、梁行五間、面積約190㎡の大型の四面廂付建物があり、その北に石敷き、方形石組池、石組溝などの特徴的な遺構からなる空間がある。このほか、正殿の東西に南北棟建物と総柱建物が一列に配置される。

郡山廃寺跡は東西120m前後、南北167mの規模で材木列で区画された中に講堂、金堂、塔、僧房などの存在が推定される。軒瓦は多賀城と同系統である。官衙の南方や郡山廃寺跡の東西にも大型建物が確認されており、関連した施設が広く展開していたことがわかる。

仙台郡山官衙遺跡群は七世紀半ば大化改新のころに成立し、奈良時代前半に造営された多賀城の成立期前後まで営まれていた。東北地方北半は奈良時代半ばころまで中央政府の支配が及ばない地域であり、多賀城は陸奥国府で奈良時代の鎮守府であった。『日本書紀』によれば、大化三年(647)に日本海側の越国に渟足柵(ぬたりのき)が、翌年に磐舟柵(いわふねのき)が造営された。これとほぼ同時に成立した本官衙遺跡は、規模、構造、経営年代からみて太平洋側の陸奥における城柵、官衙遺跡で、陸奥地域の統治を行う施設と考えられる。このように本遺跡群は古代国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点施設と国家北辺における地域支配の展開過程の具体的様相を知るうえで欠くことのできない貴重なものである。よって史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

(『月刊文化財平成18年(2006)8月　515号』より引用)

平成19年7月26日追加指定　説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立したのち七世紀末ころに全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初は東西約300m、南北約600mの規模で約30～40度東偏し、官衙全体の周囲を材木列と溝で区画する。この中に材木列などに区画された施設を配する。改修後は同じ場所に方位を北に合わせて材木列と大溝で区画された方四町の規模をもつ。この南側に講堂、金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。官衙のほぼ中央に正殿と推定される大型の四面廂付建物があり、その北に石敷き、方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。

仙台郡山官衙遺跡群は、規模、構造、経営年代からみて太平洋側の陸奥地域の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における東北地方支配の展開過程を知るうえで欠くことのできない貴重なものである。このたび、条件の整った部分を史跡に追加し保護の万全を図ろうとするものである。

平成23年2月7日追加指定　説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後七世紀末ころに全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初の官衙は、材木列と溝からなる短辺約300m、長辺約600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、約30から40度東偏する。改修後の官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北になる。官衙のほぼ中央には正殿と推定される、桁行六間、梁行三間の身舎(もや)の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、その北側には石敷きおよび方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。

このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代から見て陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知る上で欠くことのできない貴重なものであり、平成十八年に指定され、平成十九年に追加指定された。今回は、条件の整った部分を史跡に追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(『月刊文化財平成23年(2011)2月　569号』より引用)

平成29年10月13日追加指定　説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城(たがじょう)創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末頃に全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初のⅠ期官衙は、材木列(ざいもくれつ)と溝からなる短辺約300m、

長辺約600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、約30～40度東偏する。改修後のⅡ期官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北になる。官衙のほぼ中央には正殿と推定される、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、その北側には石敷及び方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。

このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代からみて陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知るうえで重要であることから、平成十八年に史跡に指定され、同十九年、二十三年にも追加指定が行われた。今回、Ⅱ期官衙中枢部の北東部の一角を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

（『月刊文化財平成29年(2017)9月　648号』より引用）

令和2年10月6日追加指定　説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末頃に全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後では施設の方位や構造が大きく異なっている。当初のⅠ期官衙は、材木列と溝からなる短辺約300m、長辺約600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、約30～40度東偏する。改修後のⅡ期官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北になる。官衙のほぼ中央には正殿と推定される、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、その北側には石敷き及び方形石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代からみて陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知る上で重要であることから、平成十八年に史跡に指定され、同十九年、二十三年、二十九年にも追加指定が行われた。今回、Ⅱ期官衙中枢部の南部を追加指定し、保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財令和2年(2020)9月　683号』より引用）

令和4年11月10日追加指定　説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末頃に全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後で施設の方位や構造が大きく異なっている。当初のⅠ期官衙は、材木列と溝からなる短辺約300m、長辺約600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、真北から約30～40度東に振れている。改修後のⅡ期官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北を中軸とするようになる。官衙域のほぼ中央に、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、正殿と推定される。その北側には石敷及び方形の石組池などの特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂などが推定される郡山廃寺跡が配置される。このように、仙台郡山官衙遺跡群は、規模・構造・経営年代からみて陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知る上で重要であることから、平成十八年(2006)に史跡に指定され、同十九年・二十三年・二十九年、令和二年(2020)に追加指定が行われた。今回、条件の整った、Ⅱ期官衙外郭南門付近の範囲を追加指定し、保護の万全を図るものである。

（『月刊文化財令和4年(2022)9月　708号』より引用）

令和6年10月11日追加指定　説明

仙台郡山官衙遺跡群は、宮城県中部に所在する東北地方最古の官衙遺跡とそれに伴う寺院跡からなる。多賀城創建以前の七世紀中葉に成立した後、七世紀末頃に全面的に改修され、八世紀前半まで営まれた。改修の前後で施設の方位や構造が大きく異なっている。当初のⅠ期官衙は、材木列と溝からなる短辺約300m、長辺約600mの区画施設と、その内部の建物群からなり、それらの方位は、真北から約30～40度東に振れている。改修後のⅡ期官衙は、材木列と大溝で区画された方四町の規模になり、建物群の方位も真北を中軸とするようになる。官衙域のほぼ中央に、桁行六間、梁行三間の身舎の四面に廂の付く大型の掘立柱建物があり、正殿と推定される。その北側には石敷及び方形の石組池等の特徴的な遺構からなる空間がある。またこの時期には、官衙域の南側に講堂・金堂等が推定される郡山廃寺跡が配置される。このように、仙台郡山官衙遺跡

群は、規模・構造・経営年代からみて陸奥地域の太平洋側の統治を行う初期の城柵、官衙施設と考えられ、古代国家成立期における当該地域支配の展開過程を知る上で重要であることから、平成十八年(2006)に史跡に指定され、同十九年・二十三年・二十九年、令和二年(2020)、四年にも追加指定が行われた。

今回、条件の整った、Ⅱ期官衙の外郭南門の南にあたる範囲を追加指定し、保護の万全を図るものである。

(『月刊文化財令和6年(2024)10月　733号』より引用)

(3)管理団体

史 跡 名 称　仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡

指定年月日　平成19年1月17日（文化庁告示第2号）

管理団体名　宮城県仙台市

根 拠 法 令　文化財保護法第113条第1項及び第172条第1項

指 定 告 示　〇文化庁告示第二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の管理団体として、それぞれ同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成十九年一月十七日　文化庁長官　近藤　信司

上　欄		下　欄
名　称	指定告示	地方公共団体
仙台郡山官衙遺跡群 郡山官衙遺跡 郡山廃寺跡	平成十八年文部科学省告示第百十一号	仙台市（宮城県）

2　史跡の本質的価値

令和６年3月に策定した『保存活用計画』では下記の通り、郡山遺跡におけるこれまでの調査成果等を総括し、本質的価値、構成要素についてまとめています。

(1)これまでの発掘調査成果

【調査に至る経緯】

郡山遺跡については、大正年間に漆入りの平瓶 が出土したことで遺跡として世に知られるようになり、さらに昭和20年代には多量の瓦が出土したことから寺院跡の存在などが考えられてきましたが、昭和54年の開発に対応した発掘調査が実施されるまでは、遺跡の詳細について不明なままでした。

調査の初年度となる昭和54年の発掘調査は、遺跡東部で実施された民間の宅地造成に伴う事前調査で、この調査で真北方向の掘立柱建物跡が多数発見され、ロクロ挽き重弧文軒平瓦や円面硯などが出土しました。それにより多賀城創建以前の官衙の存在が予想され、この調査成果を受けて、仙台市は文化庁ならびに宮城県教育委員会と協議し、昭和55年より国庫補助事業による郡山遺跡の緊急範囲確認調査を実施することとなりました。昭和55年から平成16年までに5次にわたる調査を実施し、平成17年以降は補足調査を行っています。

【第1次5ヵ年計画（昭和55～59年度）第1～49次調査】

遺構群には、真北から30～33°東に振れる遺構群と真北方向の遺構群が存在し、重複関係から前者が後者より古いことを確認し、前者を「Ⅰ期官衙」、後者を「Ⅱ期官衙」とした。Ⅰ期官衙期の遺構からは畿内産土師器や「名取」と刻書のある土師器が出土しています。Ⅱ期官衙は外郭となる材木列と大溝のいずれかを東、西、南、北の各辺で確認し、概ね方四町（約428m）であることが判明しました。さらに遺跡の南部では基壇建物跡を発見し、瓦や鴟尾が出土したこと、木簡が3点出土し、「学生寺」の文字が確認できるものや写経用定木が含まれていたことから寺院（郡山廃寺）の存在が明らかとなった。なお、遺跡北部ではⅠ期官衙以前の竪穴住居跡から関東地方の特徴を示す土師器が出土しています。

【第2次5ヵ年計画（昭和60～平成元年度）第50～85次調査】

方四町Ⅱ期官衙の中央部で正殿と考えられる四面廂付建物跡と方形の石組池跡を発見しました。方形の石組池跡は奈良県明日香村石神遺跡などの飛鳥地方の宮殿やその周辺から発見されているのみであり、本遺跡の性格を究明するにあたりきわめて重要な遺構と位置付けられました。

また、方四町Ⅱ期官衙南辺中央にて南門も確認しました。郡山廃寺では基壇建物の北側で僧房と考えられる建物群を、また伽藍北辺で材木列と北西隅門を確認しました。Ⅰ期官衙では中枢部を構成する板塀跡や建物跡を方四町Ⅱ期官衙の中央東寄りで検出しています。

なお、第2次～第3次5ヵ年計画実施期間中に、遺跡南東部に位置する郡山中学校の建替えに伴う事前調査（第65次調査）を実施し、この調査によりⅡ期官衙を構成する重要な遺構群を確認し、「寺院東方建物群」・「南方官衙」と呼称しています。南方官衙西地区ではその後、正殿より規模の大きな四面廂付建物跡も確認しました。

【第3次5ヵ年計画（平成2～6年度）第86～106次調査】

Ⅰ期官衙の南、西辺を確認しました。また、Ⅰ期官衙南辺付近の遺構と重複してⅡ期官衙の倉庫風の建物群も発見され、これらは「寺院西方建物群」と呼称しています。なお、遺跡に隣接する旧長町貨物駅跡地に郡山遺跡と同時期と見られる竪穴住居跡が多数存在することが明らかとなりました（長町駅東遺跡）。

【第4次5ヵ年計画（平成7～11年度）第107～131次調査】

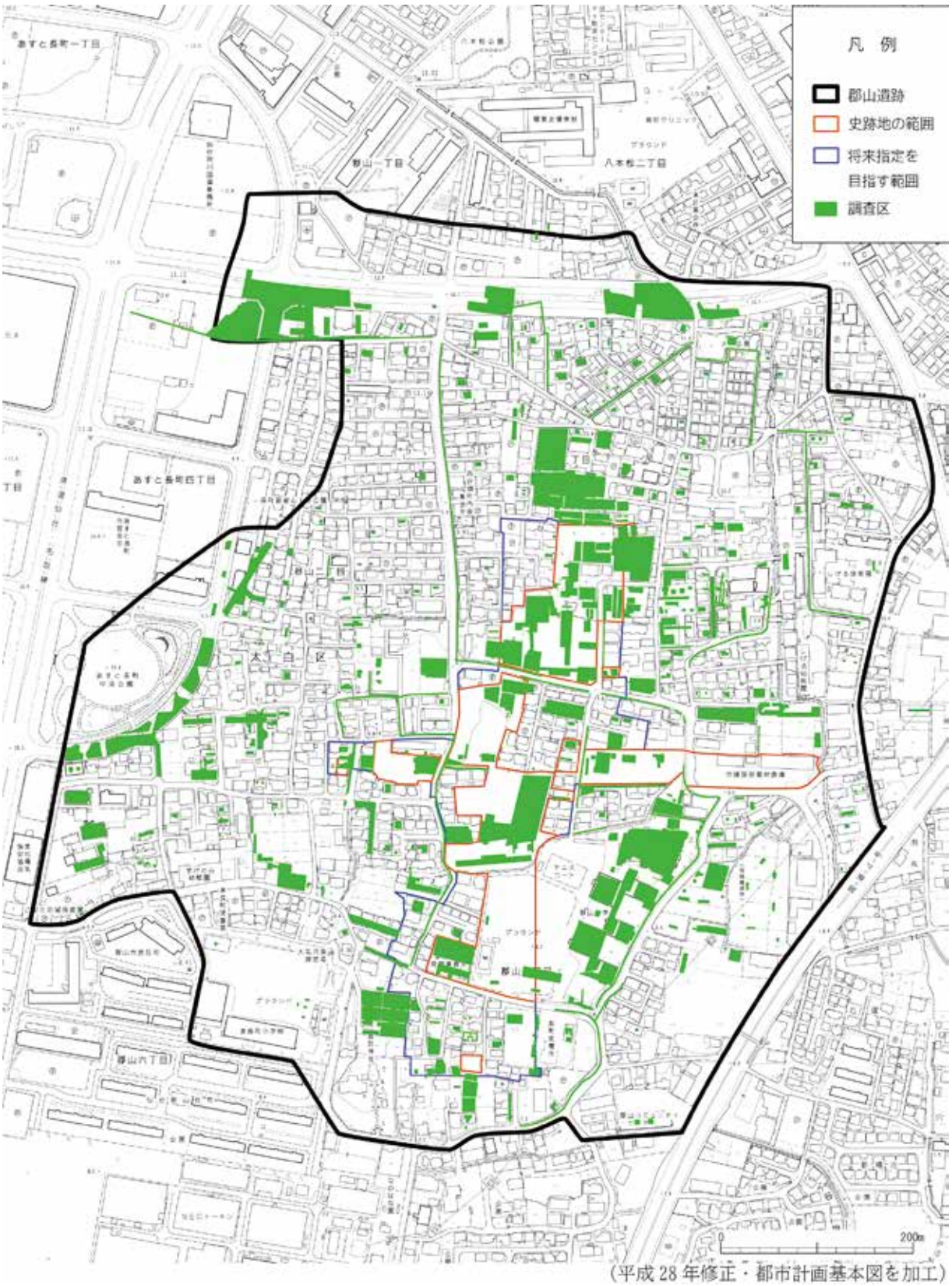
方四町Ⅱ期官衙中枢部には官衙の中軸線を挟んだ東西両側に複数の南北棟建物が建ち並ぶ様相が明らかとなりました。また、そのⅡ期官衙の建物跡と重複してⅠ期官衙中枢部の建物跡や塀跡があり、その南東辺の中央で門跡を確認しました。郡山廃寺では寺域の南辺と東辺および八脚門（南門）を確認しています。

【第5次5ヵ年計画（平成12～16年度）第132～165次調査】

方四町Ⅱ期官衙と郡山廃寺 の間に位置する南方官衙地区では、二面廂や三面廂付の規模の大きな建物跡が確認されました。また、方四町Ⅱ期官衙外郭大溝の外側に平行して、同じような溝跡（外溝）が巡っていることが明らかとなりました。なお、これらの遺構と重複してⅠ期官衙の東辺（材木列や溝跡）が検出されており、この延長部分をⅠ期官衙中枢部付近の調査でも確認しています。

【補足調査（平成17年度～）第166次調査～】

平成17年度からは、その時点で持ち越しとなった課題についての補足的な調査を行うこととしました。方四町Ⅱ期官衙外側の北西部並びに東辺部では、外郭大溝に並行する外溝を確認し、特に



これまでの調査区

北西部では外溝の北西隅を確認しています。なお、平成20年度に郡山遺跡の南西1.5㎞に所在する大野田官衙遺跡において、郡山遺跡Ⅱ期官衙に関連すると考えられる官衙跡が発見されたため、平成21年度・22年度は郡山遺跡の補足調査を休止し、大野田官衙遺跡について範囲確認と性格究明を目的とした調査を実施しました。

また、平成23年度以降の郡山遺跡における補足調査は東日本大震災の影響により休止していたが、令和元年度に再開し、Ⅱ期官衙中枢部の調査を行い、政庁域の建物配置についての確認を進めています。

【発掘調査成果のまとめ】

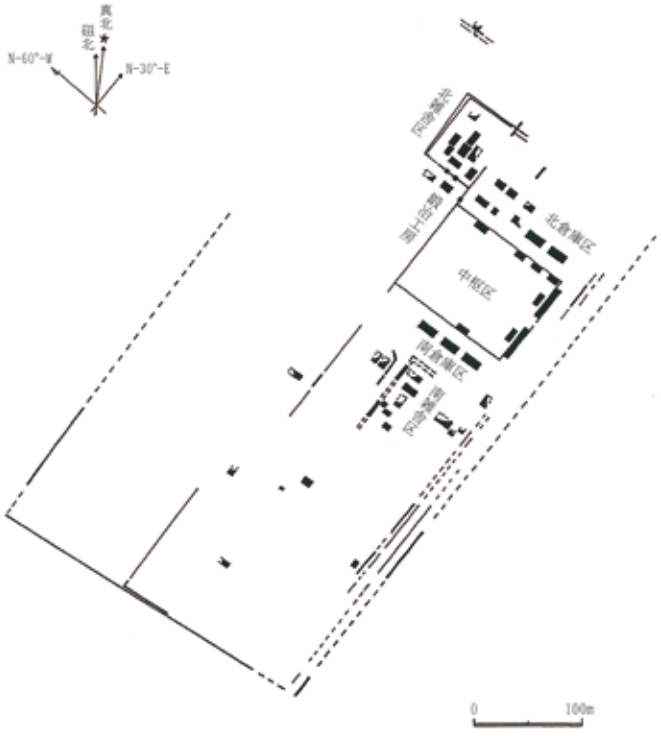
郡山遺跡は『日本書紀』などの文献史料には直接的な記載のない遺跡です。このため遺構の年代、性格や意義については大部分が発掘調査の成果に基づいています。

〈Ⅰ期官衙〉

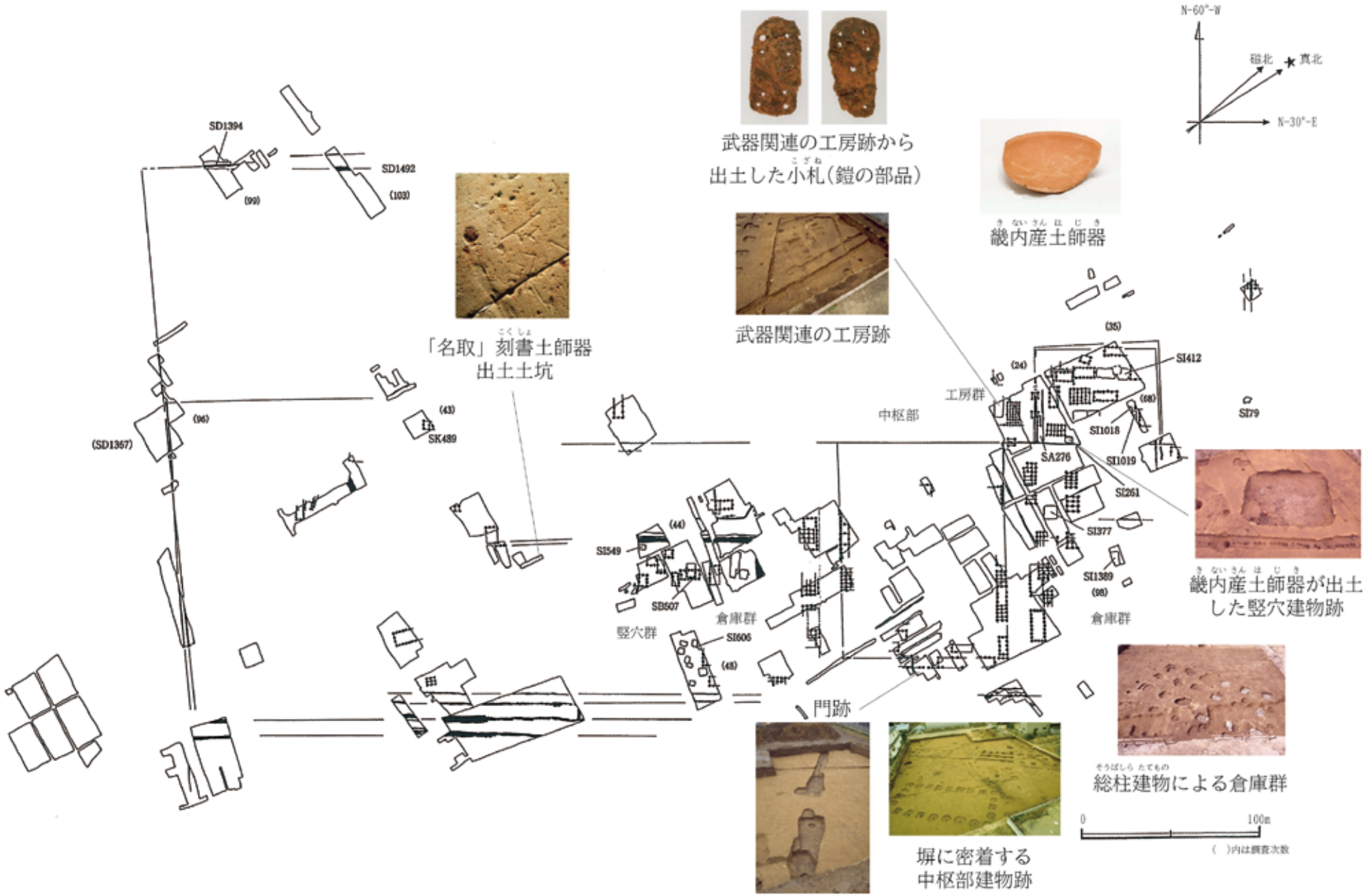
Ⅰ期官衙は、材木列によって区画されています。方向は真北から東に30～33°程振れており、規模は北東～南西が約600m以上、北西～南東が約300m、面積は約18万㎡以上で、官衙の正面は名取川と広瀬川の合流点方向の南東辺です。なお、外側の材木列は2～4時期の変遷があり、北部から南部へ拡大していった様相が窺えます。

官衙の中枢部は一本柱列か板塀により区画されており、規模は北東～南西が約92m、北西～南東方向が約120mです。建物はこの塀に密着するように建てられているため、区画内部は広場状の空閑地となっています。官衙の正面と考えられている南東辺の中央には門が設置されています。なお、中枢部の建物は2時期の変遷が認められます。中枢部の周辺には総柱建物によって構成される倉庫群、掘立柱建物と竪穴建物による雑舎群、櫓状建物によって警備された武器関連の工房群、竪穴住居が集中する竪穴群などがあり、各群が機能によって院を構成していたと考えられます。

これらの院の機能としては、物資の集積、武器や武具の製作・修理、兵士等の人員の集合などが考えられます。なお、官衙全体や中枢部の規模が広いこと、畿内産土師器の出土などから、律令国家と直結した官人の派遣される国家的施設であり、年代は7世紀中ごろから末葉にかけてと推定されます。立地からは広瀬川と名取川の河川交通と密接な関係を有していることが窺え、太平洋の海路に直結する重要な拠点であるといえます。従って、この官衙は律令国家によって太平洋沿岸に設置された初期の城柵と考えられ、同時期に日本海側の拠点として設けられた淳足柵や磐舟柵と対応する城柵と位置付けられます。



Ⅰ期官衙の遺構模式図


武器関連の工房跡から
出土した小札（鎧の部品）
N-60°-W
磁北
真北
N-30°-E
畿内産土師器
SD1394
SD1492
(99)
(103)
「名取」刻書土師器
出土土坑
武器関連の工房跡
(35)
(24)
SI412
工房群
中枢部
(68)
SI1018
SI79
(96)
(SD1367)
(43)
SK489
SA276
SI1019
SI261
SI377
SI549
(44)
SB507
SI389
(98)
倉庫群
竪穴群
SI606
(48)
倉庫群
畿内産土師器が出土
した竪穴建物跡
門跡
総柱建物による倉庫群
0
100m
( )内は調査次数
塀に密着する
中枢部建物跡

Ⅰ期官衙遺構全体図

〈Ⅱ期官衙〉

Ⅱ期官衙は、Ⅰ期官衙を取り壊し、概ね真北方向を基準として造り替えられています。方四町Ⅱ期官衙、南方官衙、寺院西方建物群、寺院東方建物群、郡山廃寺などから構成されます。

方四町Ⅱ期官衙の外郭は材木列と大溝、さらにその外側の外溝によって区画されています。材木列は直径約30cmのクリ材を立て並べたもので、東西約425～431m、南北約424mのほぼ正方形で、材木列から約7m外側に幅約3～5mの大溝、大溝の約45m外側に幅約3mの外溝を巡らせています。

大溝と外溝との間は空閑地となっています。なお、材木列の南辺中央には門、南西隅と西辺上には櫓状の建物が、外郭で囲まれた内部の中央やや南よりには中枢部（政庁）があります。正殿と考えられる四面廂の建物は中枢部の北寄りに位置し、その南側には2列の南北棟の建物や東西棟の建物が、中央に広場を持つように「ロ」字状あるいは「コ」字状に整然と配置されています。これらの建物は大きく2時期の変遷が見られます。正殿の北側には、石敷の広場、石組池、石組溝、床貼りの建物などがあり、石組池を中心としたこれらの遺構は、7世紀に都のあった飛鳥の石神遺跡の石組池との比較検討から、蝦夷の服属儀礼が行われた場所であると推定されています。

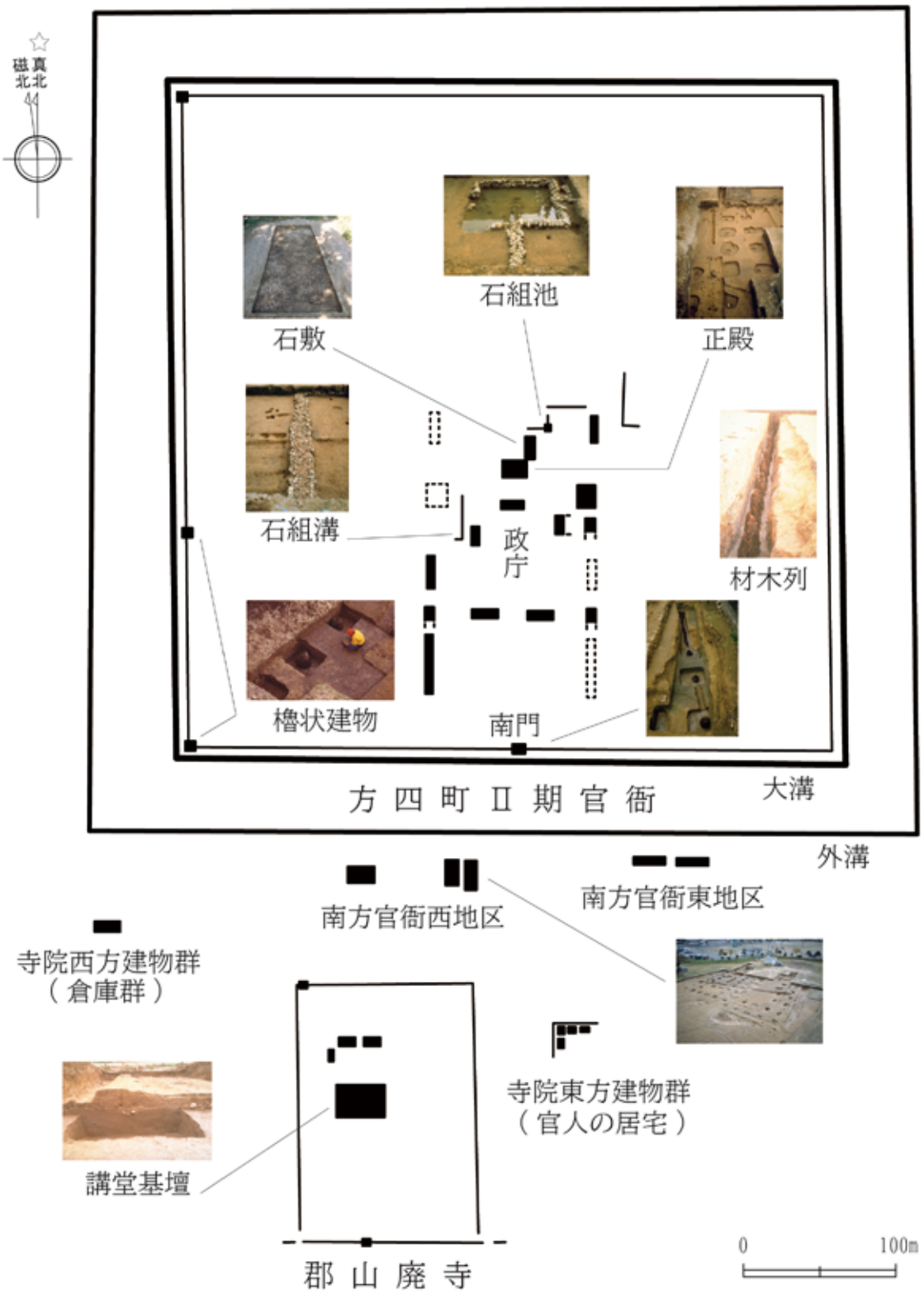
この方四町Ⅱ期官衙の南にある南方官衙には、正殿と同等かそれ以上の規模の建物、長大な建物などが整然と配置されています。寺院西方建物群は倉庫風の建物が材木塀で区画され、寺院東方建物群は四面廂付建物を中心に小規模な建物で構成されています。

Ⅱ期官衙は、全体の平面形がほぼ正方形であることや中枢部が中央部からやや南に位置する点、官衙の外側に空閑地を巡らすという点で藤原宮の構造と類似していることから、当時最新の宮都であった藤原宮の宮城をモデルに設計されたと考えられます。このような様相から、Ⅱ期官衙は単なる地域の支配拠点としての評衙や城柵ではなく、より重要度が高い多賀城創建以前の陸奥国の国府であったと見られます（※）。造営の年代は7世紀末葉と考えられますが、終末の時期は多賀城創建頃と推定されます。南方官衙は8世紀後半頃までは機能していたと考えられます。

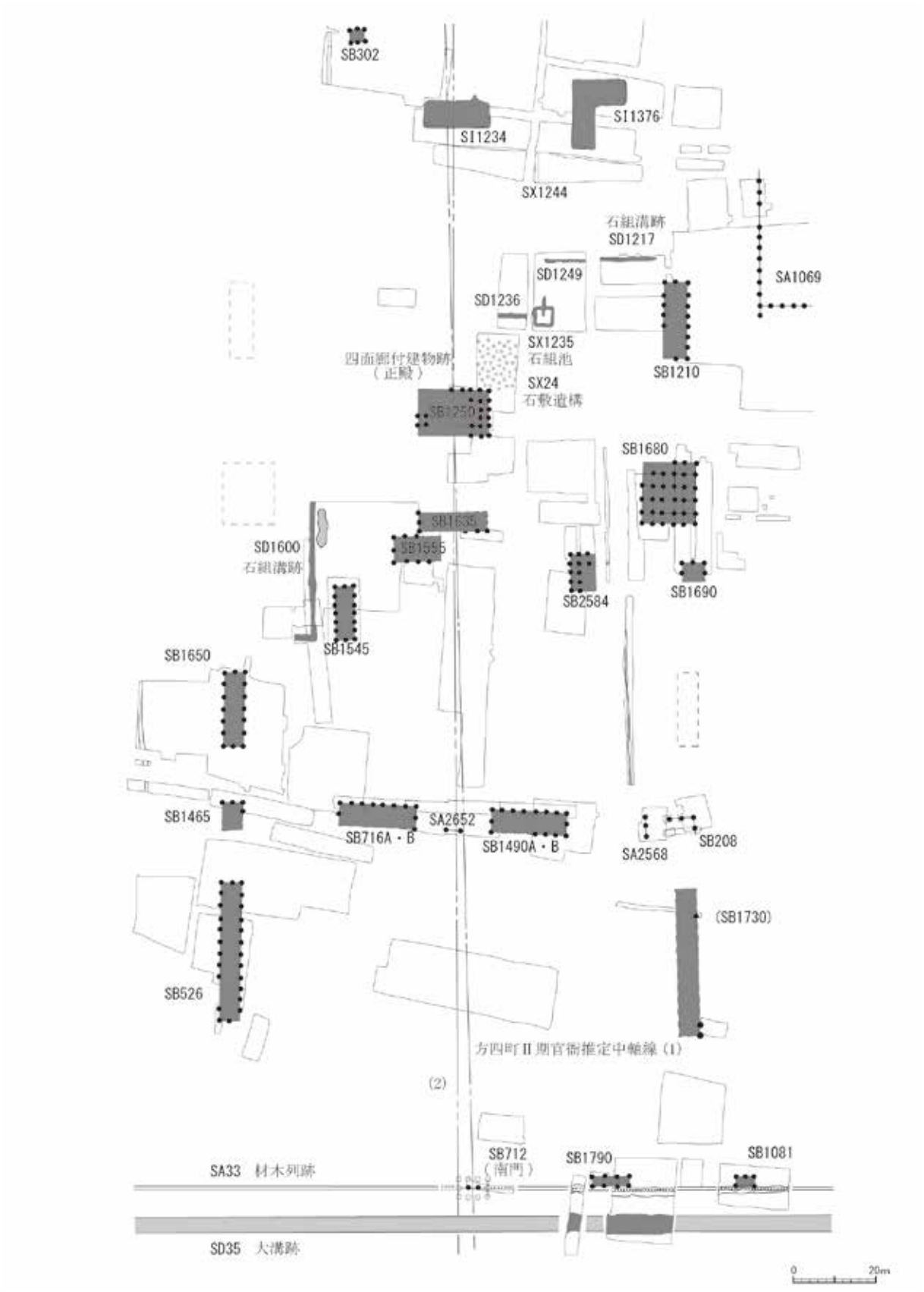
（※）国府の出現としては全国的にも最古段階に位置付けられます。

〈郡山廃寺〉

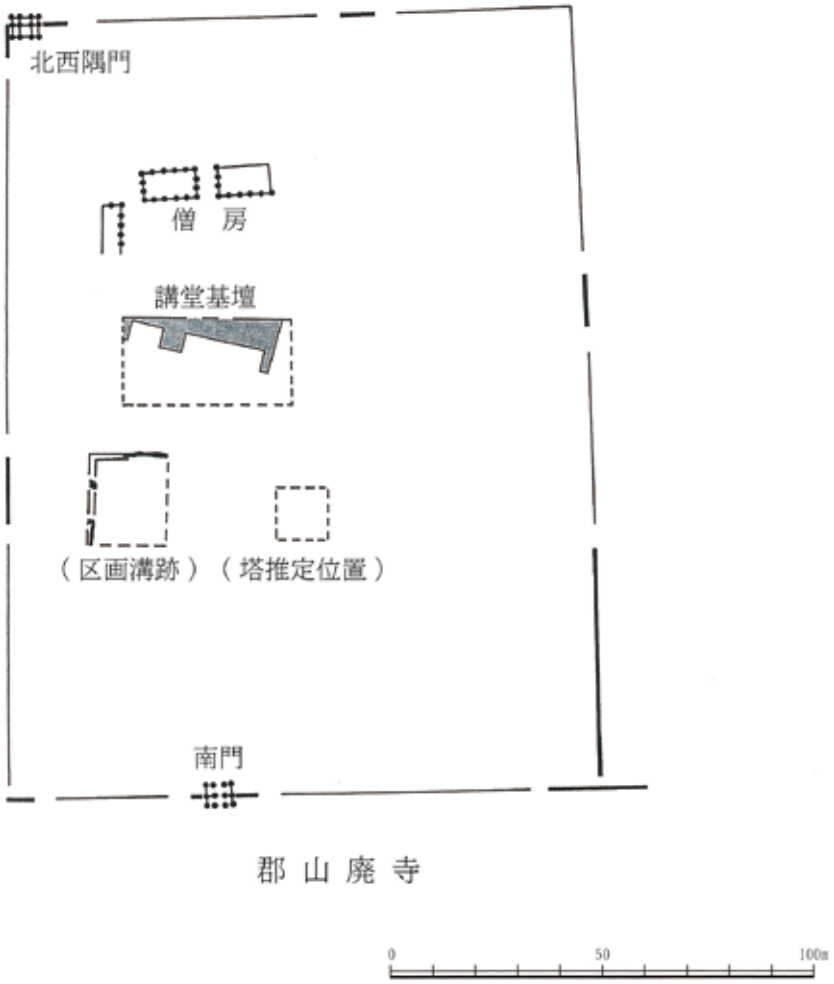
南方官衙の南に位置し、Ⅱ期官衙と同様に概ね真北方向を基準として造られています。材木塀によって区画され、その規模は東西120～125m、南北167mになります。材木塀の南辺には八脚門が設けられています。区画内の中央西寄りには講堂跡と推定される基壇跡があり、その北側には僧房と考えられる建物跡が「コ」字状に配置されています。講堂の南側で溝により区画された一画から多量の瓦が出土することから、この付近に瓦葺建物が存在したと考えられ、建物配置から金堂の可能性があります。また、この東側には巨石が出土したとの伝承地があり、塔跡が存在していたと考えられます。伽藍配置や軒丸瓦の文様から多賀城廃寺の前身となる寺院といえます。造営の時期はⅡ期官衙と同じ7世紀末葉と推定され、東北地方につくられた伽藍を有する最古段階の寺院であり、終末は南方官衙と同じく8世紀後半頃と考えられます。



Ⅱ期官衙・郡山廃寺の遺構模式図



方四町Ⅱ期官衙中枢部遺構全体図



郡山廃寺遺構全体図

(2)文献史料等の調査成果

『郡山遺跡発掘調査報告書－総括編(1)－』掲載の、今泉隆雄氏による「付章　古代国家と郡山遺跡」に基づいて、文献史料等の調査成果をまとめます（　　は関連する史料・考古資料等）。

①東北地方における仙台郡山官衙遺跡群の位置付け

大化の改新において、地方支配組織はそれ以前の国造制から評制に転換され、さらにその上に国が設置され始めます。この全国的な地方支配組織の転換は陸奥の地域にも波及しました。評の設置は、国に先行して大化5(649)年から全国的に開始され、評制の施行を受けて孝徳朝（645～654年）のうちに、その上に陸奥国が設置されました。郡山遺跡Ⅰ期官衙の土坑から底面に「名取」と刻字した土師器が出土していますが、「名取」を名とするのは、郡名、里名、軍団名、氏の名があり、刻字の「名取」は時期からみて軍団・氏の名ではなく、評名か里名とみられます。評名ならもちろん、里名だとしても、この土器の時期には名取評が成立していたと考えられます。

郡山遺跡は陸奥国の辺境経営に重要な役割を果たしたと思われますが、『日本書紀』には陸奥国よりも越国の辺境経営に関する記事が多く収められています。越では大化3（647)年に渟足柵を造り柵戸を移配し、同4年磐舟柵を造り越と信濃から柵戸を移配しました。『日本書紀』には記載はありませんが、陸奥でも越と同じく同時期にⅡ区に地方官衙（郡山遺跡Ⅰ期官衙）の設置と移民が行われたことが、考古学の成果によって明らかになってきました。

Ⅰ期官衙は7世紀半ばに城柵として設置されました。この城柵は蝦夷の地であるⅡ区を主たる対象としⅢ区をも視野に入れ、評の設置による支配領域の拡大と、蝦夷の帰服の拠点として設けられました。

関東系土器の出土から知られるように、城柵設置以前から坂東の移民が送り込まれ、それを基盤に城柵が設けられ、7世紀後半にはⅡ区を主としⅢ区にも坂東から移民が送り込まれました。

Ⅱ期官衙設置時の陸奥国の版図は、Ⅰ・Ⅱ区、Ⅲ区の一部、2’区と考えると、郡山遺跡の位置は少し北に偏していますが、Ⅰ区に対しては内陸部へは東山道、沿岸部へは海道によって連絡し、奥羽山脈を越えた2’区最上・置賜評へは、名取川沿いに西進し笹谷峠を越えて最上評（山形盆地）へ至る道が通じていたと思われます。霊亀2(716)年9月に最上・置賜2郡を出羽国に移管する以前の陸奥国府は、奥羽山脈を隔てて、その東と西の2’区を管轄しなければならない困難さをもっていましたが、笹谷峠越えの道を想定すると、実は郡山遺跡はこの時期の国府として好適な位置であったといえます。

国府Ⅱ期官衙の時代の陸奥国の政策的課題は、Ⅲ区における律令制支配の確立であり、Ⅱ期官衙はその政策実現の根拠地の役割を果たしました。養老4(720)年の蝦夷反乱によってその支配は深刻な打撃を受け、これに対して新支配体制構築が進められました。それに適合する新国府多賀城が創建されたことで、ここにⅡ期官衙はその役割を終え、終焉を迎えました。

◆郡山遺跡との関連が考えられる文献史料

『続日本紀』霊亀元(715)年10月丁丑条に、これ以前から閉村方面の蝦夷が陸奥「国府郭下」に昆布をもって朝貢したと記し、多賀城以前の陸奥国府の存在が史料に確認できます。

また、『続日本紀』養老4(720)年9月丁丑条に、按察使正五位下上毛野朝臣広人が蝦夷の反乱によって殺害されたとあり、郡山Ⅱ期官衙の時期の出来事と考えられます。

こうした記述が直接的に郡山遺跡を指すとは断定できませんが、関連が考えられる史料として留意の上、調査を進めていく必要があります。



7世紀半ば～716年
（Ⅰ期官衙～Ⅱ期官衙の頃）の陸奥国範囲



716年～（Ⅱ期官衙末～多賀城の頃）の陸奥国範囲

※718年5月に陸奥国から石城（いわき）・石背（いわせの）国の2国が分国されたが，短期間のうちに陸奥国へ再併合された。

（※および地図への着色は本計画引用に際して追加した）

◆出土土器からみる他地域との関わり

◇郡山遺跡における「他地域の特徴を示す土器」の出土

郡山遺跡や隣接する長町駅東遺跡・西台畑遺跡では、「関東地方の特徴を示す土師器」が出土していますが、その傾向として、関東地方の東側（現在の茨城県や千葉県）の特徴を示すものの出土から、西側（現在の群馬県南部や埼玉県）の特徴を示すものの出土への変化が認められます。これは、河川の合流点方向を正面とするⅠ期官衙から、真北方向を基準とするⅡ期官衙への変化と合わせて考えると、Ⅰ期官衙の時期における、関東地方の東側から福島県沿岸部を中継した海路でのルートから、Ⅱ期官衙の時期とみられる東山道建設による陸路でのルートへの変化を反映している可能性が考えられます。郡山遺跡は古代国家成立に関わる海路から陸路への物流ルートの変化を知る上でも、大きな意義を有していると考えられます。

また、郡山遺跡（第19次調査）や、隣接する西台畑遺跡（第1次調査）では、少量ながら「北東北の特徴を示す土師器」が出土しており、東北地方における広範囲な人・モノの移動についても窺えます。

◇相ノ原（あいのはら）遺跡における「名取」墨書（ぼくしょ）土器の出土

名取川中流域の仙台市太白区坪沼に位置する相ノ原遺跡は、縄文時代の土坑や平安時代の竪穴住居跡などが見つかっている遺跡ですが、そのうち平安時代の竪穴住居跡1軒から「名取」と墨書された9世紀中頃とみられる土師器坏（つき）が見つかっており、この地が名取郡に属していた可能性が考えられます。郡山遺跡の年代とは隔たりがありますが、相ノ原遺跡が所在する太白区坪沼周辺は、名取川下流域の郡山遺跡から笹谷峠へと至る山あいに位置しており、郡山官衙が機能していたころの山形方面への移動ルート・支配領域を考える上でも、参考になる事例と考えられます。

②律令国家と仙台郡山官衙遺跡群のかかわり

【石神遺跡の機能と仙台郡山官衙遺跡群】

石神遺跡は飛鳥寺寺域の西北隅に接して位置し、7世紀半ば～8世紀前半の年代で、Ａ～Ｄ期の遺構が重複しています。方形石組池があるのはＡ期とＢ期ですが、そのうちＡ－3期が最も整備され、須弥山石と呼ばれる須弥山をかたどった石製の噴水施設が出土していることから、『日本書紀』斉明紀にみえる須弥山の園池に当たると考えられています。ここでは朝貢してきた蝦夷などの服属儀礼が行われたと考えられます。

Ⅱ期官衙と石神遺跡の2つの方形石組池は、平面規模こそ差がありますが、裏込めの工法や石組にしていることなど、浄水を貯めるための構造という点で共通しており、両者は同じ用途に用いられたものと推察されます。その際、Ⅱ期官衙政庁と石神遺跡で行われた共通のことは、蝦夷の服属儀礼であったと考えられます(※)。蝦夷は遅くとも7世紀半ばから毎年都と国府・城柵などの地方官衙に朝貢し、天皇に服属することを誓約する服属儀礼を行ったと考えられますが、都での蝦夷・隼人などの服属儀礼は、7世紀と8世紀では、行う日時、場所、性格を変えたとみられます。7世紀

には日時を定めず神聖な場で行い、天皇への服属を神聖なるものに誓約する呪術的な性格だったものが、8世紀には大極殿・朝堂で行う元日の朝賀に参列して、天皇に直接誓約する儀礼的な性格のものに変化したとみられます。並行して、7世紀に蝦夷等の服属儀礼が行われた場所は、斉明朝においては須弥山の園池であったものが、天武・持統朝においては飛鳥寺西の斎槻の広場に変化したと考えられます。その際、斉明朝の須弥山の園池における服属儀礼が神聖なものであるとすれば、そこに設けられた石組池は、儀礼を行う前に心身を清める禊に用いられたと考えられます。また、斎槻は神聖なケヤキで、飛鳥寺の西にあった大槻の下が、天武朝には儀礼場として整備されたと考えられます。

蝦夷等の服属儀礼が7世紀型から8世紀型に変わったのは、大宝元(701)年元日の朝賀からと考えられます。そのため、持統8(694)年12月藤原宮への遷宮以降も文武4(700)年までは、飛鳥の斎槻の広場で服属儀礼が行われていたと考えられます。
(※)現在までに、飛鳥地方以外において方形石組池が発見された例は郡山遺跡に限られており、国家北辺における地域支配の特徴や展開過程が窺えます。



石神遺跡の位置

◆石神遺跡における「東北地方の土器」の出土

石神遺跡では、郡山遺跡出土の土器と形状や調整方法が類似した土器が出土しており、その大半が飛鳥浄御原宮期(672～694年)から藤原宮期(694～710年)の飛鳥地方の土器とともに出土しています(土橋2020)。そのような東北地方の特徴を持つ土器は、『日本書紀』持統2(688)年12月12日条「飛鳥寺西槻下に蝦夷男女213人を饗し、冠位を授け、物を賜う」などの記述にみられる、天武・持統朝において行われた服属儀礼や饗応の際に、東北地方から参加した蝦夷が持ち込んだものと考えられます。

直接的な往来があったかは不確定ですが、仙台郡山官衙遺跡群は東北地方の拠点として、古代における広域な地域間交流に関わっていたことが考えられます。

【藤原宮の構造と仙台郡山官衙遺跡群】

藤原京は持統8(694)年12月～和銅3(710)年3月の16年間の宮都であり、まだ京域は確定していないが、はじめて条坊制がしかれ、宮城が設けられた最初の律令制宮都と位置づけられています。Ⅱ期官衙はこの藤原宮の宮城と構造の面で共通点が指摘できます。すなわち、Ⅱ期官衙の官衙域と藤原宮の宮城域の平面形がいずれもほぼ正方形で、かつ中枢となる政庁と大極殿・朝堂が、官衙域の南北中軸線上の中央部から南部に位置する点です。宮都の歴史を見ても、正方形の宮・宮城とその中央部に中枢施設が位置する構造は、藤原宮に始まると考えられます。

藤原宮では大垣の外に、外堀と大路側溝という二重の溝、その間に壇地と外周帯という二重の空間帯をめぐらしています。このような大垣外の構造は藤原宮に特有なもので、Ⅱ期官衙では、外郭

の材木列塀の外に壕地を隔てて大溝、その外に空閑地を隔てて外溝を巡らし、藤原宮と同じく、外郭の外が二重に堀と空間帯をめぐらす構造になっています。

Ⅱ期官衙と藤原宮が、全体のほぼ正方形の平面形と中枢部の位置、外郭の構造の点で共通することから、両者は設計の上で関係があったと考えられ、宮城である藤原宮をモデルとして国家の北辺に位置するⅡ期官衙が設計されたとみられます。Ⅱ期官衙が藤原宮をモデルに設計されていることは、Ⅱ期官衙の性格、および造営年代を考える上で重要なことです。



藤原宮の位置　(地理院タイルに遺跡位置を追記)



藤原宮模型写真(橿原市提供)

◆藤原宮をモデルとした地方官衙

福岡県行橋市に所在する福原長者原官衙遺跡（平成29年国史跡に指定）は、7世紀末から8世紀中頃にかけて営まれた地方官衙の政庁跡で、九州最大級の規模や形態的特徴から、豊前国あるいは九州全域の統治にも関わった官衙の中枢施設であった可能性が指摘されています。

福原長者原官衙遺跡のⅡ期政庁においても、空閑地が設けられていることから、藤原宮にならった設計だと考えられており、仙台郡山官衙遺跡群との関係から、古代国家が日本列島の東と西で中央の権威を示そうとした構想が指摘されています（行橋市教育委員会2019）。



関連遺跡位置図
(地理院タイルに遺跡位置を追記)

③古代における国際情勢と仙台郡山官衙遺跡群のかかわり

『日本書紀』には斉明4(658)年から斉明6(660)年にかけて、阿倍比羅夫が船団を率いて日本海沿岸に沿って北征したことに関する詳細な記事が載せられています。その斉明5(659)年の第2回遠征後に道奥国司が越国司とともに褒章・叙位されていることや、『常陸国風土記』香島郡条にみえる、天智朝に覓国のために船が建造されていることなどからみて、陸奥国でもこの比羅夫の北征と同じ頃に太平洋沿岸沿いに船団による北征が行われた可能性があります。斉明朝の北方遠征については、北海道の渡島蝦夷やその北方の粛慎等北方諸集団との関係を築くと共に、国際情勢の緊迫化の中で、国土の北部と大陸の地理的関係を明らかにする地理的探索・探検の意味もあったと考えられます。7世紀半ばの東アジアの国際情勢についてみると、推古26(618)年に建国した唐が強大な帝国を建設して東アジア諸国に政治的・軍事的な圧力を加え、一方朝鮮半島では高句麗・百済・新羅の3国が鼎立して対立･抗争していました。唐帝国の外圧の中で生き残っていくために朝鮮3国、倭は国制改革に取り組んでいます。大化の改新の原因の1つはこの外圧とみられ、対外関係は改新政府の大きな課題であったと考えられます。Ⅰ期官衙はこのような国際関係の中で、北方世界との関係を構築するための拠点として、役割を担わされていました。

◆仙台郡山官衙遺跡群と東アジアのかかわり

◇朝鮮半島とのかかわり

郡山遺跡では、新羅(しらぎ)の硯を模したとみられる円面硯(えんめんけん)の破片が見つかっています(第35次調査)。また､石神遺跡や郡山遺跡の石組池と平面形が類似した石組の方池が韓国でも見つかっていますが、韓国の方池は底面に敷石がなく、蓮を植えて鑑賞した池と位置づけられており、日本の石組の方池とは用途が異なるため､系譜関係には検討が必要とされます（高瀬2001)。

◇古代東アジアの都城研究と郡山遺跡

郡山Ⅱ期官衙のモデルとなった藤原宮は日本最初の中国風の都城(とじょう)として造営された宮城であり、中国・朝鮮半島・日本といった古代東アジアにおける都城研究に重要な役割を果たしています。藤原宮との関係において、仙台郡山官衙遺跡群も古代国家形成期における東アジアとの国際交流や文化伝播を考える上で貴重な遺跡と言えます。

◇仏教文化の伝播と郡山遺跡

『日本書紀』持統3(689)年正月3日条には、陸奥国優嗜曇郡(うきたむぐん)の城養蝦夷(きこうのえみし)らに出家を許すとあり、同7月1日条には、陸奥の蝦夷の僧に仏像・鐘(かね)・香炉(こうろ)・幡(ばん)等を与えたという記述がみられるなど、当時の陸奥国内における仏教の広がりの一端が伺えますが、その過程で郡山廃寺は重要な役割を果たしたと想定されます。また、郡山廃寺は、東北地方につくられた伽藍(がらん)を有する最古段階の寺院であり、伽藍配置において、多賀城廃寺(たがじょうはいじ)（陸奥国府多賀城の付属官寺）や筑紫観世音寺(つくしかんぜおんじ)（大宰府の付属官寺）との共通性が指摘されています。日本国内における仏教文化の伝播を考える上で重要な役割を果たすだけでなく、東アジア地域における仏教文化の広がりという観点や、寺院の造営に伴う様々な技術（建築・造瓦・工芸など）の伝播を考える上でも重要です。

古代史年表

時代	西暦	年号		陸奥国関係古代史			日本の主な出来事
飛鳥時代	630	舒明	2				第1回遣唐使派遣
	637						上毛野君形名を将軍に任じ、蝦夷を討つ
	645	大化	1				乙巳の変(大化改新）が始まる
	647		3		淳足柵(新潟県)を造る		
	648		4		磐舟柵(新潟県)を造る		
	649		5				全国で評が建てられる
	652	白雉	3				難波長柄豊碕宮が完成
	653		4		石城評が建てられる		遣唐使派遣、道昭入唐
				※この頃までに道奥国が建国される			
	655					7月	難波宮で越・陸奥の蝦夷を饗す
	658~60						阿倍比羅夫、日本海沿岸を北上する大航海を行う
	659			3月	道奥・越の国司・郡領に位を授ける	3月	甘樫丘東の川原に須彌山を造り、陸奥と越の蝦夷を饗す
				7月	遣唐使が陸奥の蝦夷男女2人を同道する		
	660					5月	石上池のほとりに須彌山を造り粛慎を饗す
	663						白村江の戦い
				※この頃、覓国(くにまぎ)のため陸奥国石城船造に大船を作らせる			
	672						壬申の乱
	682			3月	陸奥国の蝦夷に位を授ける		天武天皇、新城に行幸
	684						宮室の地を定める
	685					3月	諸国の家ごとに仏舎を造らせる
	686	朱鳥	1			9月	天武天皇崩御
	688					12月	飛鳥寺西槻下に蝦夷男女213人を饗し、冠位を授け、物を賜う
	689			1月	陸奥国優嗜曇郡の城養蝦夷らに出家を許す		
				7月	陸奥の蝦夷の僧に仏像・鐘・香炉・幡等を与える		
	690					1月	持統天皇即位
	694					12月	藤原京に都を遷す
	697			10月	陸奥の蝦夷が藤原宮に朝貢する		
	698			10月	陸奥の蝦夷が藤原宮に朝貢する		
	701	大宝	1	3月	凡海麻錬を陸奥に派遣し、金を精錬させる	8月	大宝律令完成する
	702		2			6月	遣唐使粟田真人ら出発す
	704		4			4月	諸国の印を鋳る
		慶雲	1			7月	粟田真人帰朝
	705		2	※日本文徳天皇実録によればこの年に陸奥国蝦夷が反乱を起こす			
	708	和銅	1		越後国に出羽郡を置く		
	709			3月	越後の蝦夷征討に際し、陸奥国にも鎮東将軍を派遣する		
奈良時代	710	和銅	3			3月	平城京に都を遷す
	712		5	9月	出羽国を置く		
				10月	陸奥国管内の最上･置賜二郡を出羽国に移すことを命ず		
	713			12月	陸奥国に丹取郡を建てる		
	715		8	1月	元日朝賀において陸奥・出羽の蝦夷等が特産物を進上する		
				5月	相模、上総、常陸、上野、武蔵、下野の富民1000戸を陸奥国に配す		
		霊亀	1	10月	陸奥国香河村、閇村に郡家を建てる		
	716		2	9月	陸奥国管内の最上･置賜二郡を出羽国に移す		
	717		3				里制を改め、郷里制とする
	718	養老	2	5月	陸奥国から石城、石背の二国を分置する		
	720			9月	陸奥国の蝦夷反乱し、按察使上毛野廣人を殺す。持節征夷将軍		
					多治比縣守らを派遣する		
	721			8月	出羽国が陸奥按察使の管轄下とされる		
				10月	柴田郡の二郷をさき苅田郡を置く		
	722		6	8月	諸国より柵戸1000人を陸奥鎮所に配する	閏4月	墾田百万町歩の開墾を計画する
	724	神亀	1	3月	陸奥国の海道蝦夷反し、大掾佐伯児屋麻呂を殺す	2月	聖武天皇即位
				4月	海道蝦夷を征するため、持節大将軍藤原宇合らを派遣する		
				※多賀城碑によればこの年に多賀城を置く			
	728		5	4月	新たに白河軍団を置き、丹取軍団を改めて玉作軍団となす		
	730	天平	2	1月	陸奥国の田夷村に郡家を建てる（遠田郡の設置）		
	733		5	12月	出羽柵を庄内地方から秋田村高清水岡に移す		
	737		9	1~4月	多賀城から出羽柵への直路開通事業（雄勝村の手前で中止）		
	741		13			2月	国分寺創建の詔
	749	天平勝宝	1	1月	陸奥国小田郡より初めて黄金を貢ずる		
	760	天平宝字	4	1月	雄勝城、桃生柵の造営が終る		
	762	天平宝字	6	12月	多賀城の改修工事完了し、多賀城碑が建てられる		
	767	神護景雲	1	10月	伊治城の造営終る		
				10月	陸奥国に栗原郡を置く		
	774	宝亀	5	7月	陸奥国の海道蝦夷、桃生城を侵し、その西郭を敗る		
				3月	伊治呰麻呂、按察使紀広純らを殺し多賀城を襲撃		
	784	延暦	3			11月	長岡京に都を遷す
平安時代	794	延暦	13			10月	平安京に都を遷す
	802		21	1月	胆沢城が造営される		

郡山Ⅰ期官衙

郡山Ⅱ期官衙

(3)仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値

大化元(645)年にはじまる大化の改新の後、律令国家は東北地方の蝦夷の住む仙台平野以北の地域に関しても直轄支配地に組み入れようとして次々と城柵を設置しました。仙台郡山官衙遺跡群はこのような流れの中で造営され、やがて陸奥国全体の政治・軍事の拠点という役割を持つに至りました。その後、この役割は多賀城に受け継がれることになります。

7世紀中頃より仙台平野の政治・軍事拠点として、また7世紀末葉には多賀城以前の陸奥国府として、古代より陸奥国の中心であったことがこれまでの調査で明らかとなった仙台郡山官衙遺跡群は、特別史跡多賀城と並ぶ歴史的な意義を持ち、地域史にとどまらず日本古代史を語る上で欠くことのできない極めて重要な遺跡であるといえます。

平成20年策定の保存管理計画において整理された歴史的価値をもとに、これまでの調査成果からわかったことを再整理し、仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値について、指定説明文等から読み取れる①・②及び、価値評価の視点の進化を反映した③の3点にまとめました。

①東北古代史のはじまりを象徴する遺跡

仙台郡山官衙遺跡群は全国的にも最古段階に位置付けられる古代の地方官衙です。律令国家が東北地方太平洋側の支配のために設けた最初期のもので、文献に残らなかった官衙の存在が発掘調査を通して明らかになった点においても、7～8世紀の日本古代史の解明に不可欠な遺跡といえます。

Ⅰ期官衙においては、評の成立を示すとみられる「名取」刻書のある土師器が出土しており、律令国家による地方支配制の進展を考える上でも貴重です。また、Ⅰ期官衙は『日本書紀』にみられる日本海側の渟足柵・磐舟柵に対応する太平洋側最古の城柵であり、Ⅱ期官衙は多賀城創建以前の陸奥国府と考えられ、古代国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点施設の具体的様相を知ることができる貴重な遺跡であるといえます。

②中央集権国家成立期の北辺政策による遺跡

Ⅱ期官衙の中枢部に位置する石組池は、蝦夷が天皇に対する服属儀礼を行った飛鳥石神遺跡の石組池とほぼ同じ構造を持っていることから、これと同様の儀礼が行われたと推察されます。現在までに、飛鳥地方以外で類似の遺構が発見された例は本遺跡のみであり、国家北辺における地域支配の展開過程を知る上で重要な遺跡といえます。

また、Ⅱ期官衙のほぼ正方形を成す平面形や規模、外郭に空閑地のある構造は藤原宮がモデルにしていると考えられますが、同様の空閑地は九州（豊前国）の福原長者原官衙遺跡（7世紀末～8世紀中葉）にもみられ、古代国家が日本列島の北辺と西辺において中央政府の威信を示そうとした意図が伺えます。また、1辺428mに及ぶ材木列を四周に巡らし、官衙の南方には伽藍を擁する寺院を配置するなど、古代地方官衙の空間的スケールを示す遺跡として重要であるとともに、古代における「日本」という国の成り立ちに関わった、飛鳥時代の宮殿域（石組池・石敷・槻の木の広場）を地方にあって体感できる貴重な遺跡であるとともに、古代の東北地方において、日本海側と太平洋側に対する政策の様相は連動していると考えられ、律令国家成立期の東北地方に対する政策を知る上で貴重な遺跡といえます。

③東北地方から東アジアに及ぶ 人・文化・技術 の交流を示す遺跡

西台畑･長町駅東遺跡などの集落や向山横穴墓群などの墓域、東山道（未発見）などとも関連し、仙台平野南部に対して大きく影響を及ぼすとともに、現在の宮城県域に止まらず、遺物等を通じて

奥羽山脈の西側や北東北とも関連が窺われ、広範囲に影響力を及ぼした重要な遺跡であったといえます。さらに、Ⅰ期官衙から出土した畿内産土師器からは畿内からの役人の派遣が、関東地方の特徴を示す土師器からは関東からの移民が伺える一方で、本遺跡出土の黒色土器と形状や調整方法の類似した土器が飛鳥石神遺跡で出土するなど、広域な地域間交流が伺えます。

Ⅱ期官衙の構造や建物配置は、日本最初の中国風都城である藤原宮がモデルと考えられ、古代国家形成期における東アジアとの国際交流や文化伝播を考える上で貴重であり、郡山廃寺は、東北地方で伽藍を有する最古段階の寺院であり、東アジアにおける仏教文化の広がりや、寺院の造営に伴う建築・造瓦・工芸などの様々な技術の伝播を考える上で重要な遺跡といえます。

郡山遺跡の所在する郡山は、名取川と広瀬川に囲まれ、河川交通や太平洋における海洋交通に適した地であり、飛鳥～奈良時代の官衙の設営に始まり、鎌倉時代の奥州合戦時には奥大道（未発見）を源頼朝軍が通過したと考えられ、関ヶ原合戦では伊達政宗が北目城（郡山遺跡に隣接）に陣を置き、現代でも東北地方の物流拠点として重要な役割を果たした長町駅貨車操車場（長町ヤード）やＪＲ長町駅が位置するなど、古代から現代に至る「物流の要衝としての郡山地区」のはじまりを象徴する遺跡といえます。



Ⅱ期官衙イメージ図

(4)構成要素

史跡地やその周辺地域には、史跡としての価値（本質的価値）に関わるかに限らず、時間経過の中で様々な要素が混在しているため、史跡等を構成する要素を以下のように整理しました。

史跡地内で、本質的価値を構成するもの

①地下に埋蔵されている遺構・遺物(出土遺物を含む)

○遺構：石組池跡、石敷、石組溝跡、掘立柱建物跡、材木列・板塀跡、竪穴住居跡、溝跡、基壇跡、井戸跡等

○遺物：須恵器(円面硯(えんめんけん)など)、土師器、瓦(鴟尾(しび)など)、木簡、金属製品等

②遺構間の空閑地など、遺構が存在しない範囲を含む、官衙としての空間的利用用

史跡地内で、本質的価値に準ずるもの

③史跡の歴史的変遷にかかわる要素

○古墳時代以前の遺構・遺物　　○平安～近世の遺構・遺物

史跡地内で、本質的価値以外のもの

④史跡の保存管理・活用に資する要素

○郡山遺跡説明板　○史跡標識　○調査事務所　○土地境界杭（標）

○木柵・生垣　○花壇　○暫定整備遺構表示（郡山廃寺跡　講堂跡・僧房跡）

○居久根(いぐね)

政庁部分に位置するケヤキから成る屋敷林で、史跡地内に残る唯一の緑地。住宅化が進むこの区域において仙台近郊農村の伝統的な風景を織り成している。

現在生育するケヤキの木は、官衙と直接的なかかわりはないが、天武・持統朝においては飛鳥寺の西の「斎槻(ゆつき)の広場」で蝦夷等の服属儀礼が行われたとされ、石組池の傍らに所在するケヤキ（＝槻）の木は、史跡の本質的価値の理解に資するものと位置づけられる。

⑤その他の要素

○農耕地等

畑地（ビニールハウス）

○民家その他の建築物及び工作物

民家及び付属施設、学校施設(校庭・プール（昭和48年建築）等) 、市の施設

○道路等

市道、水路

○その他の人工物

電柱・支線、埋設管、ゲートボール場、一時避難所の案内板、カーブミラー

本質的価値

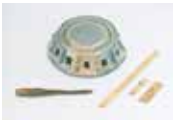
①遺構・遺物

○遺構：石組池跡、石敷、石組溝跡、掘立柱建物跡、材木列・板塀跡、竪穴建物跡、溝跡、基壇跡、井戸跡






○遺物：須恵器(円面硯など)、土師器、瓦(鴟尾など)、木簡、金属製品等





②その他

○遺構間の空閑地など、遺構が存在しない範囲を含む、官衙としての空間的利用

本質的価値に準じる

③史跡の歴史的変遷にかかわる要素

○古墳時代以前の遺構・遺物　　○平安～近世の遺構・遺物

本質的価値以外

史跡の保存管理・活用に資する要素　↓

④保存管理・活用

○郡山遺跡説明板　○史跡標識　○調査事務所　○土地境界杭（標）　○木柵・生垣




○花壇　○暫定整備遺構表示（郡山廃寺跡　講堂跡・僧房跡）　○居久根




↓その他の要素

⑤その他

○農耕地等：畑地（ビニールハウス）

○民家その他の建築物及び工作物：民家及び付属施設、学校施設(校庭・プール（昭和48年建築）等)、市の施設

○道路等：市道、水路

○その他の人工物：電柱・支線、埋設管、ゲートボール場、一時避難所の案内板、カーブミラー





← 史跡地内　→ 史跡地外

本質的価値相当

①遺構・遺物

〇遺構：掘立柱建物跡、材木列・板塀跡、竪穴建物跡、竪穴住居跡・竪穴建物跡、溝跡等




〇遺物：須恵器、土師器、金属製品等

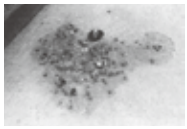
②その他

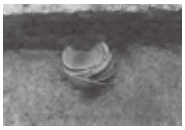
〇遺構間の空閑地など、遺構が存在しない範囲を含む、官衙としての空間的利用

本質的価値相当に準じる

③史跡の歴史的変遷にかかわる要素

〇古墳時代以前の遺構・遺物　　〇平安～近世の遺構・遺物





本質的価値相当以外

史跡の保存管理・活用に市する要素 →

④保存管理・活用

〇歩道舗装を利用した遺構平面表示
（Ⅱ期官衙外溝の北西隅部付近）



〇郡山遺跡説明板



〇郡山中学校校舎内遺構復元表示
（官人の居宅と考えられる建物群）



← その他の要素

⑤その他

〇緑地等：神社林、街路樹　　〇農耕地等：畑地

〇民家その他の建築物及び工作物：民家及び付属施設、民間施設（商業施設・教育施設・神社等）、学校施設（校舎・体育館・プール等）、国の施設

〇道路等：市道、水路、私道

〇その他の人工物：電柱・支線、埋設管、公園、駐車場、カーブミラー、ガードレール、信号機

史跡地外で、本質的価値相当のもの

①地下に埋蔵されている遺構・遺物(出土遺物を含む)

○遺構：掘立柱建物跡、材木列・板塀跡、竪穴住居跡、溝跡等

○遺物：須恵器、土師器、金属製品等

②遺構間の空閑地など、遺構が存在しない範囲を含む、官衙としての空間的利用

史跡地外で、本質的価値相当に準ずるもの

③史跡の歴史的変遷にかかわる要素

○古墳時代以前の遺構・遺物　○平安～近世の遺構・遺物

史跡地外で、本質的価値相当以外のもの

④史跡の保存管理・活用に資する要素

○歩道舗装を利用した遺構平面表示（Ⅱ期官衙外溝の北西隅部付近）

○郡山遺跡説明板　○郡山中学校校舎内遺構復元表示（官人の居宅と考えられる建物群）

⑤その他の要素

○緑地等

神社林、街路樹

○農耕地等

畑地

○民家その他の建築物及び工作物

民家及び付属施設、民間施設（商業施設・教育施設・神社等）、

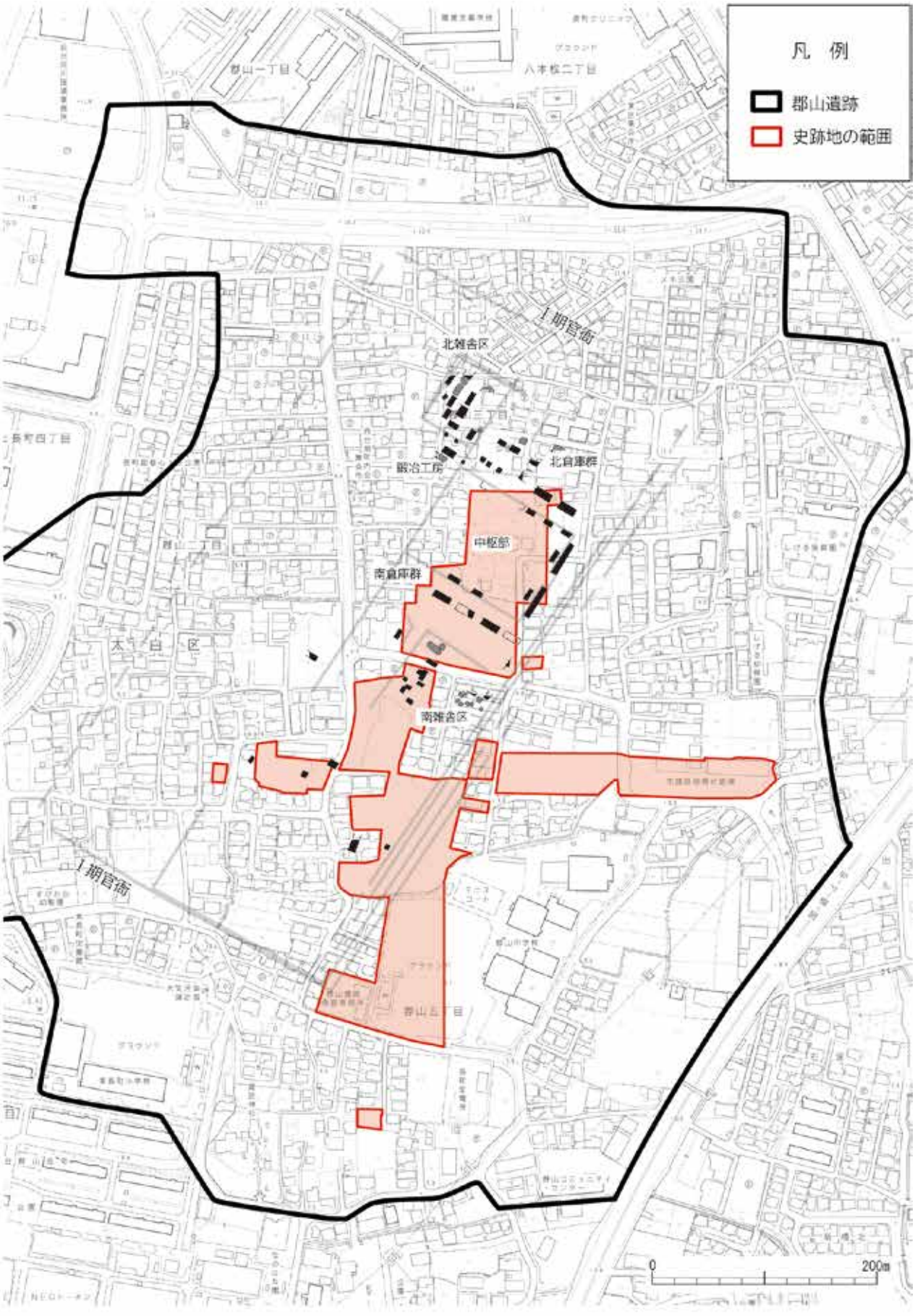
学校施設（校舎・体育館・プール等）、国の施設

○道路等

市道、水路、私道

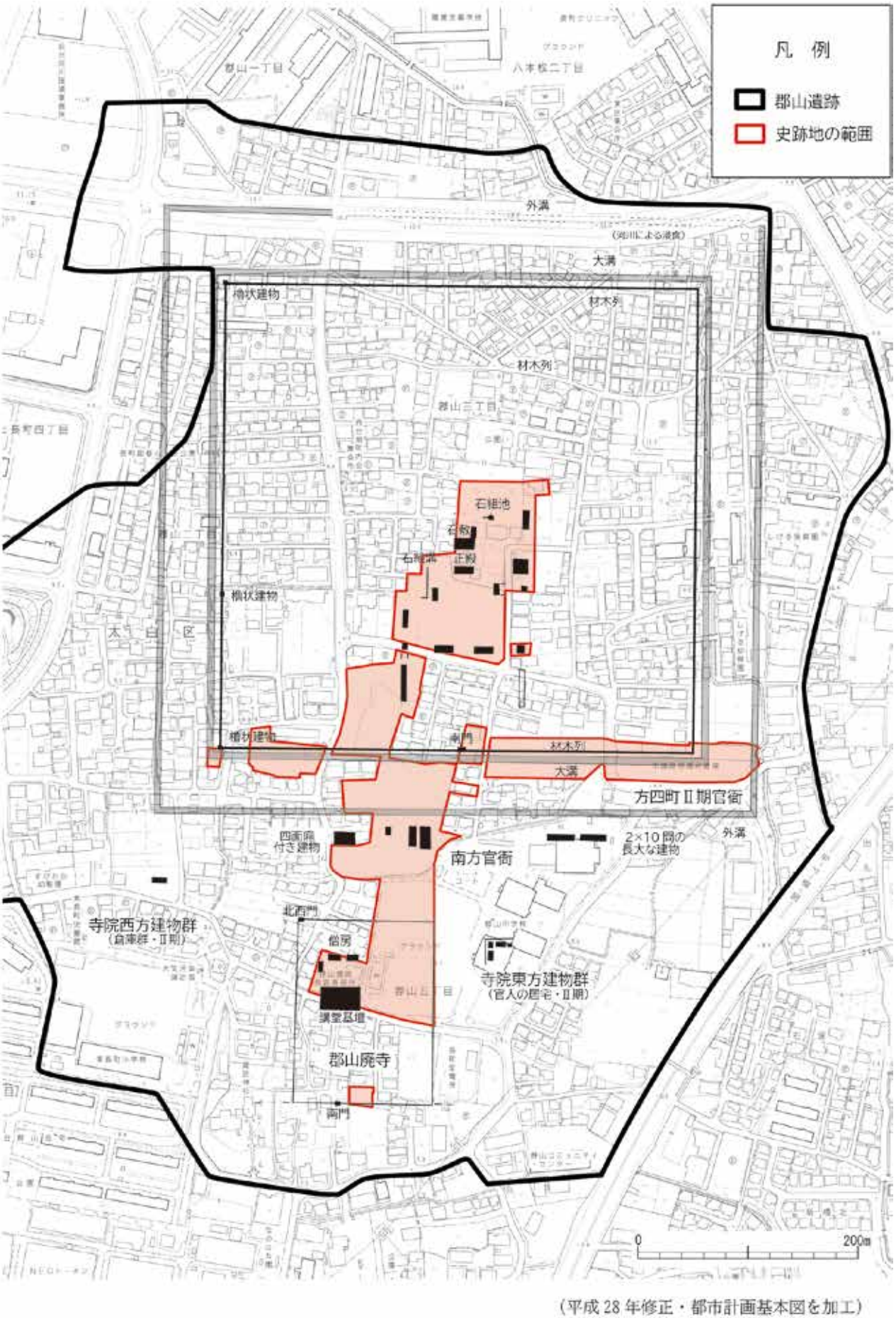
○その他の人工物

電柱・支線、埋設管、公園、駐車場、カーブミラー、ガードレール、信号機



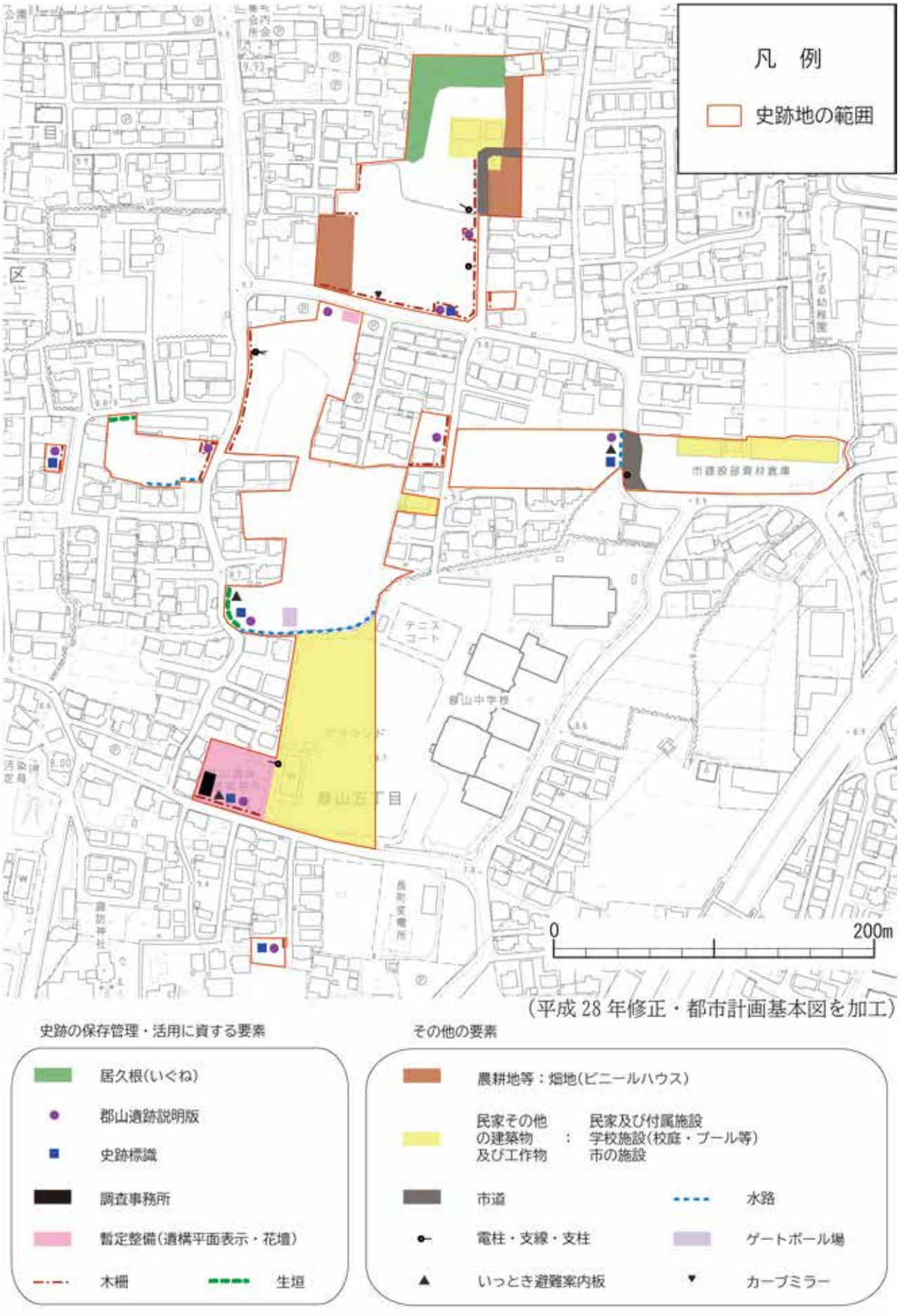
（平成 28 年修正・都市計画基本図を加工）

史跡地周辺におけるⅠ期官衙の遺構配置図（推定含む）



（平成 28 年修正・都市計画基本図を加工）

史跡地周辺におけるⅡ期官衙の遺構配置図（推定含む）



史跡地内で、本質的価値以外のもの

第４章　現状・課題

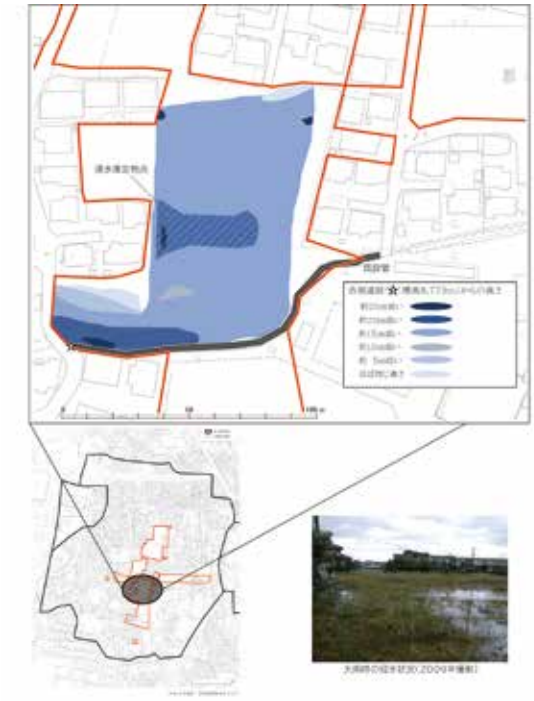
本史跡の本質的価値を確実に保存しつつ顕在化を図り、活用を促進するためには、現状と課題を適切に把握したうえで整備を行う必要があります。本章では、本史跡にかかる現状と課題をまとめます。

本章の内容は、「保存活用計画」第５章（現状・課題）の内容をベースとし、項目を整理し直すとともに、必要な要素を新たに追記しています。

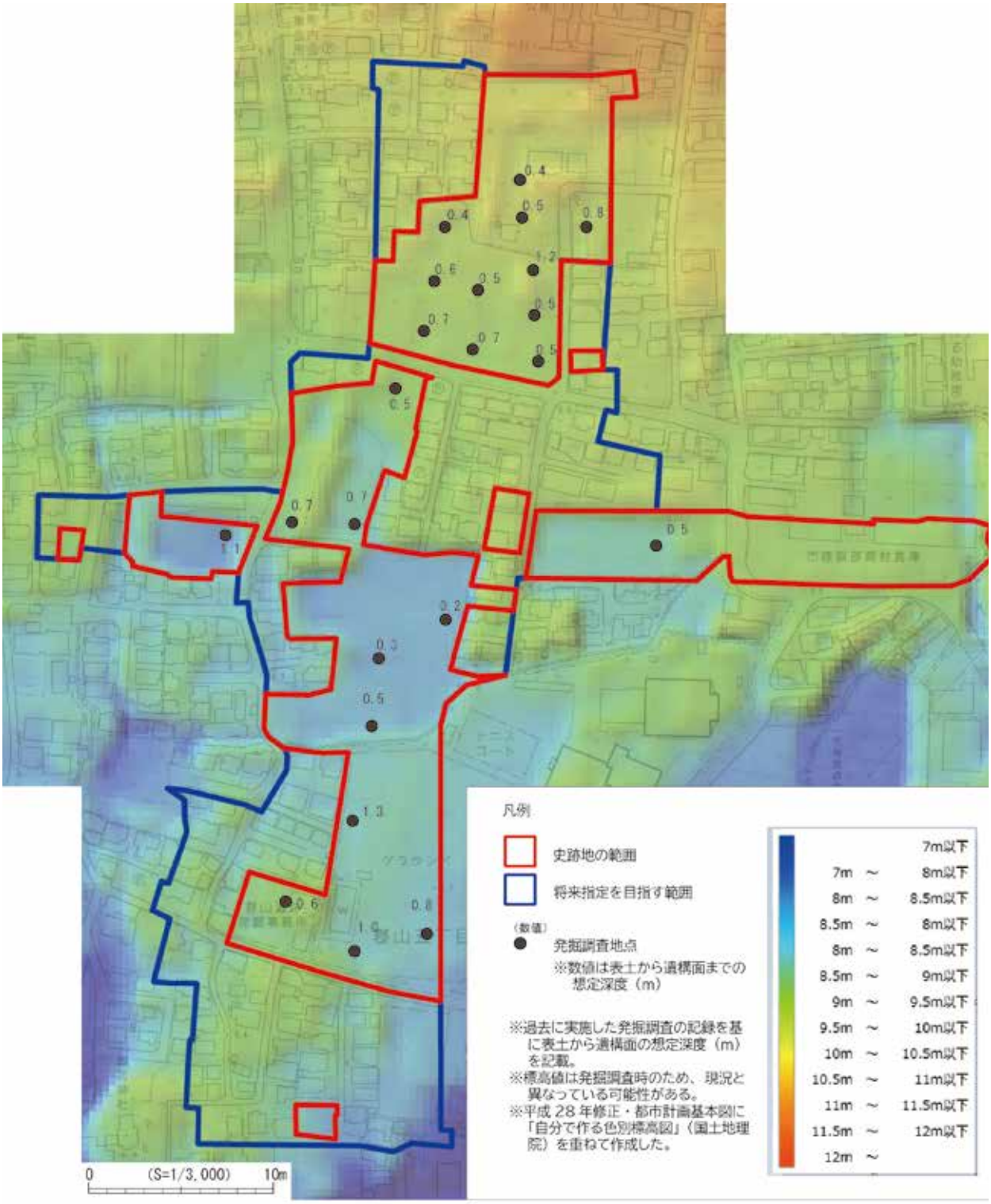
1　史跡の保存・管理における現状と課題

項目	現状・課題
現状変更	・令和6年3月策定の「史跡仙台郡山官衙遺跡群保存活用計画」で定めた現状変更取扱基準に基づく保存・管理を以下のとおり行っている。 ①史跡地…原則、史跡にとって必要な行為以外の現状変更を厳しく制限する。 ②史跡地以外…開発の計画段階で協議を行い、地下遺構に影響が及ばないよう協力を求める。なお、「将来指定を目指す範囲」以外では、調整が付かず記録保存のみとなる場合も多い。 ・郡山遺跡はⅠ期官衙からⅡ期官衙への変遷が確認されており、史跡指定の範囲はⅡ期官衙を基準に設定されている。このため、Ⅰ期官衙についての現地での表現が難しい。
調査	・発掘調査していない箇所があるため、官衙の構成や遺構の保存状況が不明な部分がある。 ・学校用地や他部局の管理地、企業有地については、発掘調査をする機会が少なく、遺構の保存状況について不明な部分がある。また、道路下の遺構の有無や保存状況が確認できない。 ・これまでの発掘調査履歴を参照すると、現地表面から遺構検出面までの深さは概ね40㎝以上確保されているが、中には約20㎝と地表に近く、保護層確保のための盛土を検討すべき地点もある。
公有化	・現在の史跡指定地は45,707.82㎡であり、このうち42,303.82㎡がすでに公有化されている。引き続き公有化及び将来的な追加指定を図る。「将来指定を目指す範囲」は約9万㎡あり、公有化及び追加指定の完了の目途は立っていない。 ・公有化のタイミングは地権者の事情を尊重しているため、一体的な整備まで時間を要し、予算確保や地権者の買取希望の時期の調整が難しい。 ・地権者の世代交代や、売買による新規住民が増加しており、史跡についての理解が得られていない場合がある。 ・公有化を伴う「将来指定を目指す範囲」の拡大は地権者の事情等により難しい場合が多い。

維持・管理	・公有化されている史跡地には、学校用地と他部局管理地（建設部資材庫）が存在している。 ・学校用地と他部局管理地を除いた土地は未整備であり、雑草地となっている。業務委託により年２回程度の除草や、年１回程度の樹木剪定を実施しているが、公有地の増加と共に除草、剪定等の維持管理費が増大しており、予算内では十分な対応をすることが難しい。近年は温暖化による平均気温の上昇から雑草の生育が早く、除草が追いつかない結果、立ち入りおよび説明板の視認が困難になる時期もある。 ・史跡地内に残る屋敷林(居久根)は、官衙との直接的な関わりはないが、石組池の近くに位置し蝦夷の服属儀礼を連想させるため、史跡の本質的価値を説明するための貴重な資源といえる。しかしながら主要な遺構と重複していることや巨木化による史跡地外への落葉・倒木の懸念等への対応が十分にできていない。 ・史跡地は住宅地内に位置し、公有地と民有地の境界が入り組んでいる。 ・これまで公有化した史跡地については、遺構保護を目的とした盛土・造成を行っていないため、公有化以前の土地利用状況をそのまま残しており、地形は複雑に凹凸しており、一帯を同じ史跡地と視認しづらい。 ・木柵については朽ちて破損している箇所があるが、修繕が追いついていない。 ・排水施設は一部を除いて未整備となっている。郡山中学校との北側の境界には管路が整備されている。雨天時は史跡地から管路の側溝へ流入するよう、素掘り側溝が一本設けられているが、地形の勾配が一定でないため適切に雨水が流入せず、排水は不良で、大雨時に冠水することがある。 ・以前使用していた発掘調査事務所が、地震等の影響により解体・撤去となったため、現在は仮設プレハブを拠点として使用している。



大雨時の浸水推定地点



発掘調査時の記録に基づく遺構面までの想定深度

2　史跡の公開・活用における現状と課題

項目	現状・課題
公開	・公有化した史跡地は公開しているが、遺構の表示や復元展示は行っておらず、道路や歩道から木柵・生垣越しに史跡地や説明板等を見学する形となっているが、史跡地は道路で分断されている。 ・史跡地周辺には、災害時の指定避難所として郡山中学校と東長町小学校があるほか、地元町内会からの要望により、災害時に一時的に集合したりするための「いっとき避難場所」として位置づけられている。しかし、史跡地周辺は外灯が少なく、日没後は視界不良であるほか、造成がされていないことによる足元の不良や、雨天時には排水が不良であるなど、非常時の利用の際の課題がある。 ・史跡見学者の人数の把握は行っていないが、史跡地内で指定後にこれまで3回実施した発掘調査では、2007年度は参加者不明だが、2008年度は140人、2024年度は235人が参加した。
諸施設の設置	・令和３年度まで史跡の保存・管理の拠点として使用していた発掘調査事務所では、1998年より、解説パネルと共に出土遺物を紹介する展示室を、事前の予約により職員が対応する形で公開しており、年間平均で6～7団体、約311人の利用があった。しかしながら、東日本大震災により被災したため、以降は中断している。調査事務所は史跡地内に所在しているため建て替えが行えない状況である。 ・史跡地外の学校敷地内（郡山中学校ピロティ）で遺構の復元展示を1990年より行っている。当該施設は学校内に位置するという特性上、日常的に開放しておらず、見学者は事前に文化財課に連絡の上、職員同行で見学可としているため、その存在があまり知られていない。また、展示は解説パネルが中心で、出土品を見学できない点も課題である。令和6年度から、仙台・文化財サポーター会へ見学対応を依頼することもあるが、施設管理の都合上、職員の同行の必要がある。このように史跡近辺に展示・活用の拠点となる場所がないため、史跡について体系的に学びづらい状況である。
立案・宣伝	・郡山遺跡のパンフレットを作成し、希望者には文化財課や調査事務所で配布しているほか、講座の際や現地案内時などに配布・活用しているが、史跡地で見学者が自由にパンフレットを得られる状態ではない。現状の内容は主に発掘調査成果を紹介するものとなっており、現地を巡る際に利用できるガイドマップのようなものではない。海外からの来訪者に対応したパンフレットや説明板は未整備である。 ・他の遺跡と共に市のHPで遺跡の概要を紹介しているほか、郡山遺跡について書籍等で情報発信しているが、郡山官衙遺跡群に特化した情報発信方法は少ない。

	・年2回開催している文化財展や、常設で史跡の最寄り駅であるJR長町駅の駅前プラザで遺物展示を行っている。来場者数については把握出来ていないが、市民の反応から認知度が十分とは言えない。 ・文化財課職員が希望者への現地案内や出前講座を行っているが、過去10年間の平均を見ると年間3件ほどの依頼にとどまっており、史跡が生涯学習の場となる機会が少ない状況であり、史跡の認知度も近隣住民を含めて十分とは言えない。 ・文化財課職員が近隣学校への出前授業等を行っているほか、史跡地内で近隣の学校と連携の上、植栽活動（花壇の整備）を行っているが、史跡近隣の学校以外では教科書の内容と結びつきにくく、出前授業等の機会が少ない。植栽後の管理については、管理道具置き場や水道設備などがなく、職員が近隣住民の協力を得て行っているが、管理が間に合っていない。 ・現地案内は八本松市民センター等を通じて､地域団体（八本松･郡山地域研究会）により実施されることもある。現在これらの地域団体と定期的な情報共有が行われてはいないため、連携を強化し活動を活性化する取り組みが求められる。 ・出土遺物を他自治体の博物館等に貸し出して展示しているが、市内外の古代の遺跡等との連携は進んでいない。 ・コロナ禍以前は、JR長町駅企画の「小さな旅」や、旅行会社の団体訪問等も受け入れていたが、コロナ禍以降の県内・県外からの来訪者としては、歴史に興味のある個人～少人数の観光客の場合が多い。 ・「保存活用計画」では、市内外の数多くの遺跡を歴史的文化遺産としてネットワーク化し、活用することを検討することとしているが、現状において連携した取り組みは行えていない。 ・教育旅行で郡山遺跡を訪れる学校がない。 ・高校・大学が史跡と関わる機会が少ない。
運営	・近隣住民が史跡と係る機会が少ない。 ・郡山遺跡に特化したボランティア組織等がない。



長町駅前プラザでの常設展示



出前授業の様子



近隣の小中学校と連携して実施する植栽活動の様子

3　史跡の整備における現状と課題

項目	現状・課題
公開活用のための整備	・史跡地は住宅地内に位置し、道路によって分断される箇所や飛び地状になっている箇所もあることから、現状では史跡の全体像・スケール感がわかりづらく、見学者が回遊しづらく、安全な見学動線も確保できない状況にある。 ・遺構の復元整備等はほぼ行われていないため、史跡の価値やスケール感が体感できない。唯一、事務所敷地内に暫定整備として郡山廃寺跡の講堂・僧房の位置表示を行っているが、部分的かつ説明がないため、見学者に伝わりづらい。 ・史跡地及び史跡地周辺に説明板を計13箇所設置している。老朽化により文字や写真が見えづらいものがあるほか、デザインや内容が体系的に整理されていないため、見学者は史跡について体系的に理解するための情報を得にくい状況である。 ・史跡地・史跡周辺に駐車場・駐輪場、見学者用の便益施設等は未整備である。史跡への来訪手段は、主にJR東北本線・仙台駅地下鉄南北線の結節する長町駅から徒歩で来訪する方法と、自動車や自転車を利用する方法が想定されるが、駐車場・駐輪場がないため、アクセス手段が徒歩等に限られる。近隣駅等からの距離は比較的近いが、史跡地周囲は住宅に囲まれ、史跡地へ誘導する案内標識等が未整備のため、史跡地へのルートがわかりにくい。なお、周辺には誰もが利用できるトイレが存在せず、防災、防犯設備も未整備である。

第５章　基本理念と基本方針

1　基本理念

本市では、令和６年３月に策定した「保存活用計画」にて、「現代の都市と共存する古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に」という基本理念を掲げました。

「保存活用計画」の策定から史跡の位置付けや史跡をめぐる社会情勢の大きな変化等は無く、本計画でも「保存活用計画」で定めた基本理念を継承することとします。

現代の都市と共存する古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に

仙台郡山官衙遺跡群は、文献史料に残らなかった官衙の存在が発掘調査によって明らかとなり、新しい飛鳥時代像を投げかけました。その位置付けは、東アジア史の中における日本古代国家形成の過程の一つとして捉えるべきものであり、スケールの壮大さは圧倒的です。

本史跡は、7世紀中頃より仙台平野の政治・軍事拠点として、また7世紀末葉には多賀城以前の陸奥国府として、古代より陸奥国の中心でした。我々は、このことを仙台というまちの新たな原点や郷土の誇り・宝として、また国民共有の歴史的文化遺産として、永く後世に継承していく必要があります。

本史跡は、仙台市南部の広域拠点である『あすと長町地区』の市街地に隣接しているほか、仙台城跡や伊達政宗などと比べて身近なものとはいいがたく、本史跡を将来にわたって継承していくためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠であるといえます。

このため、今後、本史跡を、日本国の成り立ちといった壮大な歴史と仙台・東北との関わりや、古代国家形成期の様相などを誰もが気軽に理解できる場にしたり、みどりの保全や防災面での貢献を行うなど、現代の都市と共存できるよう保存・活用・整備を図っていく必要があります。

以上のことから、本計画の基本理念を「現代の都市と共存する古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に」とします。

2　基本方針

(1)基本方針・方向性

「保存活用計画」では、基本理念を実現するため、保存・管理、活用、整備、運営・体制整備の各項目について、基本方針及び基本方針を達成するための取組みの方向性を定めました。

本計画では、このうち整備に関わる以下の基本方針・方向性に沿って取組みを進めることとします。

【本計画における基本方針】

①市民生活と調和を図り、史跡への理解・協力を得るための活用に必要な整備

市街地において史跡を恒久的に保存するため、発掘調査に基づく情報をもとに、市民生活と調和を図りながら保存のための整備を適切に行うとともに、史跡の保存に対する理解・協力を得るため

の活用を行っていく上で必要となる整備を行います。また、人口減少社会を踏まえ、整備にあたってはコスト意識に留意して進めます。

②史跡の壮大さ・本質的価値・歴史を体感できるような整備

発掘調査に基づく情報をもとに、古代国家の形成過程に位置付けられる史跡の壮大さが効果的に伝わるような整備を行うとともに、史跡の様相やスケール、史跡の持つ地域性･国際性等を通して、来訪者が郡山遺跡の3つの本質的価値や、飛鳥・奈良時代の歴史を体感できるような整備を行います。

③多様な視点で有効利用される場とするとともに、多様な人々が快適に見学できるような整備

地域性・国際性・環境的意義等を含む本史跡の歴史的意義を踏まえた上で、多くの人に史跡の重要性が理解される整備を行い、教育や学習の場とするとともに、市民に親しまれる憩いの場や文化･観光・防災に資する場となるよう、バリアフリーをはじめ、来訪者の安心・安全に配慮し、世代や障害の有無等に関らず、多様な人々が快適に見学できるような整備を行います。

【保存のための整備の方向性】

①発掘調査で見つかった遺構は埋め戻して現地保存し、必要に応じて遺構を被覆するための盛土造成を実施します。

②遺構の保存上影響を及ぼす恐れのある樹木・雑草を整理します。

③遺構の保護を前提とした上で、適切に雨水排水を行うための設備を整備します。

④地震・落雷・火災・水害等の災害に対する防災設備の設置の検討を行います。

⑤都市の中にあって史跡のスケール感が実感できるよう、将来的に史跡地の分断をなくし、安全な見学動線が確保できる一体的な史跡公園として整備することを目指し、史跡地内および将来指定を目指す範囲に所在する、建築物・道路等の将来的な取り扱いについて関係者や関係機関と協議を図っていきます。

⑥発掘調査や出土遺物等の保管を行う拠点を史跡地近辺に確保します。

⑦適切な保存管理・公開活用を行っていく上で必要な整備の手法・技術の調査を行い、必要に応じて整備手法を更新します。

【公開活用のための施設整備の方向性】

①整備の開始時期については、一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことを検討します。また、一体的な史跡公園としての整備が完了するまでの間、暫定的に史跡地の活用を図るための整備についても検討します。

②史跡の本質的価値を構成する遺構が地下に埋蔵されているため、復元展示や遺構表示等により本質的価値を顕在化させ、史跡の様相やスケールを体感できる整備を行います。

③遺構の表示や復元展示は主にⅡ期官衙の遺構について行うこととします。また、Ⅰ期官衙からの変遷が伝わるように展示方法等を検討します。

④遺構の表示や復元展示は遺構を確実に保護した上で、遺構直上の盛土造成面において行います。

⑤植栽は、古代官衙のイメージを形成する上で重要であるため、当時の環境をできる限り復元するとともに、史跡地内に所在する居久根(いぐね)を活かした整備を行います。

⑥来訪者が安全に利用できるとともに、文化的活動及び憩いの場となるよう、便益・管理施設、防犯設備、案内板、説明板等を動線に配慮した上で計画的に設置します。

⑦来訪者が史跡の本質的価値等を学ぶことができ、史跡の重要性が伝わるようなガイダンス施設（調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる）の史跡地近辺への整備を検討します。

(2)段階的な整備

本計画では、本史跡の公有化等の現状を鑑み、整備内容を以下の３つの段階に整理し、順次進めていくこととします。

なお、本計画の「第６章・整備基本計画」では、主に以下の①の段階（令和８～15年度）の事業計画について規定することとし、②の段階以降（令和16年度以降）の事業計画については、計画期間の後期に検討することとします（詳細は第７章の「事業計画」のとおり）。

①発信・活用に必要な基盤整備（令和８～15年度）

来訪者が史跡の価値を理解するための施設が部分的な説明板等に留まり、情報発信をする環境・設備が不十分という課題があります。そのため、史跡地の公有化が一定程度終了した場所（政庁ゾーン、正面ゾーンの一部等）において、史跡を体感できるような現地での遺構表示や、周辺を含めてガイダンス施設・案内板といった史跡を発信するための整備を行うとともに、史跡地内を安全に見学できるような環境整備を行います。

また、史跡の価値を市民とともに共有できるよう、整備の一部を市民参加型で実施するとともに、市民の利活用を促すための環境整備も行います。市民参加型による整備の例としては、石組池や石組溝の遺構表示のための石材を敷き詰めたり、遺構表現のための花壇や菜園などを設置して植栽をする等の手法を検討します。

なお、本計画では主にこの段階について規定します。

②価値の磨き上げに向けた整備（令和16～25年度）

史跡の本質的価値のさらなる顕在化に向け、公有化の進展状況を踏まえながら、各ゾーンのさらなる整備を検討します。また、史跡が学びや日常的な憩いの場にとどまらず、レクリエーションの場やイベント等で市民が主体的に利用できる環境となるような整備を行い、現代における本史跡の価値を市民とともに磨き上げていきます。

③価値の最大化と史跡の末永い保存・継承に向けた整備（将来）

史跡の本質的価値の最大化と史跡の末永い保存・継承に向け、将来的に史跡の追加指定と公有化の完了、寺院ゾーンを含めた史跡整備の完成を目指します。公有化によって新たに追加された整備対象地（史跡地）については、周辺地での整備の進展状況を踏まえ、必要に応じて整備手法の再検討を行いながら、新たに整備を実施します。

第６章　整備基本計画

本章では、遺構の特性や公有化の状況等を踏まえ、「保存活用計画」で規定したゾーニングに基づいて地区を区分するとともに、ゾーンごとに整備の現状と課題を整理した上で、具体的な整備内容を記載します。

1　全体計画及び地区区分計画

(1)全体計画

本計画では、保存活用計画で示した実施スケジュールに定める前期事業期間（令和６～15年度）のうち、本計画策定後となる令和8年度以降の8年間（令和８～15年度）について定めるものとします。

後期事業期間（令和16～25年度）以降の事業計画については、整備の実施状況等を勘案しながら、計画期間の後期に検討することとします。

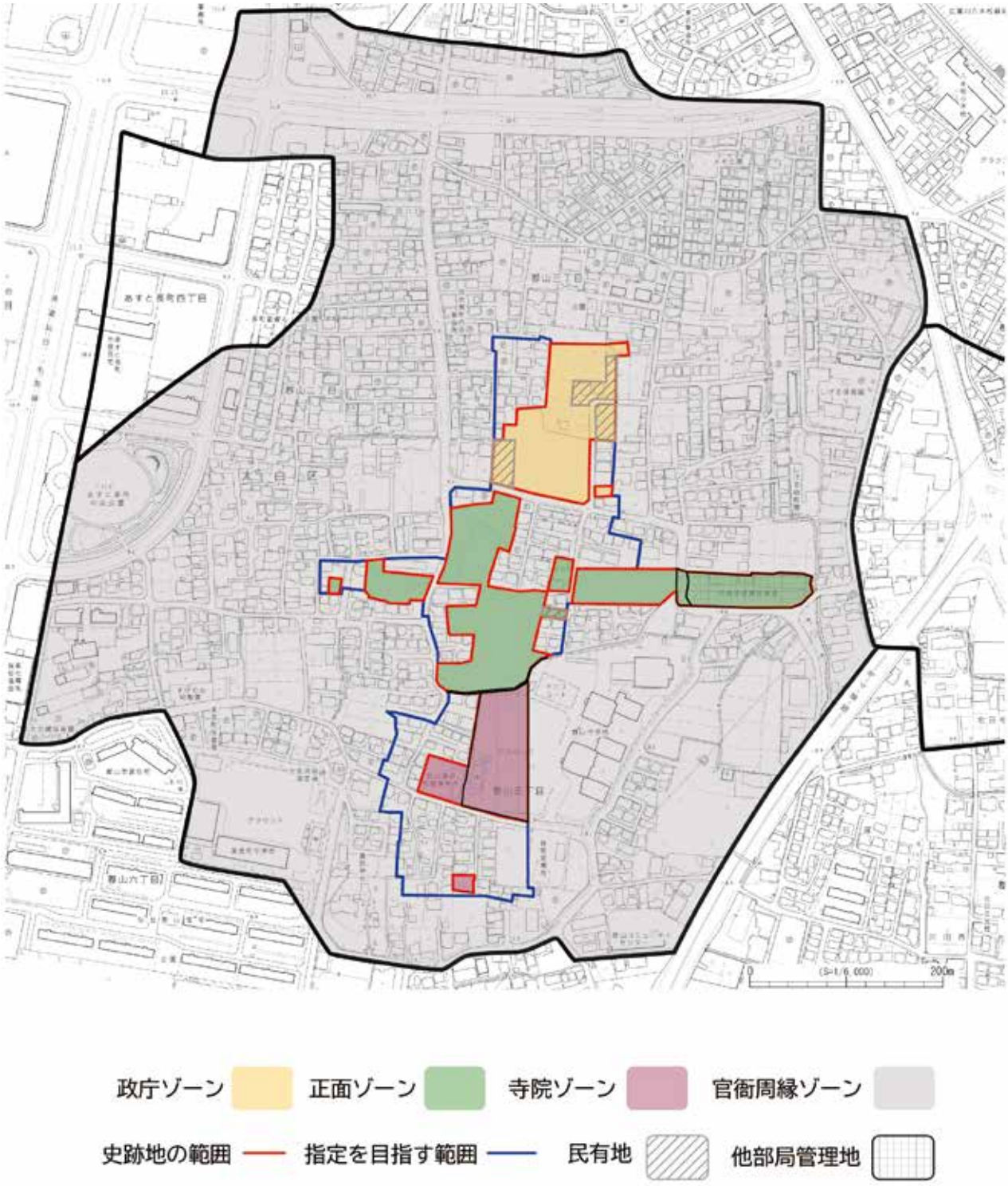
(2)整備対象とする官衙の時期設定について

本史跡は、史跡指定範囲および将来的に史跡を目指す範囲がⅡ期官衙の時期の遺構配置を基準に設定されており、公有化もこの範囲を対象に進めていることから、現地の遺構表示はⅡ期官衙の時期を基準とします。その一方で、Ⅱ期官衙以前のⅠ期官衙の存在など、歴史的重層性が認められることから、説明板などをはじめとした情報面の充実化により、Ⅱ期官衙以外の史跡の価値の情報発信について補足し、その重要性を発信する整備を行います。

(3)地区区分計画

整備にあたっては、Ⅱ期官衙を構成する遺構の特性や公有化の状況等を踏まえ、「保存活用計画」で規定したゾーニングに基づき、地区を区分し、①政庁ゾーン、②正面ゾーン、③寺院ゾーンの３つの整備ゾーンを設定します。

また、本計画の対象範囲のうちこれら３つのゾーン以外の部分を、④官衙周縁ゾーンとし、史跡地への誘導や各ゾーンの周遊連結機能、便益・ガイダンス機能といった機能を担うゾーンとして必要に応じて整備を検討します。



整備ゾーン区分図

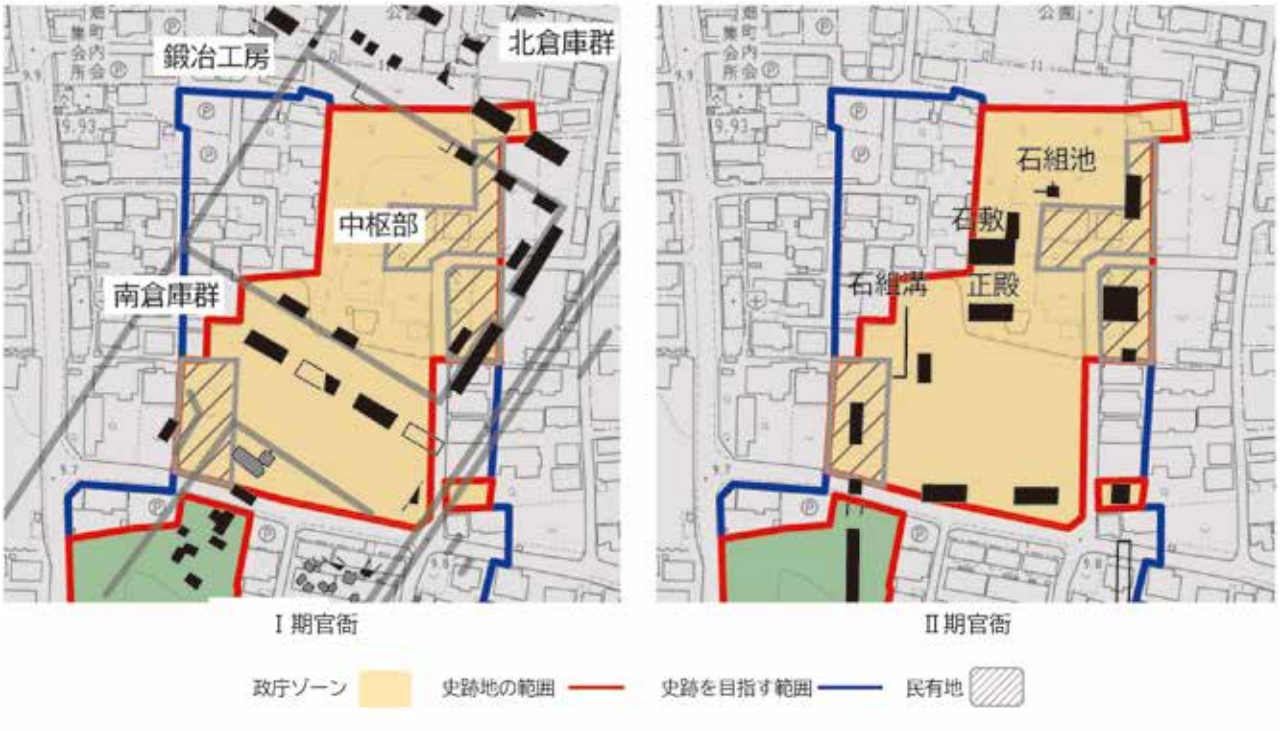
(4)整備ゾーンの現状・課題と整備等の対応方針

各整備ゾーンの概要と整備の現状・課題および整備の方針を整理します。

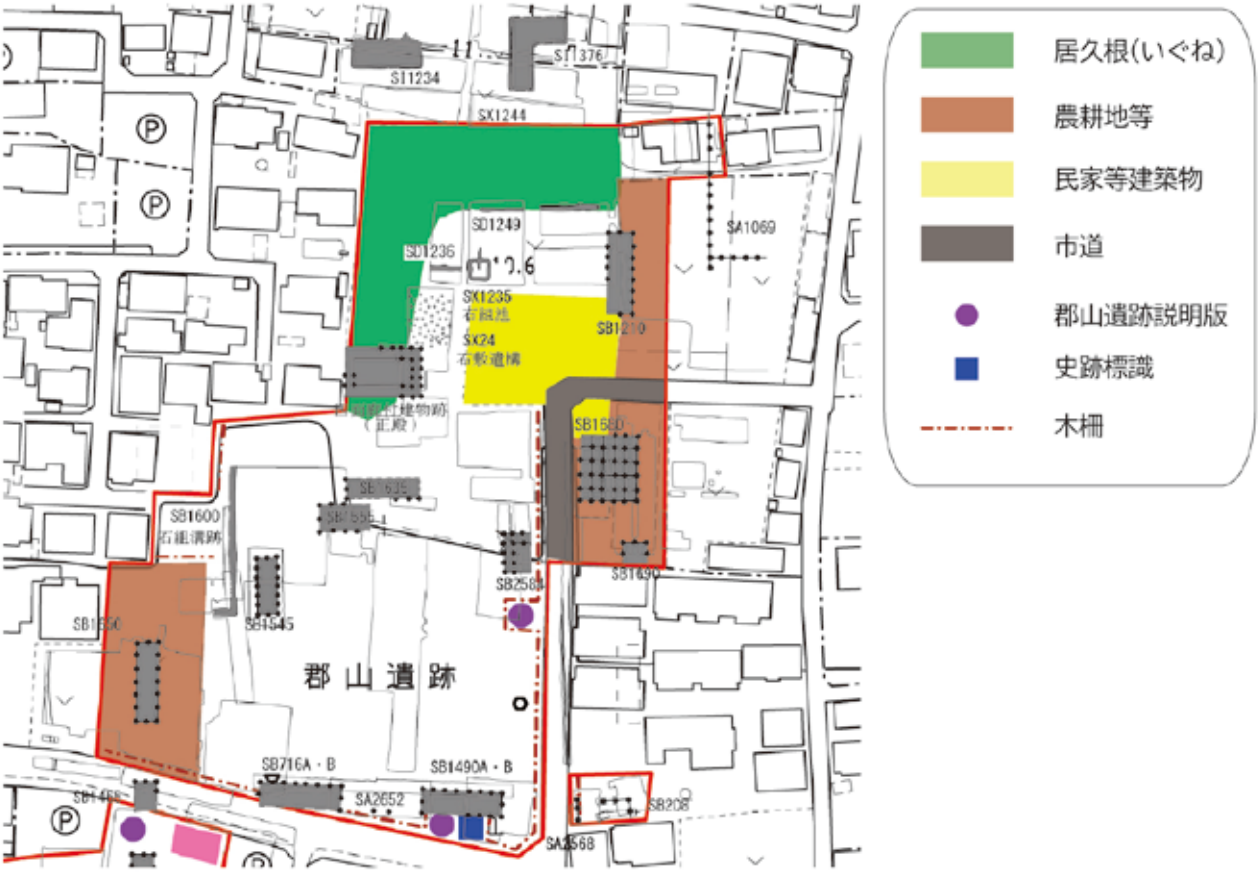
①政庁ゾーン

方四町Ⅱ期官衙の正殿や石組池、中枢建物跡が位置し、史跡地を東西に横断する市道までの範囲とします。

他のゾーンと比べ、一体的な公有化が進んでいますが、民有地も一部含まれています。



政庁ゾーンの遺構図



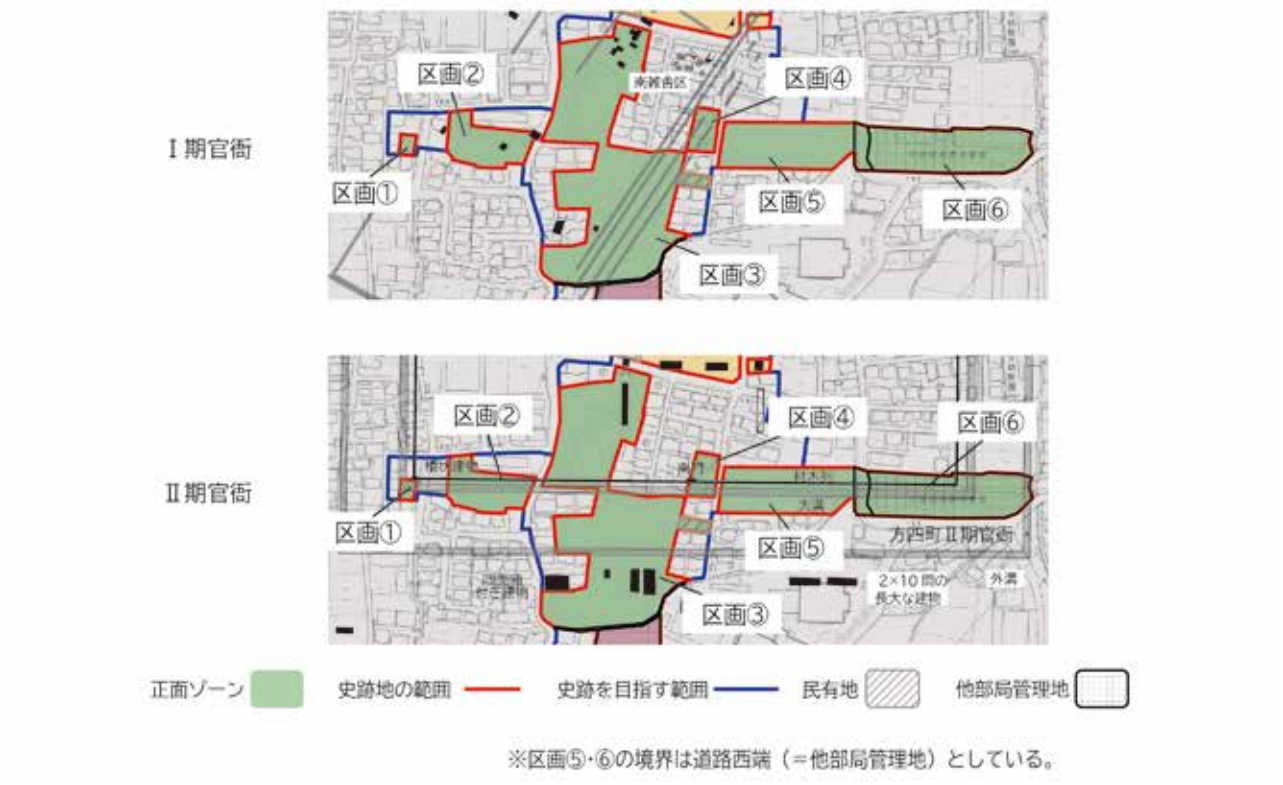
政庁ゾーンにおけるⅡ期官衙の遺構と現況諸要素

内容	整備の現状と課題	整備の対応方針
正殿跡・石組池を中心とした中枢部遺構	遺構の復元整備等が行われていないため、史跡の価値やスケール観が体感できない。 将来史跡（公有化）を目指す範囲が広範に残っており、完了の目途は立っていない。	→石組池の復元的整備を行う。 →建物跡については、平面的な遺構表示の整備を基本としつつ、一部は休憩所となるような屋根付きの日除け施設機能を兼ねた施設の整備を行う。 →サインや説明板を設置する。 →現在の公有化範囲を対象に、暫定的な整備を行う。 →将来的な史跡追加指定を見据え、立体的な整備は最小限に抑える。
	公有化以前の土地利用状況をそのまま残しているため地形は凹凸しており、一体的な利用が困難かつ一帯を同じ史跡地と視認しづらい。	→イベントや日常利用、防災時の利活用ができるよう、遺構の保護と排水の確保を可能とする基礎的な造成工事を行う。
便益施設	見学者用の便益施設が未整備であり、来訪時の利便性を下げる原因となっている。	→遺構の保存を前提としつつ、計画対象地での全体的な配置計画を踏まえ、本ゾーンで必要な便益施設の整備を行う。
道路	ゾーン南東部に史跡地を縦断する市道が存在し、安全な計画動線が確保できない。	→将来的な公有化の終了を見据えた郡山３丁目１号線の取り扱いについて関係機関と協議を行う。
居久根	ゾーン北部に生育する居久根は郡山地区の歴史的変遷および史跡の理解に資する要素である一方で、巨木化による倒木の懸念がある。	→Ⅱ期官衙の遺構と重複する範囲については伐採する。 →その他の部分については管理方針を設定し、適切かつ継続的に管理を行う。
防災・防犯機能	災害時における利活用については、「いっとき避難場所」での利用にとどまっており、公有化以前の土地利用の違いによる高低差や外灯が少ないなど非常時の利用の際の課題がある。	→安全に利用できるための造成を行い、管理・運営に限らず非常時を見据えた必要な設備やその配置について検討する。

②正面ゾーン

方四町Ⅱ期官衙の南門および南辺区画施設の範囲を対象とします。また、そこから一体的に公有化されている南北の範囲も含めます。東側は公有化されていますが、資材倉庫として利用されており、ただちに整備に着手できない範囲もあります。また、民有地も一部含まれています。

公有化状況により史跡が飛び地状になっており、6つの区画に分かれています。



正面ゾーンの遺構図

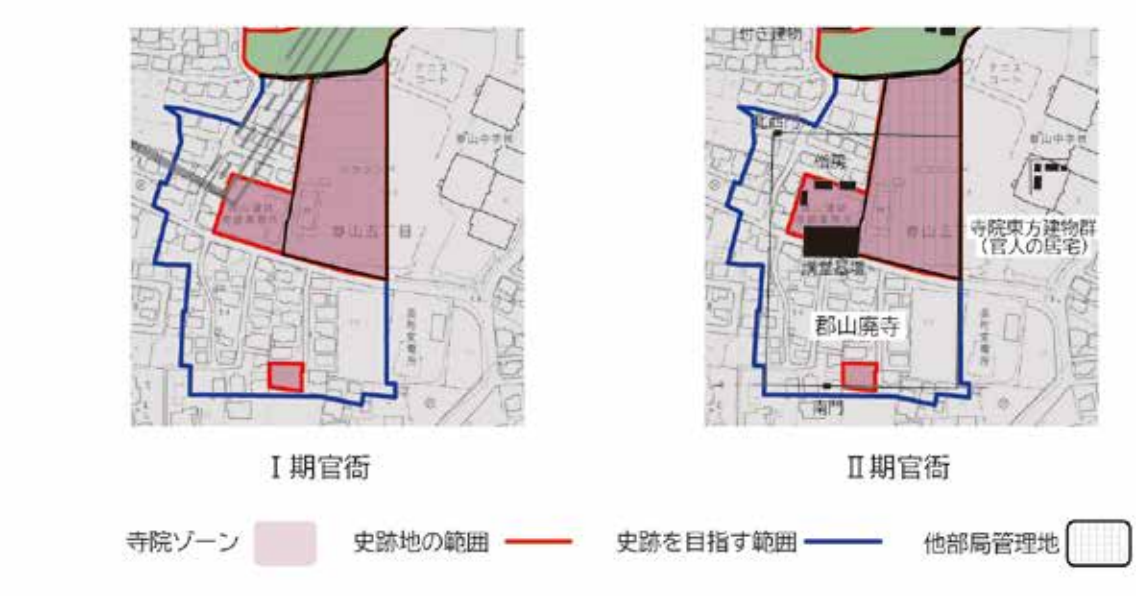


正面ゾーンにおけるⅡ期官衙の遺構と現況諸要素

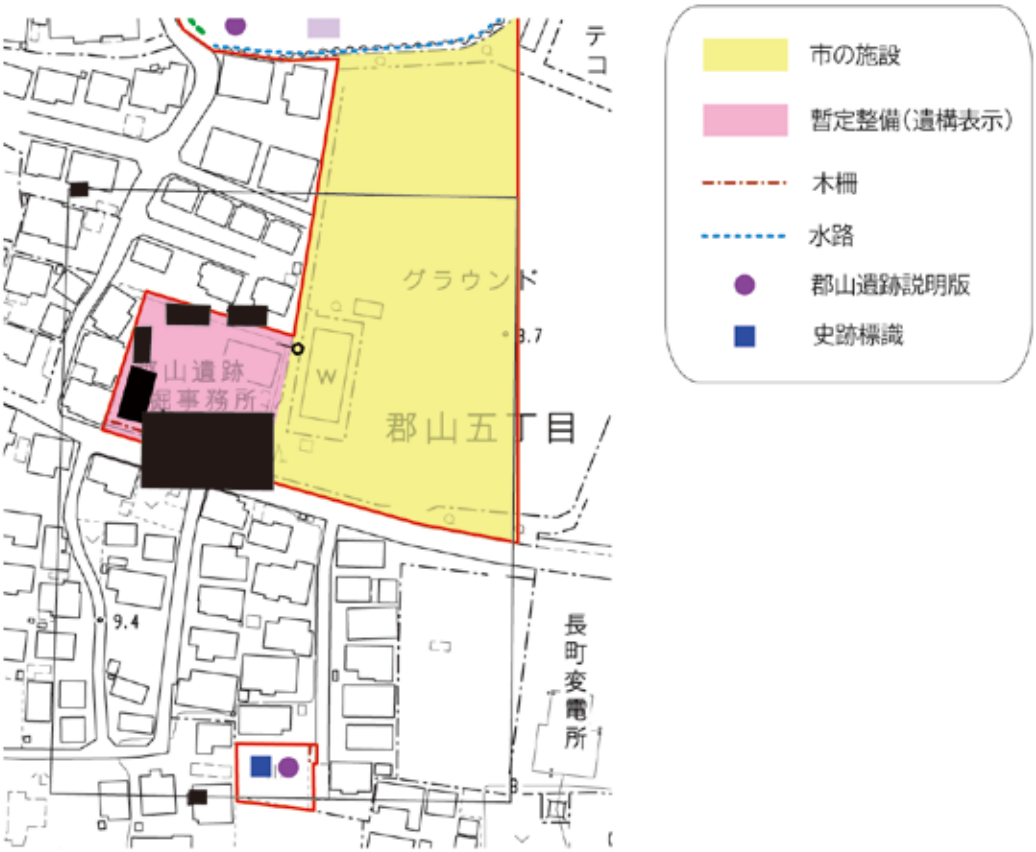
内容	整備の現状と課題	整備の対応方針
南門跡・南辺区画施設を中心とした官衙南辺の遺構	遺構の復元整備等が行われていないため、史跡の価値やスケール観が体感できない。	→南門部分については公有化が完了していないため、今後の公有化の状況を踏まえ、整備内容や手法を検討していく。 →材木列跡および大溝については、部分的な復元的整備を行う。 →サインや説明版を設置する。
	将来史跡（公有化）を目指す範囲が広範に残っており、完了の目途は立っていない。	→未公有化の範囲が広いため、現在公有化されている範囲を対象とした造成等の暫定的な整備を行う。
	公有化以前の土地利用状況をそのまま残しているため地形は凹凸しており、一体的な利用が困難かつ一帯を同じ史跡地と視認しづらい。 排水施設は一部を除いて未整備であり、雨天時の排水が不良。	→イベントや日常利用、防災時の利活用ができるよう、遺構の保護と排水の確保を可能とする基礎的な造成工事を行う。
他部局管理地	史跡地内に他部局管理地があり、当該地の整備を行うことができない。	→史跡の一体的な整備に向けて、他部局管理地の取扱いに係る協議を行う。
便益施設	駐車場、駐輪場、見学者用の便益施設が未整備であり、来訪時の利便性を下げる原因となっている。	→遺構の保存を前提としつつ、計画対象地での全体的な配置計画を踏まえ、本ゾーンで必要な便益施設の整備を行う。
道路	ゾーンを南北に縦断する市道が３本、私道１本あり、ゾーンを分断する形となっていることから、南辺部分の全体像が掴みづらい。	→将来的な公有化の完了を見据え、遺構の表示方法や整備方法を検討する。
防災・防犯機能	災害時における利活用については、「いっとき避難場所」での利用にとどまっており、公有化以前の土地利用の違いによる高低差や外灯が少ない、雨天時の排水不良など非常時の利用の際の課題がある。	→安全に利用できるための造成を行いう。隣接する郡山中学校が施設改修などにより、校地の利用制限がされる時は臨時的な利用ができるよう必要な設備やその配置について検討する。

③寺院ゾーン

郡山廃寺の範囲を対象とします。現在、公有化が進んでおらず、公有化が飛び地状に進んでいる状況です。中学校用地が一部含まれており、公有化されているものの整備に着手できない範囲もあります。



寺院ゾーンの遺構図



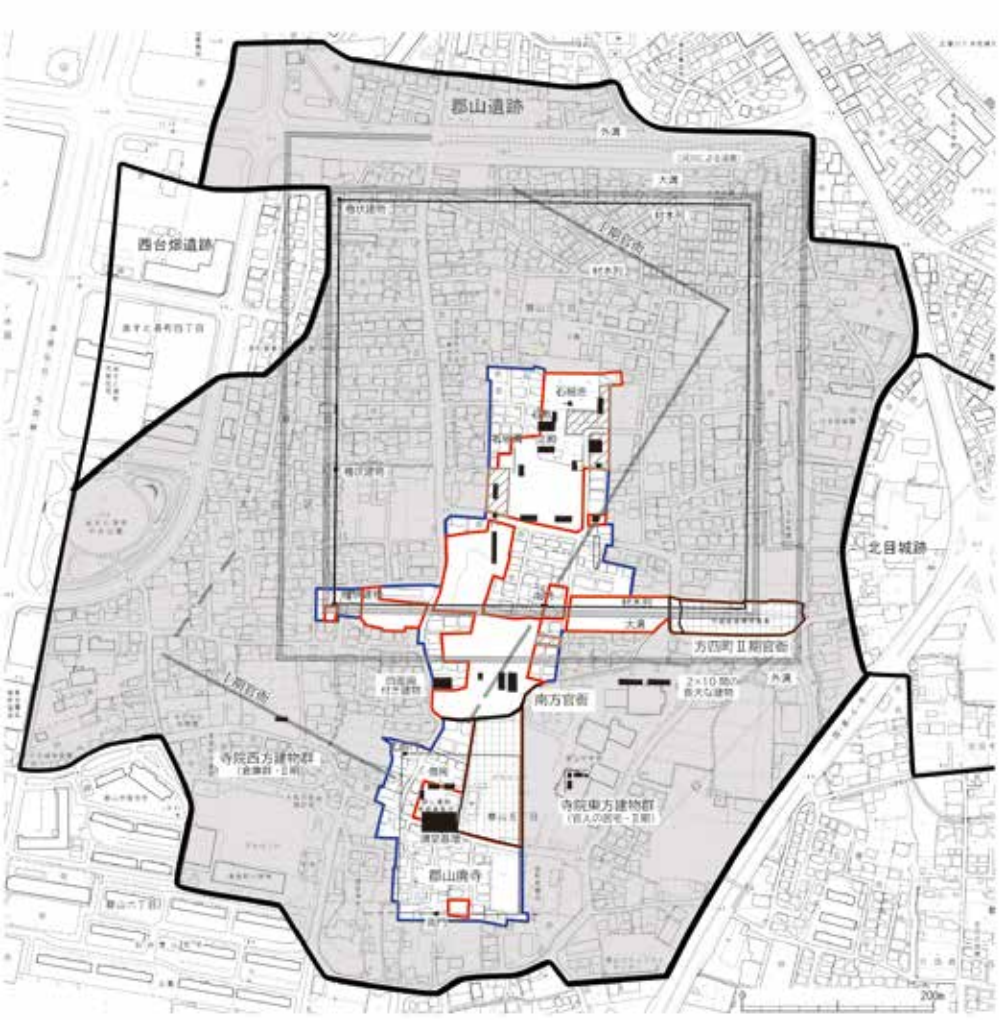
寺院ゾーンにおけるⅡ期官衙の遺構と現況諸要素

内容	整備の現状と課題	整備の対応方針
講堂基壇跡等を中心とした寺院の遺構	「将来指定を目指す範囲」が広範囲に存在し、今後一体的な整備を行うまでに時間を要する。	→引き続き公有化を進める。 →各ゾーンを効果的につなぐ動線計画を設定する。 →サインや説明板を設置する。
	未公有化範囲が広いため、遺構表示・復元ができない。	
	公有地が住宅地の中に飛び地状に存在することに加え、除草等の日常的な管理が追い付かない場合がある。	→公有地の効率的かつ効果的な管理方法を検討し、実施を目指す。

④官衙周縁ゾーン

上記３ゾーン以外の場所において、史跡地への誘導や各ゾーンを結ぶための機能、便益・ガイダンス機能を担う地区として以下の項目について整備計画を定めます。

・ガイダンス施設をはじめとした保存・公開・活用施設の設置の検討
・駐車場・駐輪場をはじめとした便益施設の設置の検討
・公共交通機関から史跡来訪までのサインや案内板の設置の検討



官衙周縁ゾーンとⅠ期・Ⅱ期官衙の主要遺構

内容	整備の現状と課題	整備の対応方針
保存・公開・活用施設	保存・管理の拠点としていた発掘調査事務所が地震等の影響により解体・撤去となったが、史跡地内に位置するため建て替えが行えない。	→ガイダンス施設に発掘調査の拠点としての機能を付設する形での整備を検討する。
	史跡を体系的に理解するための拠点施設がない。	→設置箇所について整理の上、ガイダンス施設の整備を検討する。
	資料の展示を発掘調査事務所で実施していたが、東日本大震災の影響により中断している。	
	史跡地外の郡山中学校の1階部分に遺構の復元および遺跡解説を行っているが、学校内に位置するという特性上、日常的に開放されていない。	→ガイダンス施設の位置づけがなされるよう、常時開放できる方策について関係部局との協議を進める。 →展示遺物や解説の充実等、内容の充実を図る。
便益施設	駐車場、駐輪場、見学者用の便益施設が未整備であり、来訪時の利便性を下げる原因となっている。	→ガイダンス施設とともに設置箇所を調査の上、整備を検討する。
サイン・案内板	近隣駅等からの距離は比較的近いが史跡地への案内標識等がない。	→各ゾーンを効果的につなぐ動線計画を設定し、駅や関連部局等と連携して、標示や案内板の設置を検討する。
	公有地が住宅地の中に飛び地状に存在し入り組むため、見学者が回遊しづらく、安全な見学動線を確保できない。	

2　動線計画

整備対象地を周遊するため、第1節で設定した各ゾーンを連結する想定動線の整理を行います。各エリアを繋ぐ動線については、既存の説明板も活かしながら、史跡の壮大さを体感できるような回遊ルートを設定します。その上で各ゾーンの動線の在り方について設定します。

(1)地区間動線

これまでの発掘調査の成果から、方四町Ⅱ期官衙および郡山廃寺は南面に門跡が検出されることから、南面が正面であることが確認されています。そのため、本来の動線としては、南から北への動線であったことが想定されます。その一方で、現在の史跡地は住宅地の中に飛び地状に所在しており、本来的な動線を確保することは困難です。そのため、各ゾーンの価値の顕在化を考慮しつつ

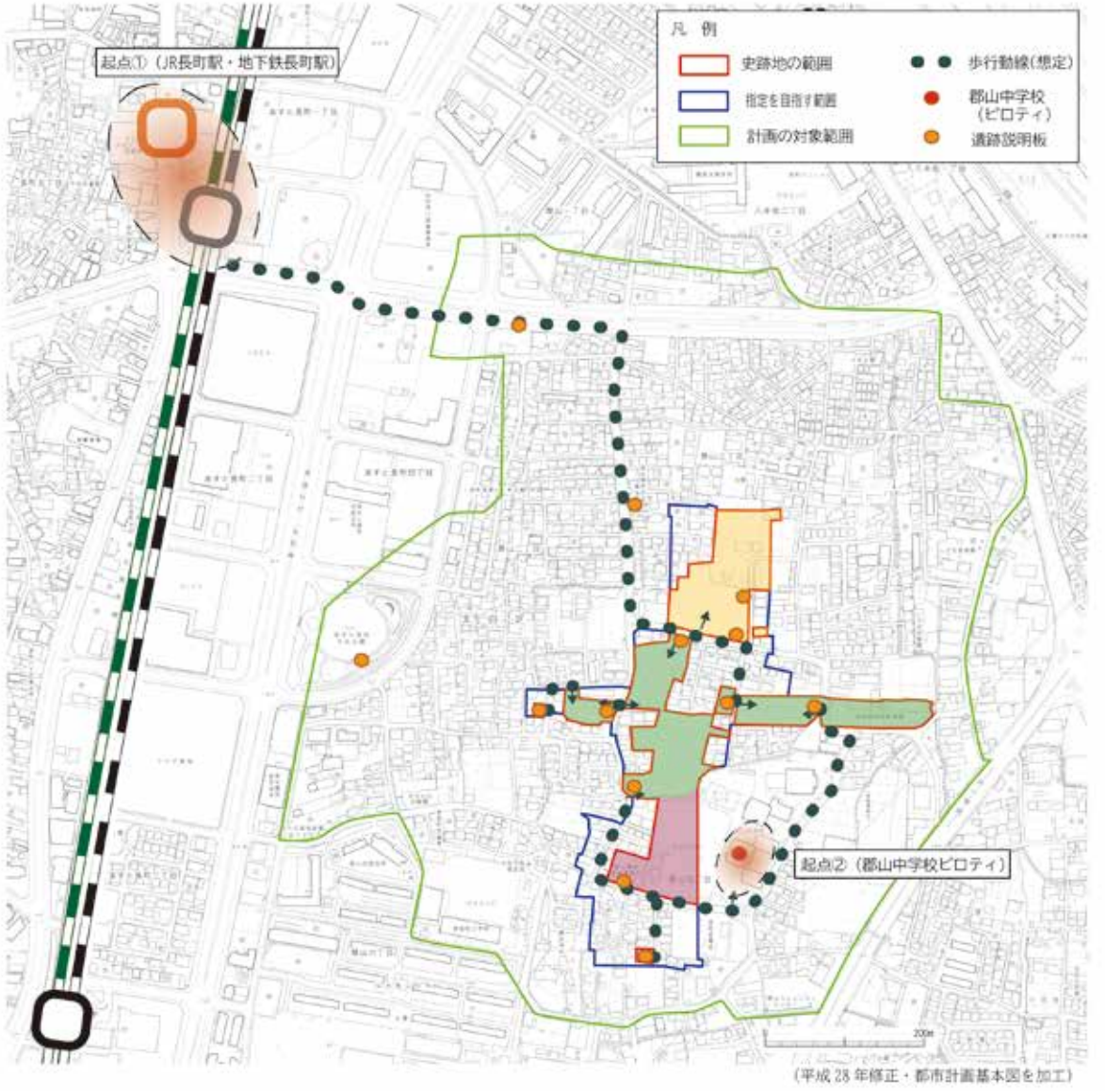
も、安全性や住民生活を配慮した動線計画を設定します。

史跡全体を周遊するにあたって、現在想定される起点は公共交通機関であるJR長町駅・市営地下鉄長町駅（起点①）が想定されます。また､既存施設である郡山中学校ピロティを起点（起点②）とした周遊ルートの大きく２つの起点が想定されます。現在の道路整備状況と史跡地や郡山中学校ピロティの位置関係から、可能な限り史跡地内を横断する形での歩行動線を考慮すると下図の動線が設定されます。

また、起点①の場合は政庁ゾーン、起点②の場合は郡山中学校ピロティがそれぞれ、史跡の導入部分としての役割を担うことが想定されます。



本来の推定動線



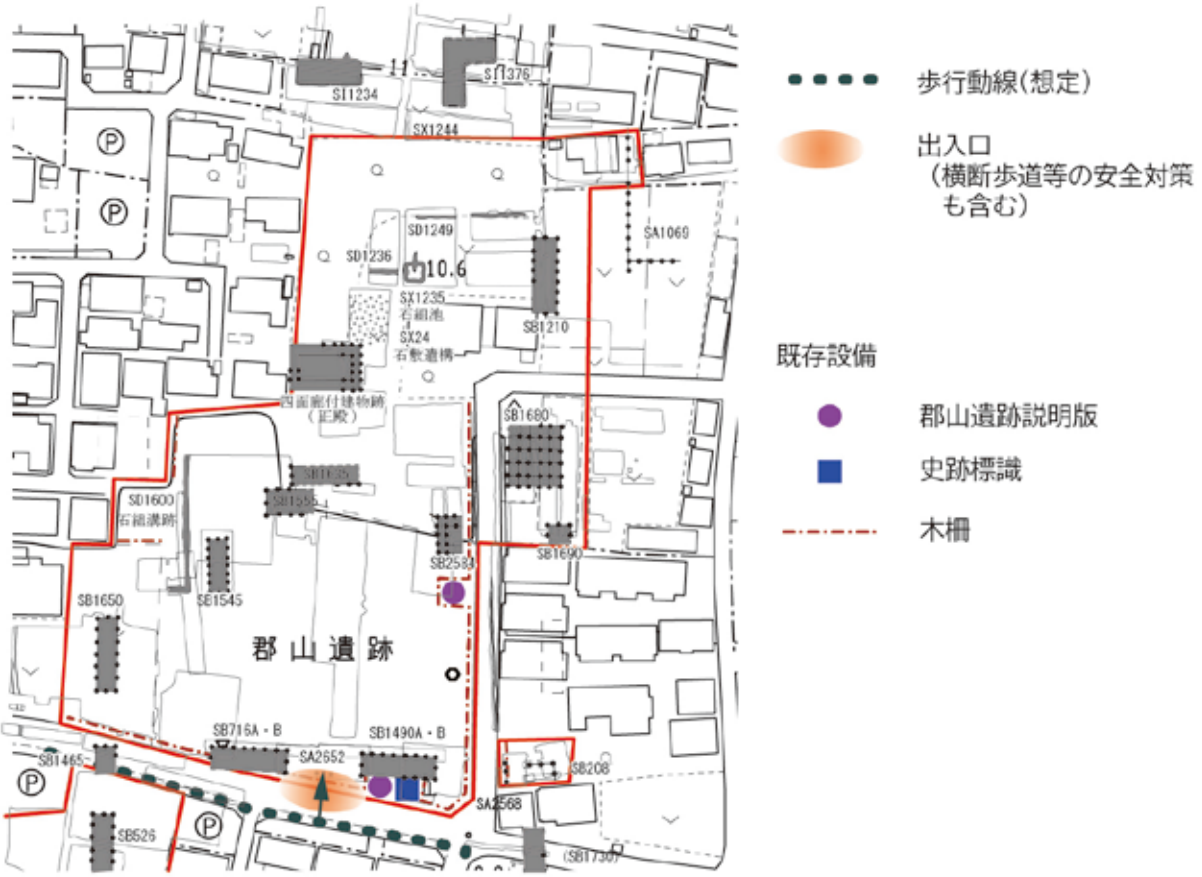
地区間動線計画

(2)地区内動線

地区間動線と同じく、現在の公有化状況から本来的な動線が設定できません。そのため各ゾーン内においては園路を設けず、自由動線とし、エリア内を自由に回遊することで古代官衙の壮大さを体感できるようにします。また各ゾーンの価値の顕在化を考慮しつつも、安全性や住民生活に配慮した出入口を設定します。

①政庁ゾーン

本来の動線を表現するため、南面（正面）に出入口を設定します。しかし、政庁ゾーンと接する道路北側は十分な歩道幅員が確保されていないため、道路南側に設置されている歩道からのアプローチを前提とし、横断歩道の設置について警察署と協議を行うなど、安全性に考慮の上、出入口を設定します。安全確保のため、エリアの周囲には暫定的に木柵等による囲いも必要に応じて設置します。



政庁ゾーンの動線計画

②正面ゾーン

本ゾーンについては公有化状況および道路の横断により史跡が飛び地状になっており、6つの区画に分かれています。本来的な動線を設定することが困難であることから、安全性や住民生活に配慮した動線を設定します。なお、造成対象とする区画②・③・⑤については、公開スペースとして出入口の設定を行います。また地区内は自由動線とし、エリア内を自由に回遊することで古代官衙の壮大さを体感できるようにします。

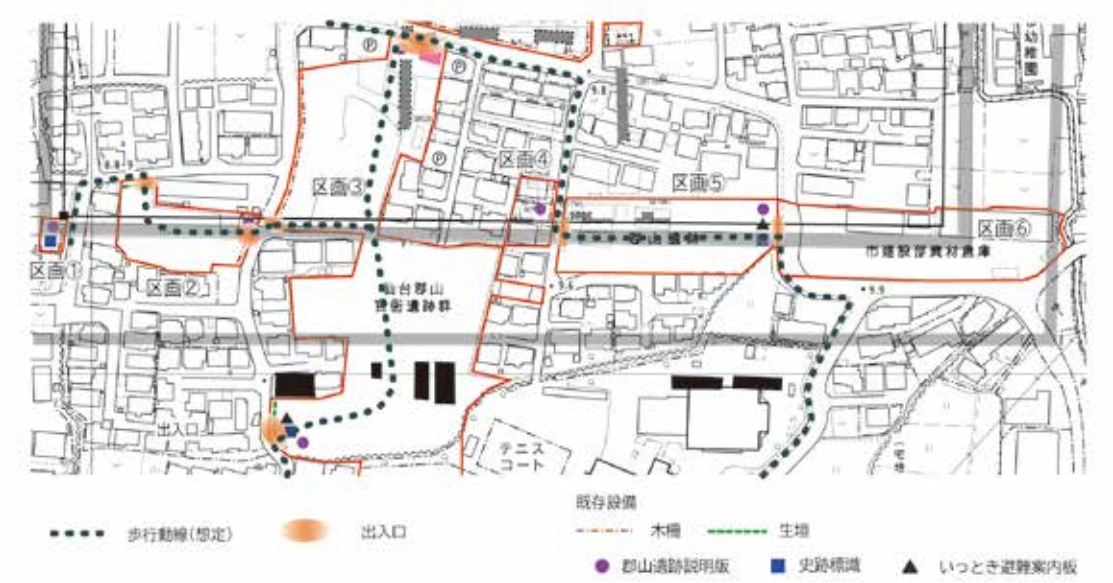
他部局が管理する区画⑥を除いた、区画①、区画④については将来の整備までの間は原則非公開

としますが、現地に所在する説明板と連結するための動線設定を行います。

出入口は、区画②・③・⑤に設置します。出入口の設定にあたっては、材木列跡または大溝といった方四町Ⅱ期官衙の区画施設が想起されるよう、その直線上への設置を基本とし、他区画へのアプローチや周遊安全性といった必要性に応じて追加で出入口を設定します。

区画②は東側に区画施設の直上、北東側に区画①へのアプローチのための出入口を設定します。区画③は西側に区画施設の直上、南西および北側に周遊安全性および他ゾーンへのアプローチのための出入口を設定します。区画⑤は区画施設の直上に設定します。

また、安全確保のため、エリアの周囲には暫定的に木柵等による囲いも必要に応じて設置します。



正面ゾーンの動線計画

③寺院ゾーン

本ゾーンについては史跡が飛び地状に所在しており、今後の一体的な整備を見据えた造成計画を立てることが現状困難であるため、将来の整備までの間は原則非公開としますが、現地に所在する説明板と遺構表示に連結するための動線設定を行います。

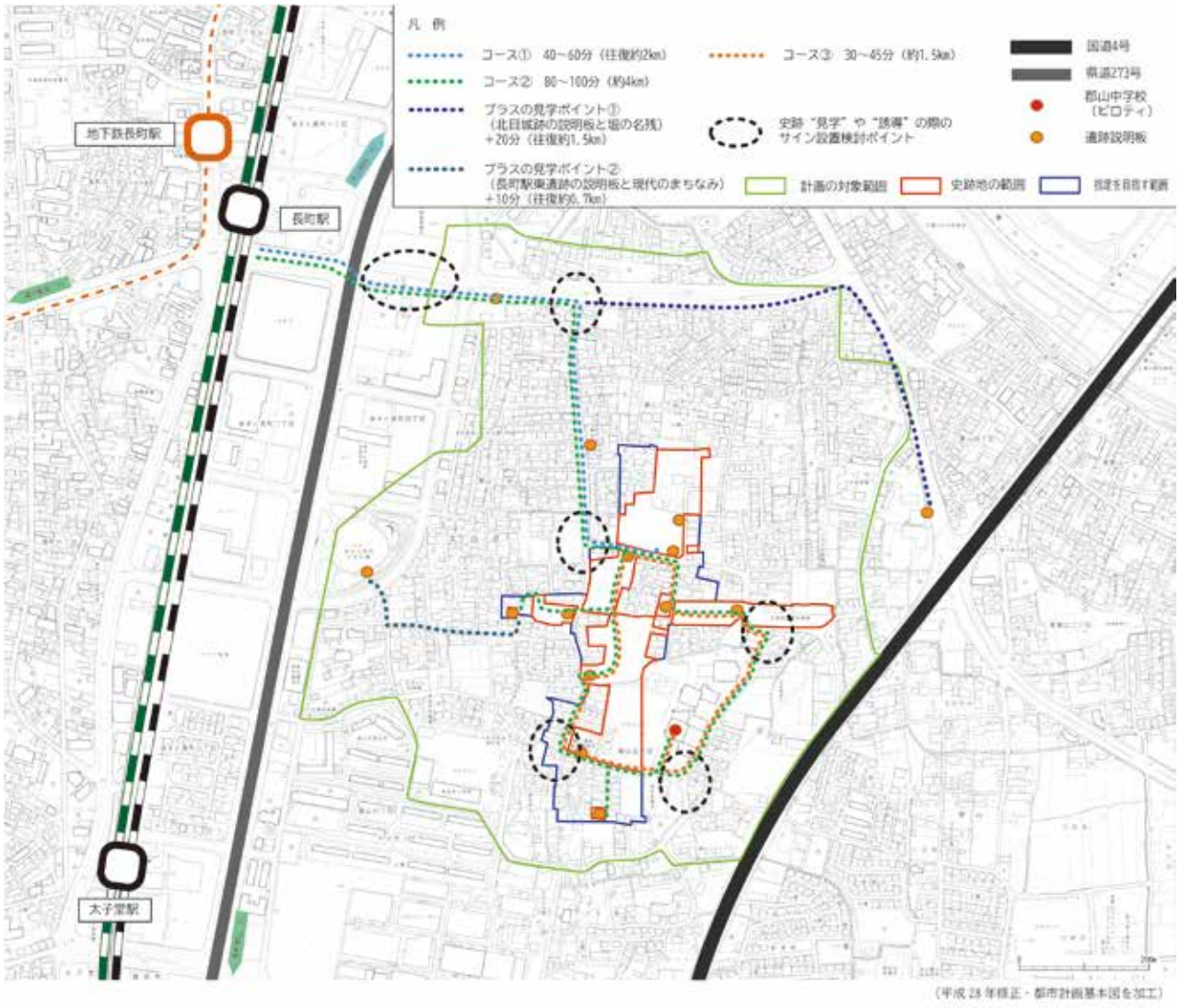


寺院ゾーンの動線計画

(3)周遊コース

史跡内における説明板・ガイダンス施設・遺構表示を結ぶモデルコースを設定します。モデルコースは長町駅を起点としたコース①―郡山遺跡お試しコース、コース②―郡山遺跡満喫コースの２つのコース、郡山中学校ピロティを起点としたコース③―郡山遺跡史跡一周コースを示します。また、モデルコースを示すとともに、現地での歩行者動線が分かりやすくなるよう、主要ポイントへの案内板や誘導標識の設置ポイントについて整理します。

これらのモデルコースについて、史跡の理解を効果的かつ効率的に理解できるよう、周遊マップの作成・配布、現地の説明板への掲載（QRコードなど手法含む）、HPなどで周知します。



サイン計画および史跡巡りモデルコース（案）

３　遺構保存に関する計画

本史跡では、地表に現れている遺構が確認されないため、地下埋蔵遺構を対象として、その保存について以下の通り計画します。

(1)十分な盛土による保全

遺構保護のため30㎝以上の保護層の確保を原則とします。これまでの発掘調査により遺構面は現地表面から20～120㎝程度の深さに存在しており、必要に応じて盛土を行います。盛土にあたっては、遺構の保護層を確保するとともに、史跡と隣接する道路・宅地の標高を調査の上、表面排水を考慮した適切な盛土厚を設定します。

また、遺構表示や解説板等の整備に必要な構造物を設置する場合には遺構面に達しない位置に基礎等を埋設します。

(2)地下に影響を与える行為の規制

遺構表示に伴う基礎工事や電気・水道などの設備の工事にあたっては、地下遺構に影響を与えるような行為を制限します。

４　造成・排水に関する計画

現状では、公有化以前の土地利用の状況が残されており、各所に凹凸が認められ、周囲が宅地に囲まれた窪地では大雨時に適切に排水しきれず冠水するなどの状況も見受けられます。このため、遺構の保存を前提としながら、来訪者が安全に訪れることが出来るよう、造成・排水に関する計画を設定します。

(1)造成計画

①政庁ゾーン・正面ゾーン

当時の地形については不明確ですが、現在の地形は概ね北から南にかけて緩やかに傾斜しています。そのため北から南にかけて緩やかな勾配を確保しながら、史跡と隣接する排水設備への接続を考慮した平地造成を基本とします。造成にあたっては測量調査を実施し、史跡周辺を含めた道路や宅地の標高を調査の上、遺構保存および表面排水を考慮した適切な造成高を設定し、盛土・切土を行います。また、雑草の繁茂した現状の表層を一定の深さですきとりを行った上で盛土を実施します。なお、表層は、遺構表示を行う箇所を除き、張芝による保護を検討します。また、空間表現として、大溝や外溝を境にその表層に施す植栽等に相違を持たせ、空間の境界を表示する方法を検討します。

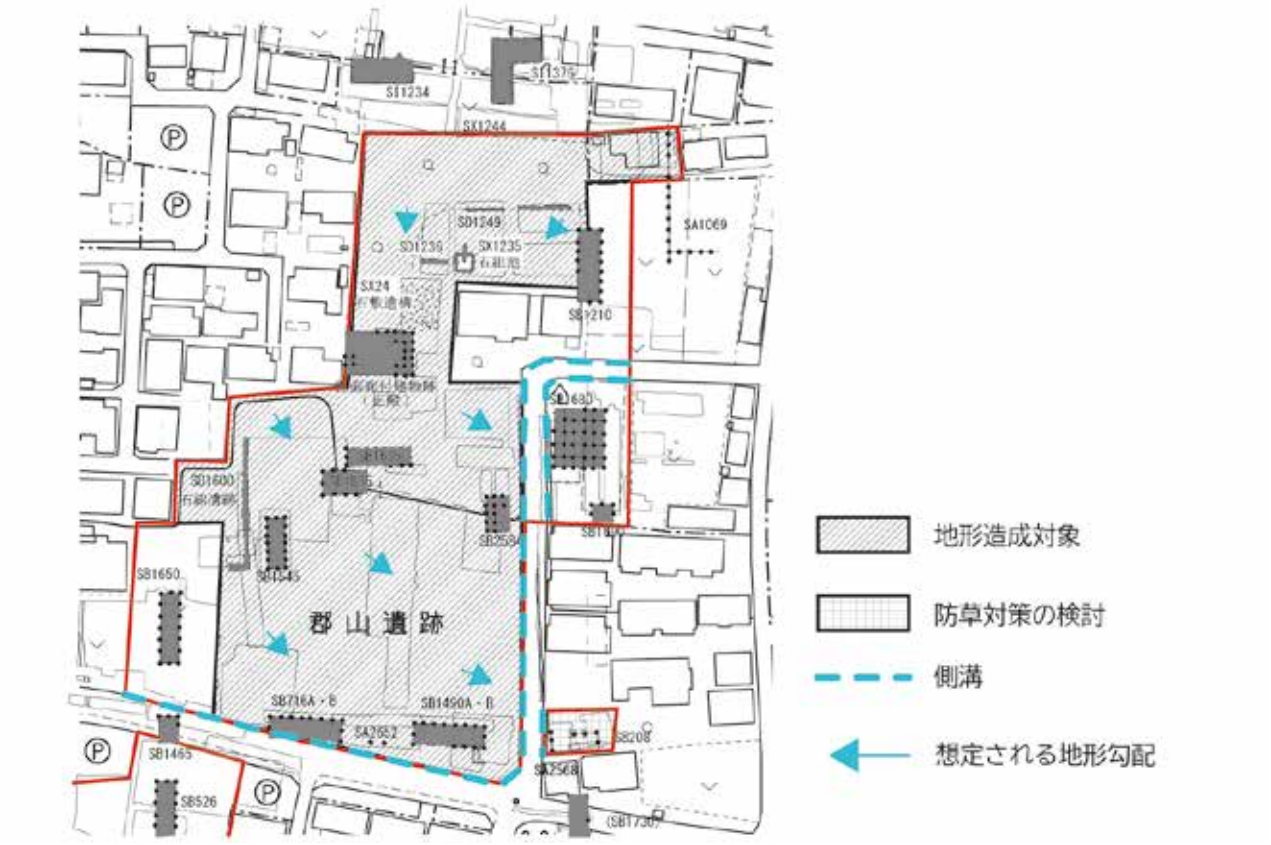
②寺院ゾーン

本ゾーンについては、未公有化範囲が広く一体的な造成計画の見通しが立たないため、造成は実施しません。しかし、雑草の繁茂が顕著であり、来訪者が現在の遺構表示が見づらいという問題があり、管理面では景観など周辺宅地へも影響を与えています。その対策として表層に砕石敷・張芝等の対策を検討します。

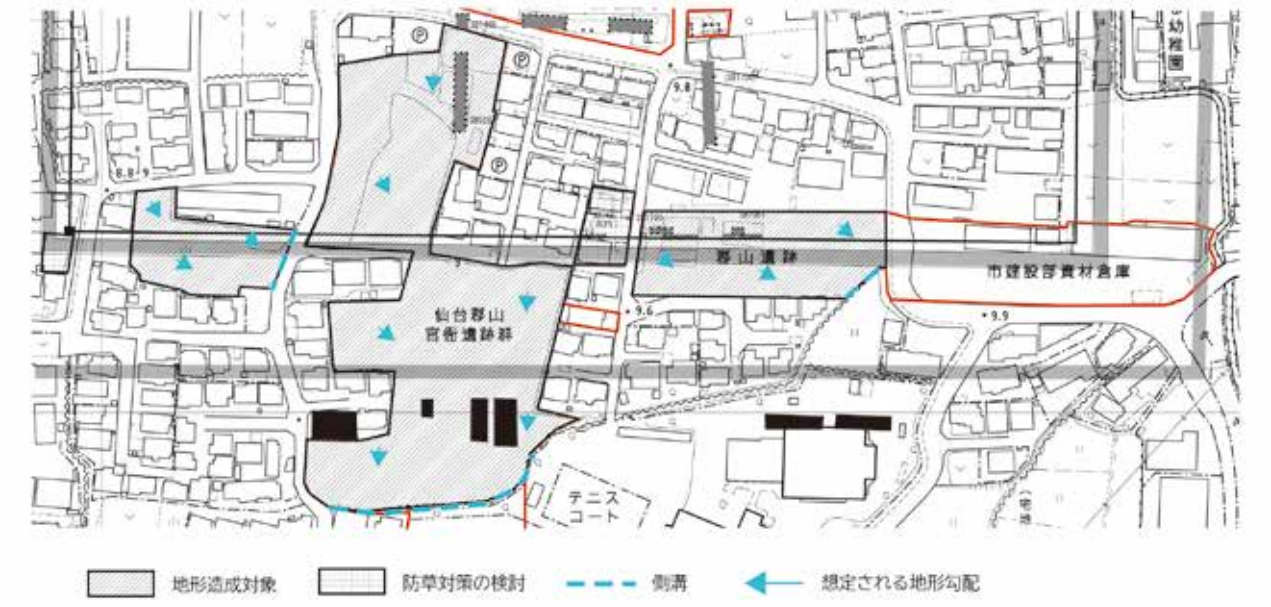
(2)雨水排水計画

整備対象地の周辺には、排水能力が確保された管路があることから、表面排水を基本とし、史跡

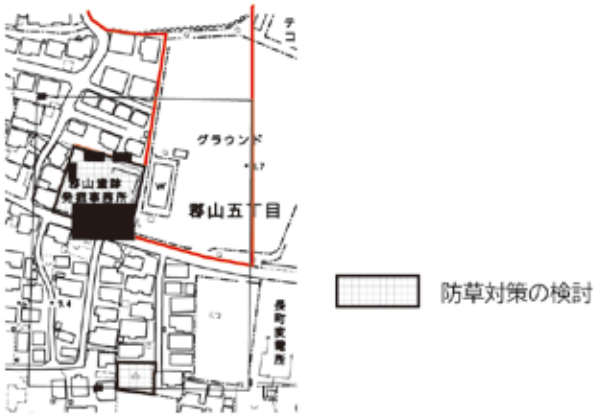
と接する排水設備への接続を考慮した造成を行います。その場合、整備地内の雨水が管路に一気に流入しないよう、雨水流量の調査を行い、関係部局と調整の上、暗渠管を設置して一時的に地下透水させる方法や、新たに排水路を設置するなどの方法を検討します。暗渠管の設置および排水路の設置については遺構面に影響のない範囲で行います。また、史跡地および史跡地に接するU字溝の管路については、来訪者の安全面を考慮し、蓋の設置などを検討します。



政庁ゾーンの地形造成・排水計画



正面ゾーンの地形造成・排水計画



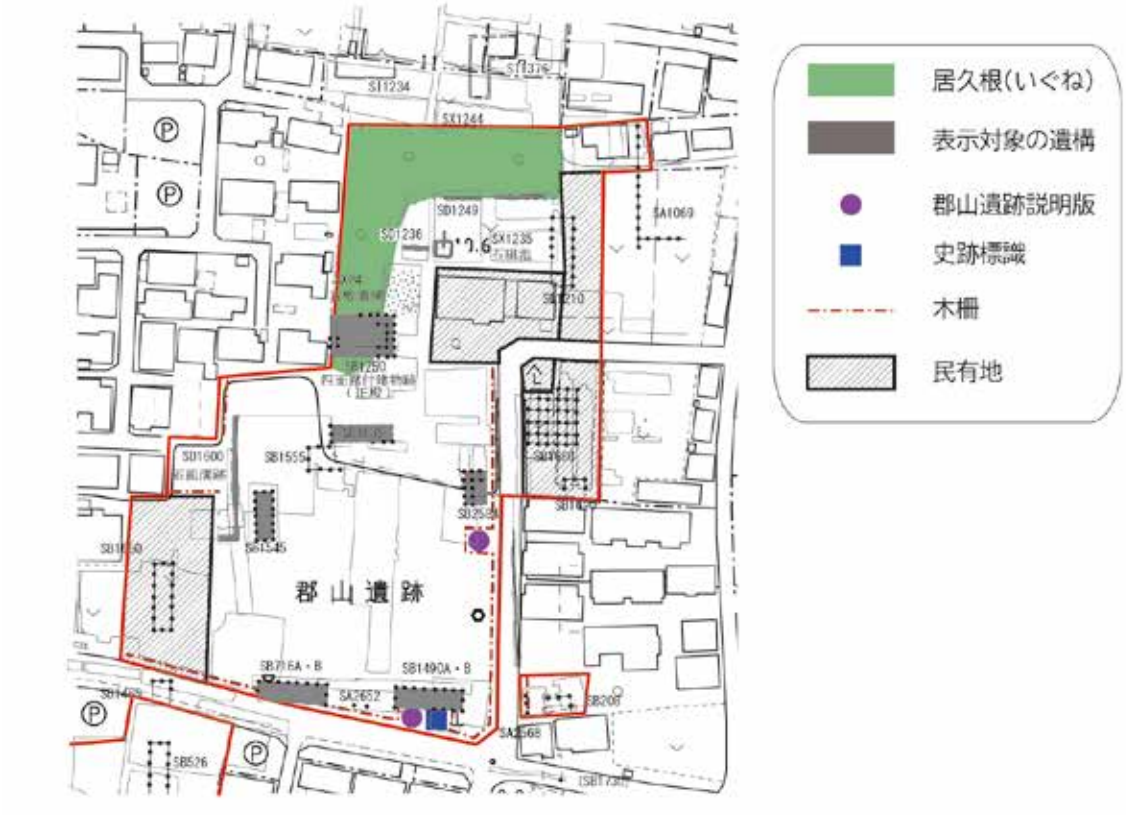
寺院ゾーンの地形造成計画

5　遺構の表現に関する計画

将来の一体的な整備を見据え、遺構の表現は平面的な表示を基本とします。なお、すでに比較的まとまった用地が確保され、発掘調査による一定の状況の把握も行えている政庁ゾーンについては、立体的な整備手法も実施します。

(1)政庁ゾーン

本エリアにおいては、遺構表示の対象となりうるⅡ期官衙の遺構として、方四町Ⅱ期官衙における政庁域を構成する建物群（SB1250・1635・1545・716・1490・2584）や、関連施設である石組池・石組溝・石敷遺構（SX1235・SD1217・1249・1236・1600）があります。



政庁ゾーンにおける遺構表示

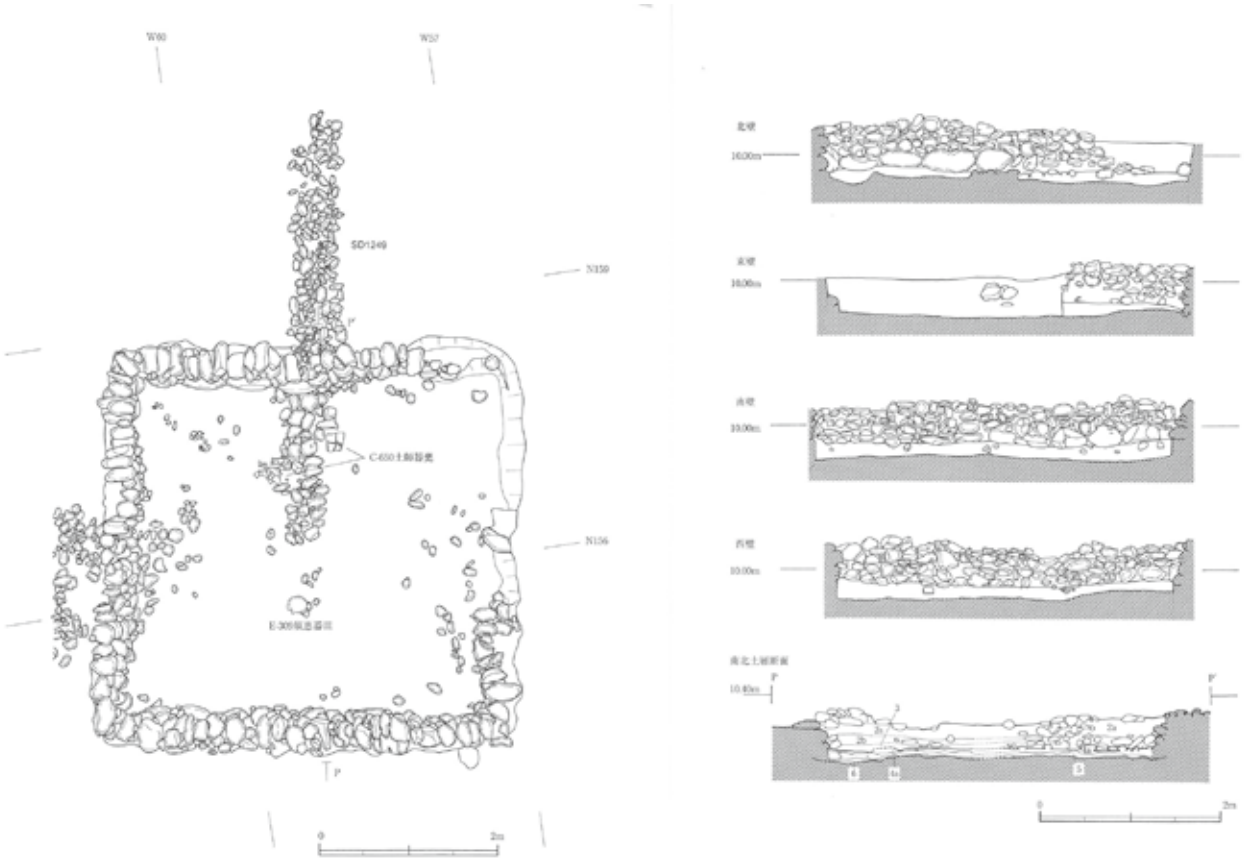
①立体的表示（SX1235・SD1217・1249・1236・1600）

石組池・石組溝（SX1235・SD1217・1249・1236・1600）については、史跡を象徴する遺構であるため、立体的な表示を行います。また、可能であれば一時的な貯水や通水等の機能を持たせる形の整備を行います。発掘調査の成果を踏まえ、遺構の位置や規模を再現します。なお、石組池については、市民の理解促進と愛着の喚起を図る観点から、遺構の整備の一部（敷石など）を市民参加型の手法を用いて行います。

（遺構の概況）

SX1235石組池跡

東西4.6m、南北4.6mの正方形で内法は東西3.7m、南北3.5mの規模で、発掘調査で確認された側石上面から底面までの深さは60㎝程であるが、上面の石は外されている可能性がある。側壁は河原石を小口積みに重ね、最下段のみ大きな石を横長に配している。底面は拳大のやや扁平な河原石を敷き詰めている。



石組池（SX1235）平面・断面図

SD1217・1249・1236・1600石組溝跡

5～30㎝大の河原石並べた石組溝で、幅が58～92㎝、深さはこれまでの発掘調査ではその大部分が底面のみの検出に留まっているが、SD1600部分の調査により、15～20㎝程度であったと推定される。北東からSD1217・1249からSX1235石組池に接続し、石組池の西側からSD1236・SD1600と南西へ延びているものと考えられる。

（遺構表示に関する考え方）

・地下遺構の保護に留意して、復元にあたっては遺構面から30㎝以上の保護層を確保の上、復元を行う。
・石組池の復元にあたっては、自然石の使用を基本とするが、材料確保の状況によっては擬石などのその他素材を用いた手法も含めて検討する。
・石組溝の表示にあたっては、自然石の使用を基本とするが、材料確保やコスト面等の状況によっては平面的な表示や擬石の使用等の方法も検討する。
・市民の理解促進と愛着の喚起を図る観点から、遺構の整備の一部（敷石など）を市民参加型の手法を用いて行う。

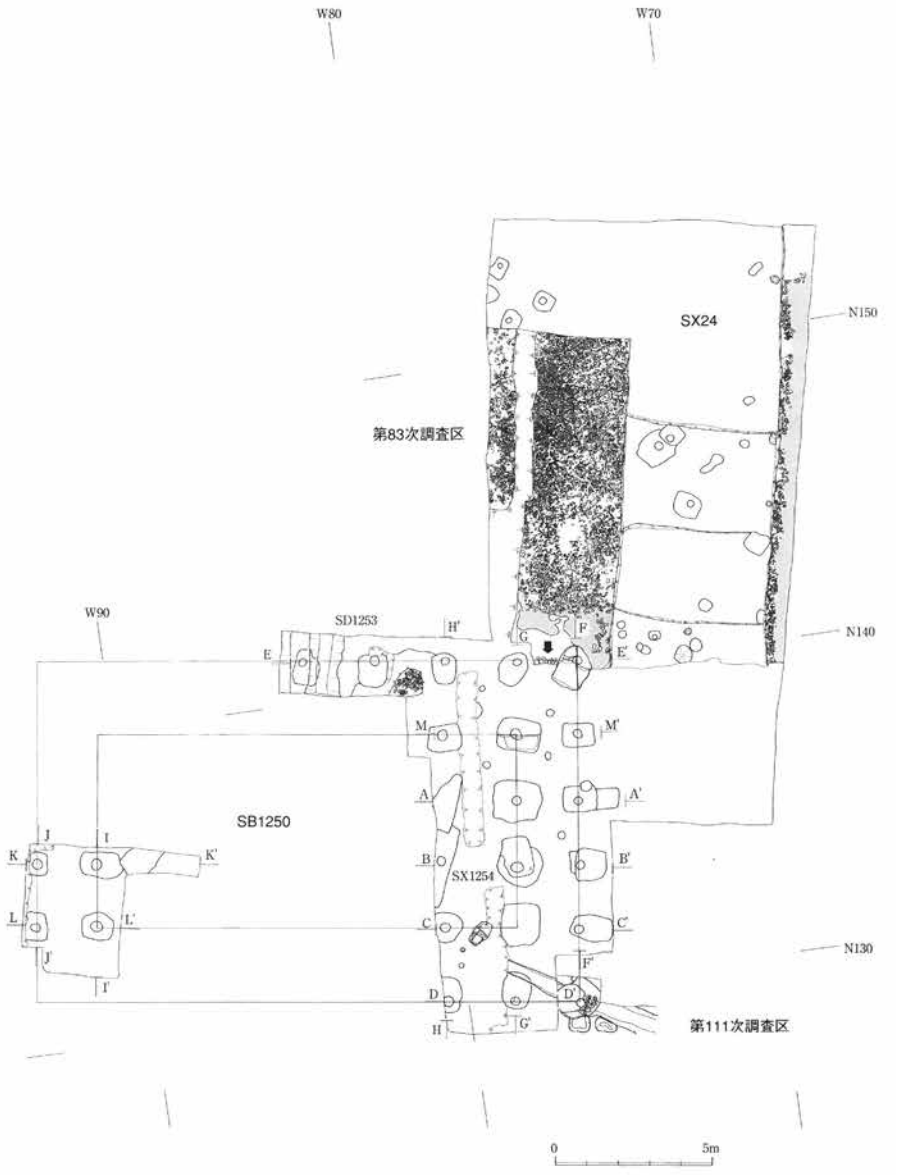
②平面的表示（SB1250・1635・1545・716・1490）

政庁域の中枢建物である（SB1250・1635・1545・716・1490）については舗装に違いを持たせ、その建物位置について表示します。

（遺構の概況）

SB1250建物跡

桁行8間（総長17.4m）、梁行5間（総長11m）の東西棟の四面廂付建物跡で柱痕跡は直径30㎝程度である。



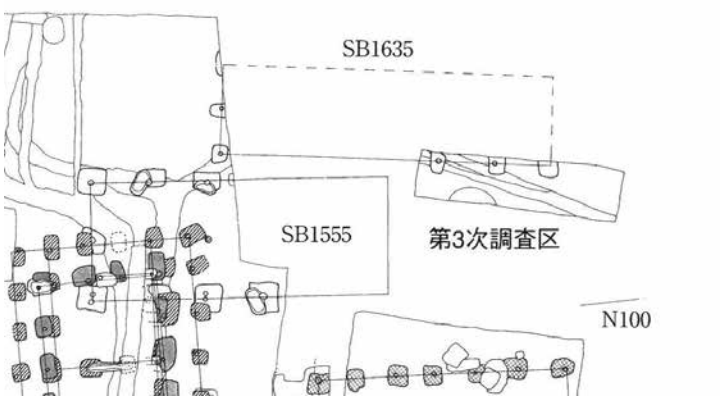
正殿（SB1250）平面図

SB1635建物跡

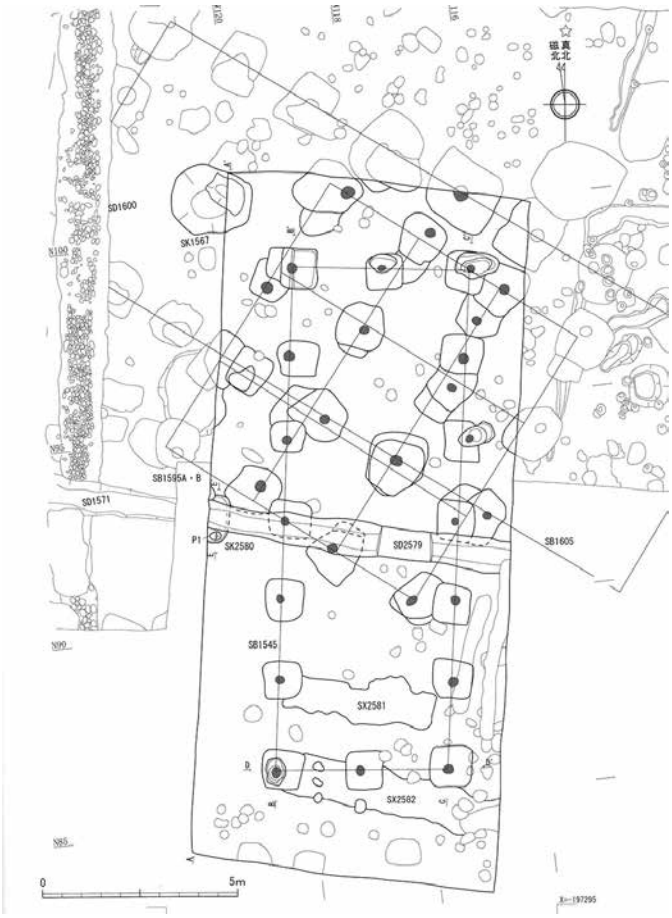
桁行6間（総長16.6m）、梁行2間かそれ以上（総長4.4mかそれ以上）の東西棟の建物で柱痕跡は直径15～20㎝である。

SB1545建物跡

桁行6間（総長12.7m）、梁行2間（総長4.4m）の南北棟の側柱建物で柱痕跡は直径18～28㎝である。



前殿（SB1635）平面図



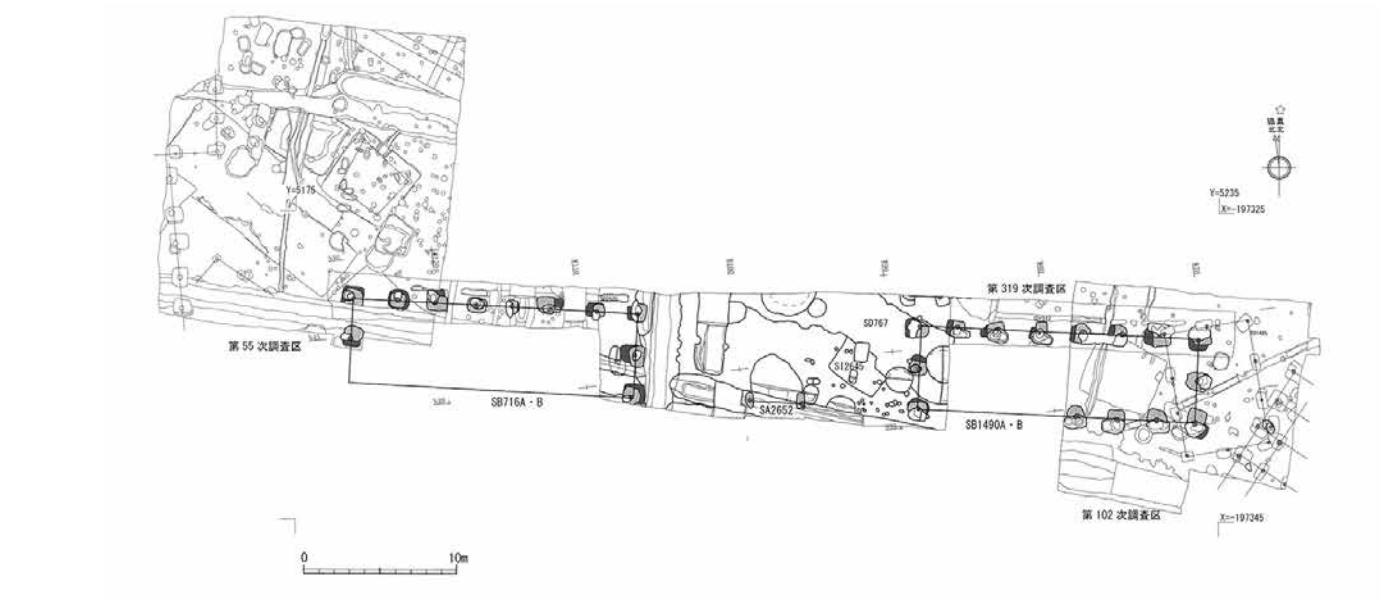
西脇殿（SB1545）平面図

SB716建物跡

桁行7間（総長18.2m）、梁行2間（総長5.5m）の東西棟の側柱建物跡で柱痕跡は直径25～30である。なお南西隅の柱穴および、南側柱列の一部は道路上に位置している。

SB1490建物跡

桁行7間（総長18.2m）、梁行2間（総長5.4m）の東西棟の側柱建物跡で柱痕跡は直径20～30㎝である。



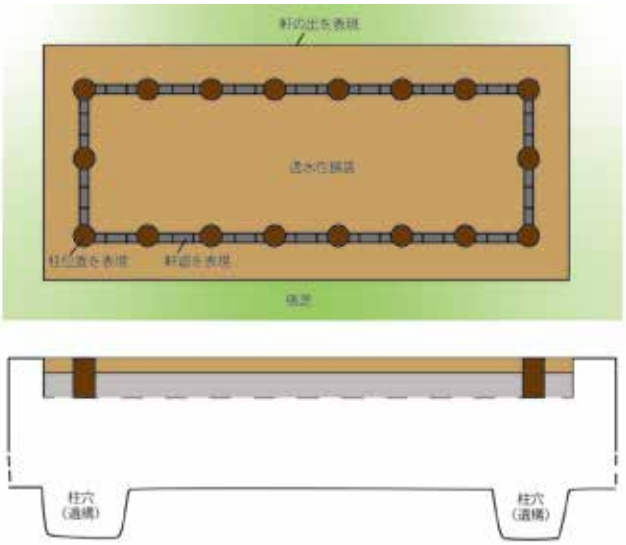
東西棟建物（SB716・1490）平面図

（遺構表示に関する考え方）

・建物跡については柱位置と軒廻り、軒の出がイメージできるよう表示する。表示にあたっては、建物規模は透水性の舗装材を用いる等、周囲と差別化を図り表示する。遺構表示に用いる素材については基本設計の中で検討していく。

・例えば、SB719・1490建物跡については上記の表示に加えて、建物内側を花壇等として活用・標示する方法についても検討していく。植栽を行う場合は地下遺構への影響を配慮し、根の浅い花苗によるものとする。併せて、周辺には広場利用者のためおよび植栽の管理に必要な給水設備の整備方法を検討する。

・可能であればいずれかの建物について、その位置、規模、柱の配置を再現する形であずまや、パーゴラ等の日除けのための休息施設（便益施設）とした機能を兼ねた形での設置を検討する。



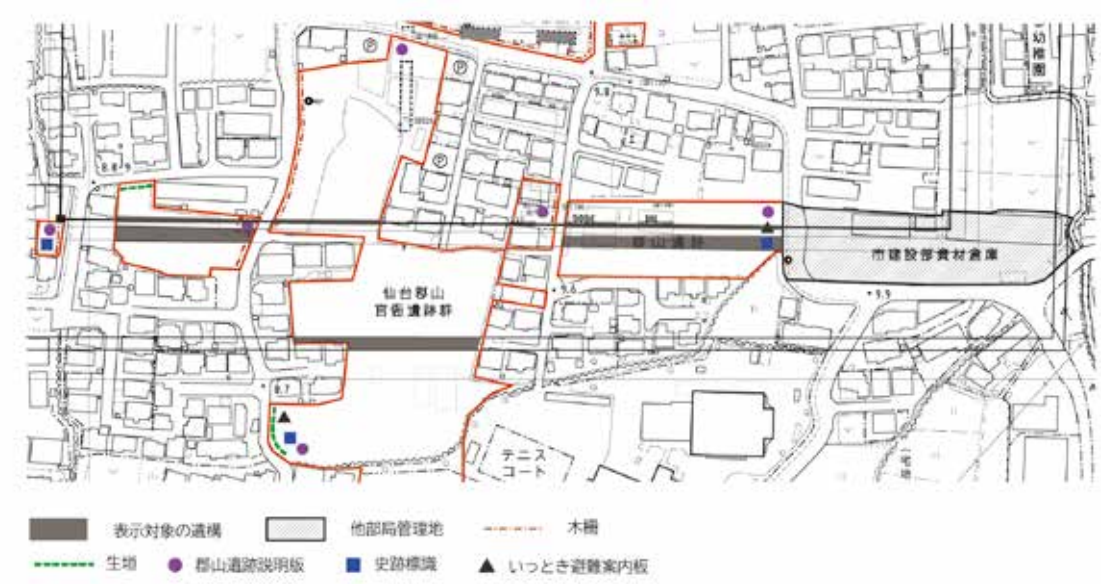
建物跡の遺構表示イメージ図

(2)正面ゾーン

本エリアにおいては、遺構表示の対象となりうるⅡ期官衙の中心的な遺構として、方四町Ⅱ期官衙における政庁域の西列建物群（SB526)、区画施設である南門跡、材木列、大溝、外溝、南方官衙を構成する建物群（SB2010･ 2015）があります。

しかし、ゾーン全体の将来的な公有化完了には長期間を有すると想定され、本計画期間では、将来の一体的整備を見据えて地形造成を優先的に進めていくこととし、遺構表示については材木列、大溝、外溝といった本ゾーンを象徴する区画施設に限り、平面的な表示を行います。

そのほかの遺構表示の内容や方法については、整備の進捗を踏まえて検討することとします。



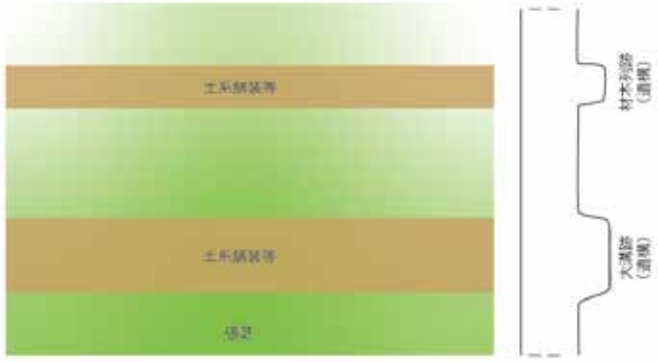
正面ゾーンにおける遺構表示

（区画施設の遺構表示に関する考え方）

・区画施設については造成後の表面（張芝）と区別されるよう、異なる舗装方法を用い周囲と差別化してその平面範囲を表示する。

・舗装にあたっては、材木列跡の範囲は木材が連想されるよう、茶色系統での舗装色を検討し、外溝や大溝とは色彩を分けることを基本とする。

・ゾーン内において区画が分かれることから、暫定的な整備・活用を見越し、区画ごとに異なる平面の舗装方法を検討する。



区画施設の遺構表示イメージ図

（暫定的な整備・活用に関する考え方）

区画施設における平面表示を行うとともに、次のような形での整備と利活用を検討します。

例）

・遺構の範囲を示した花壇・菜園・水田等の区画を整備し、植栽または栽培を行う。

※植栽・栽培植物は飛鳥・奈良時代や官衙・寺院等を連想するものを候補とする。

・遺構表示を透水性舗装等で整備し、その範囲をイベント（フリーマーケットや地域行事・祭り）の出店エリアとして提供する。

・遺構表示に用いる素材をウレタン舗装等、運動に適した方法を用い、その直線を利用したアクティビティの場として提供する。

（将来的な整備に関する考え方）

現在は材木列の立体表示について、その配置箇所（範囲）や方法について、公有化状況の進捗を見据え未検討の状況のため、その方法については本計画の計画期間以降に改めて検討していくこととします。その一方で材木列跡はその高さと長さが史跡の壮大さを象徴的に示す遺構であることから、現時点で将来的に検討すべき事項について示します。

・位置・範囲について

・表示方法（素材・高さ）について

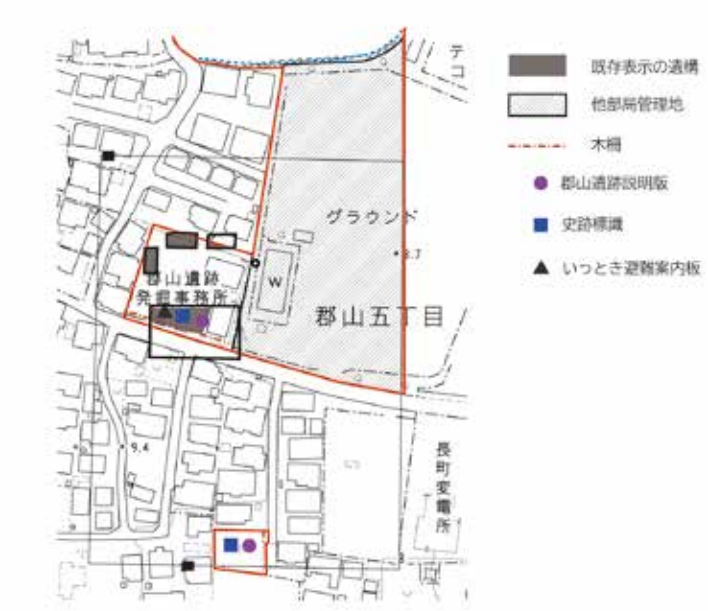
・地下遺構への影響（盛土厚・基礎深さ）について

・維持・管理・修繕について

・必要な調査について

(3)寺院ゾーン

本エリアにおいて新たな遺構表示は今後実施することとし、公有化状況に応じて改めて検討することとします。現在、講堂基壇の範囲を部分的に示した遺構表示がなされています。現状、これらの遺構表示は雑草等により来訪者が現在の遺構表示が見づらいという問題があります。そのため表層に砕石・張芝等の設置などの方策を検討します。



寺院ゾーンにおける遺構表示

6　修景・植栽整備に関する計画

本計画では、将来的な整備を見据えた暫定的な修景を計画します。

(1)修景

・現在、政庁ゾーンには、居久根の樹木（ケヤキ等）が生育しており、これら既存樹木による木陰を活かします。なお、これらの樹木は、重要遺構との重複や巨木化による周辺への落葉の影響、将来的な倒木の危険性等があるため、管理方針を設定し、必要に応じて、伐採、枝払いを行いながら維持管理します。なお伐採木については有効活用について検討します。

・隣接する家屋や学校等のプライバシー確保に配慮するため、必要に応じて遮蔽施設の設置を検討します。具体的な配置の有無・規模については今後の基本設計で検討していきます。

・史跡の壮大さが体感できるよう、統一的な造成・舗装を行います。未調査地が含まれることや将来的な整備対象エリアが拡大することを考慮して、恒久的な舗装方法は避け、張芝を基本とします。

・政庁ゾーンと正面ゾーンの間に位置する市道については、地区間の安全な接続のため交通車両への注意喚起のため横断歩道の設置等の方策について検討し、関係部局と協議します。

(2)植栽

・市民参加型の史跡整備を目指すため、史跡地において市民共有の花壇や菜園などの活用について検討を行います。なお、これら植栽活動の実施にあたっては遺構表示部分を利用して、市民とともに遺構を表示する等の活用方法を検討します。実施にあたっては地下遺構に影響を与えること



修景・植栽の計画対象地

が無いようにします。

・植栽や植生、花壇の維持管理にあたっては、市民の参加を募りともに実施していきます。
・植栽活動の実施にあたっては、学校連携としてこれまで行ってきたように史跡ガイドや講座などと抱き合わせる形で史跡の価値について普及啓発を行います。
・これまで近隣学校と行ってきた植栽活動は出前講座とセットで行うことで、史跡の理解と史跡地への愛着を育むことにつながると効果があったと総括されます。

7　案内・解説施設に関する計画

次のように現状案内・解説施設の整備を行います。なお、施設の外観やそのデザインについては、本史跡の本質的価値や歴史を体感できるよう、官衙が存在していた時代や周辺の景観とも調和の取れたものを基本とします。

(1)標柱

史跡標柱は現在6ヵ所に設置されています。現状では各ゾーンの道路等から視認される位置に設置されているため、現段階では新たな標柱の設置について検討は行いません。しかし、今後の公有化状況により、必要に応じ設置の検討を行います。

設置にあたっては、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（文化庁）に規定される標識を設置し、材質は既存標柱と同じく耐久性がある花崗岩等の石材を選択します。

(2)総合案内板

周遊コースの起点と想定される政庁ゾーンに総合案内機能をもった、史跡の導入を含めた説明板を設置します。また、利用案内や注意事項も併せて示します。現在、史跡の総合案内となるようなサインは政庁ゾーンの説明板に存在しておらず、既存の説明板の盤面更新または、新設を含め検討します。また、政庁ゾーンと同じく周遊コースの起点と想定される郡山中学校ピロティ内にも、既存の解説パネルの更新とともに、総合案内機能をもった説明板の設置を検討します。

なお、視認されやすいように、目線の高さにあわせた盤面での設置を検討します。

(3)地区案内板

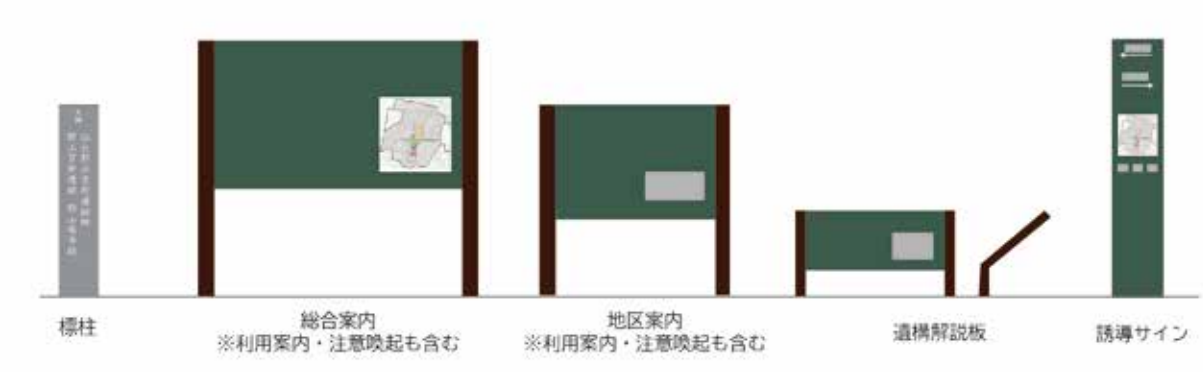
ゾーンごとの地区案内および解説機能をもった説明板の設置を検討します。併せて利用案内や注意事項も示す形での内容で作成します。設置にあたっては政庁ゾーン、正面ゾーン、寺院ゾーンの各ゾーンで設置し、新設および既存の説明板の盤面更新も含めてその設置方法を検討します。視認されやすいよう目線の高さにあわせた盤面での設置を検討します。

(4)遺構解説・遺構名称板

遺構表示を行う、石組池跡や建物跡などの個別遺構を解説するための遺構解説板や名称板の設置について検討します。なお、設置にあたっては遺構表示とセットとなるため、高さを押さえ、見下ろすような形での盤面での設置を検討します。

(5)誘導サイン

歩行動線の明確化のため、史跡地内や周辺道路の主要ポイントに名称・方向・距離などを示す誘導標識を設置します。設置にあたっては、遠くからも視認される大きさ、高さの設置を検討します。



各種サインのイメージ

(6)その他

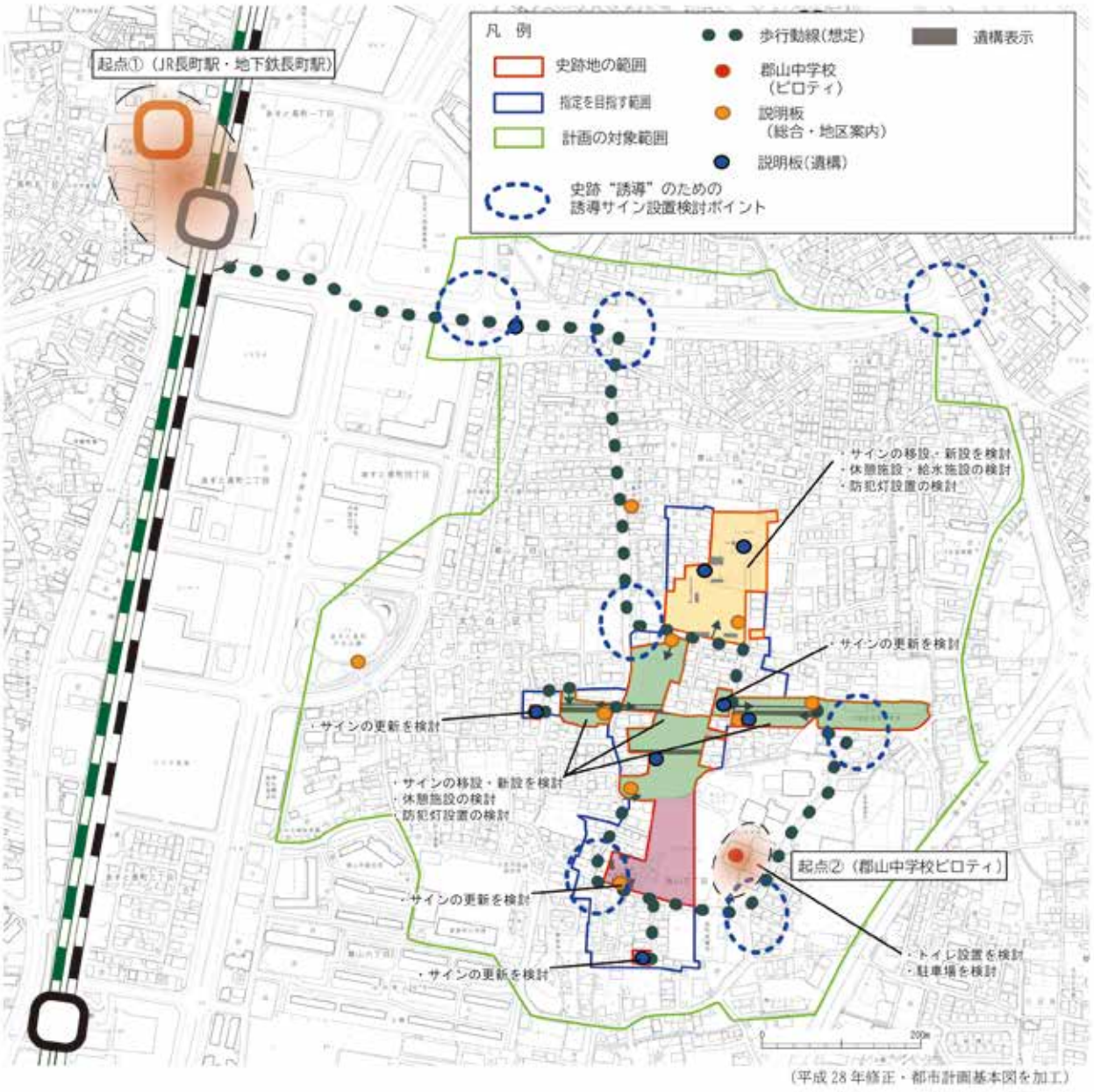
既存の説明板についても統一したデザインに更新するとともに盤面の大きさについても変更の検討を行います。内容もこれまでの発掘調査の成果も踏まえながら、必要に応じて更新します。

なお、既存の説明板は道路からの視認性を意識して配置されています。そのため、整備後、公開される史跡地内からの視認性に問題が生じる可能性があります。そのため、更新とともにその設置位置についても、改めて検討を行います。



本体の色彩・および解説サインの表現
仙台市歩行者系案内誘導サイン等基本方針より

更新にあたっては、ユニバーサルデザインの発想も取り入れながら、「仙台市歩行者系案内誘導サイン等基本方針」に基づき、あらゆる人が理解しやすい表現とするとともに、ＱＲコード等も用いながら、多言語化やバリアフリーに対応します。また、史跡巡りマップを配布するためのパンフレットボックスも各説明板に併設します。



案内・解説施設の計画イメージ（主要動線・便益施設も含む）

8　管理施設・便益施設に関する計画

各エリアにおける管理施設・便益施設に関する計画は以下の通りです。なお施設の外観やそのデザインについては、本史跡の本質的価値や歴史を体感できるよう、官衙が存在していた時代や周辺の景観とも調和の取れたものとします。

(1)政庁ゾーン

①あずまや・パーゴラ（休憩施設）の整備

来訪者が憩いの場として休憩できるようなスペースとするため、あずまやまたはパーゴラを設置します。可能であれば、政庁ゾーンの建物の柱位置の表示も兼ねた機能も持たせる形での整備を行います。

②ベンチ（休憩施設）の設置

あずまや・パーゴラの中にベンチを設置します。ベンチは防災機能ももたせるため収納型ベンチとし、消火器などの防災用具や日常的な管理に用いる道具入れとしても活用します。

③照明灯の設置

整備後、史跡地が24時間公開されることにあたり夜間の防犯灯としての役割も兼ねた照明灯を設置します。設置にあたっては、適切な配置・光量・光源高さ等の調査を行い、周辺家屋に影響のない形での整備を検討します。

④水路等排水設備の整備

必要に応じて史跡地内に管路の新設や暗渠管の設置を行い、雨水を一時的に地下浸透させるなど、既存管路への負荷軽減を図ります。

⑤給水設備の整備

憩いの場としての利用を想定し、給水設備を整備します。設置箇所は、エリア北側（休息施設・居久根周辺）および南側（植栽エリア周辺）を含めた場所での利用を想定の上、検討します。

(2)正面ゾーン

①水路等排水設備の整備

必要に応じて史跡地内に管路の新設や暗渠管の設置を行い、雨水を一時的に地下浸透させるなど、排水路の負荷の軽減を図ります。

②休息施設（ベンチ）の整備

来訪者が一時休憩するためのベンチを設置します。ベンチの形態については、防災面での活用なども踏まえて収納型ベンチなどを検討します。

③照明灯の整備

防犯面も考慮して照明等を設置します。設置の考え方については政庁ゾーンと同様に検討します。

(3)寺院ゾーン

①給水設備の維持・管理

旧発掘調査事務所で利用していた既存設備の維持・管理を行い、発掘調査の際に利用します。

②既存トイレの維持・管理

旧発掘調査事務所で利用していた既存設備の維持・管理を行い、発掘調査の際に利用します。

③カーブミラーの設置

出入口に面するＴ字路からの車両通行に備えて、一時的にカーブミラーの設置を行います。

(4)官衙周縁ゾーン

①遺構復元・遺跡解説スペース（郡山中学校ピロティ）

郡山中学校に所在する既存の遺構復元･遺跡解説スペースについて展示遺物や解説の充実などの、ガイダンス機能を有する施設として、内容の充実を図ります。

②駐車・駐輪スペース

史跡地来場のための駐車・駐輪スペースの整備を検討します。設置台数は最低限とし、乗用車5～6台程度が停車できる範囲での整備を検討します。

③トイレ

来場者のためのトイレ整備を検討します。設置にあたっては学校学習での利用（1クラス30名前

後）を想定し、男子トイレ、女子トイレ、ひろびろトイレの必要設置数について検討の上設置します。

④管理スペース

ガイダンス施設および史跡地を管理するためのスペースを設置します。設置にあたっては、郡山中学校ピロティの一部を用います。

⑤発掘調査の拠点となる施設

本章第１節④の通り、これまで保存・管理の拠点としていた発掘調査事務所が地震等の影響により令和３年に解体・撤去となり、現在は史跡地内に設置した仮設のユニットハウスが休憩所としての機能を果たしているのみとなっています。史跡地内の効率的な発掘調査の実施を通じた史跡の実態解明と整備の加速化、史跡地内の効率的な維持管理に向けて、恒久的な発掘調査の拠点となる施設の整備について検討します。

９　公開・活用施設に関する計画

本計画の公開・活用の核となるガイダンス機能を有する施設として、既存の遺構復元・遺跡解説スペース（以下、「ピロティ」）について、内容の充実を図ります。

(1)機能拡充の必要性

郡山遺跡に関する公開・活用施設としては、発掘調査事務所での出土遺物の展示を令和３年度より中断して以降、ピロティのみとなっていますが、日常的に開放されていないため、現状では史跡地内に散在する説明板がメインとなっています。このため、広大な史跡地の全体像やスケール観が把握しづらく、学校教育等での利用にも体系的な理解が難しいという課題があります。史跡を理解するために本物（実際に出てきた出土品）を見学できる施設を求める地域住民の声もあり、現地の訪問や説明板だけでは得られない情報に加え、遺物の展示機能を備え、史跡に関する情報を総合的・体系的に得られる情報公開施設の整備が必要です。

その役割を担う施設として、すでにパネル等の展示を行っており、かつ史跡地に隣接した場所に位置するピロティの機能を拡充し、公開・活用の核となるガイダンス施設に位置付けるために整備を行うことが考えられます。

(2)現状の機能

ピロティの現状の活用方法や機能を整理し、課題について抽出します。

①現状の施設概要

・床面積

約636㎡

・展示設備

遺構表示（当時の建物跡の遺構表示）

解説パネル（約18㎡）

出土品の展示（4点）

・その他設備

照明・誘導灯・換気扇

・その他

平成2年3月完成

・年間利用者

約7団体/年平均　※1団体5～30名

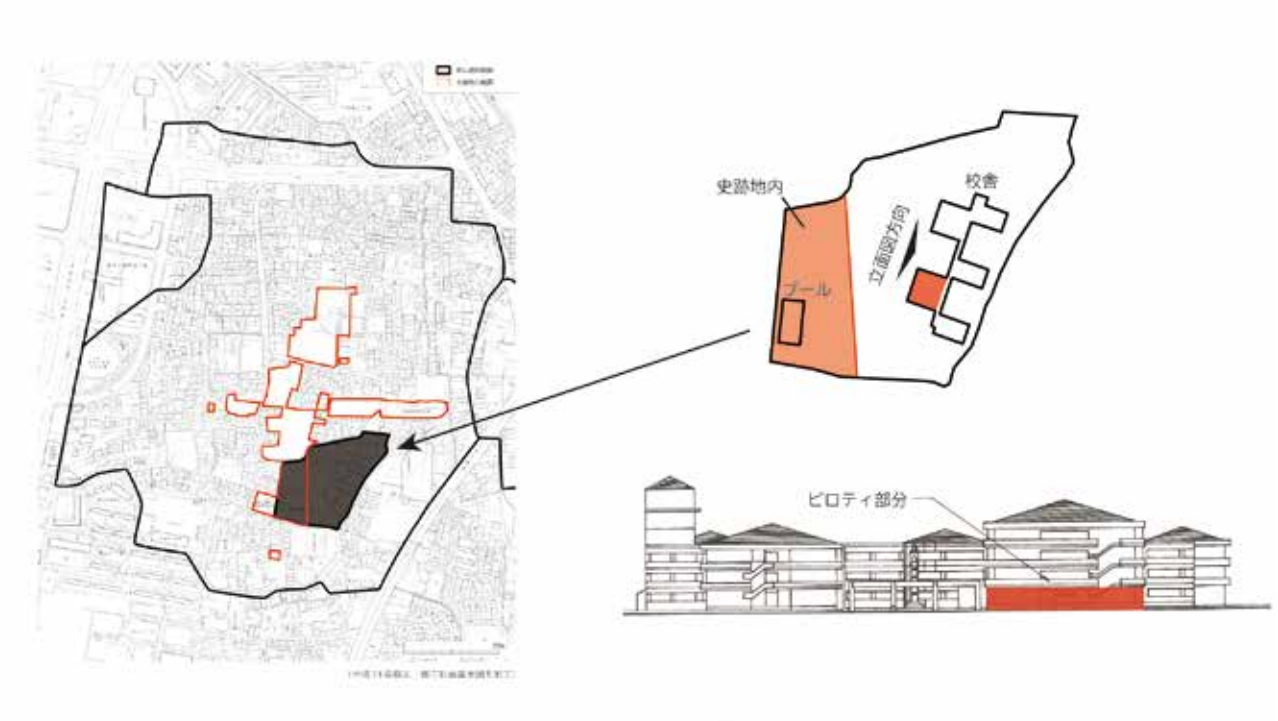
②現在の活用方法

現在、施設見学には以下のとおり対応しています。

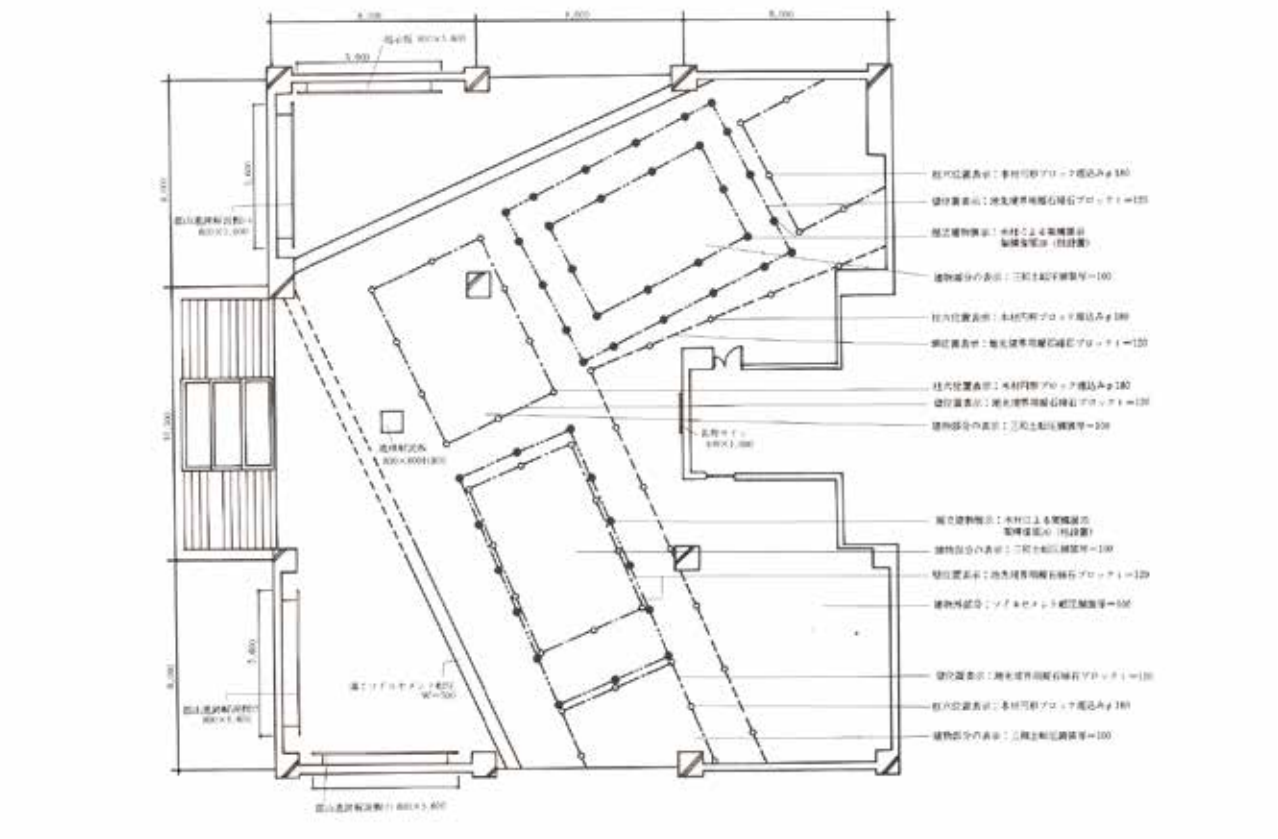
1－ピロティ見学の希望者は、文化財課に事前予約を行う。なお、現地には駐車場がないため、公共交通機関を利用するとともに、トイレが設置されていないことを案内する。

2－原則、平日（10時00分～16時00分）で日程調整の上、文化財課職員が同伴し、見学対応を行う。

3－なお、見学時には仙台・文化財サポーター会の協力を得て、施設内のガイドを実施することもあるが、この場合でも施設管理の都合上、文化財課職員が同伴している。



郡山中学校ピロティ位置図



郡山中学校ピロティ現況平面図

③現在の施設の役割と課題

現在、施設が果たしている役割と課題については以下のとおりです。

【役割】

・各所に散在する解説板に加え、本施設では史跡に関する情報の解説パネルによる体系的な紹介

や建物跡の遺構表示を行うことで、当時の様子の理解を補助する機能を果たしている。
・一般の見学者の受入のみならず、周辺の小学校が地域資源の一つとして地域の歴史学習に利活用している。
・学校という日常空間内に所在することで、本史跡を含めて広く遺跡保護の普及啓発の役割を果たしている。

【課題】

施設・設備面（ピロティ内）

・当時の建物跡の展示については、部分的に柱と梁の間に隙間が生じるなどの経年劣化が認められる。
・出土資料の展示も行っているが、少量にとどまっている。
・施設床面はソイルセメント仕上げだが、風化のため砂のような状態になり、足元が悪い。
・配電系統がまとまっておらず、照明の点灯を一括で管理することができない。
・空調設備が整備されていないため、夏の時期の見学に支障をきたしている。

施設・設備面（ピロティ外）

・施設内及び周辺も含め、駐車場・駐輪場・トイレなどの便益施設が設置されていない。
・施設への出入口等において、バリアフリー機能がない。

管理・公開・活用面

・学校活動の動線と重なること及び職員が常駐していないことから、見学にあたっては事前予約及び職員同伴の必要があり、気軽に見学することができず、直前の見学希望への対応も困難である。また、見学者の受け入れ人数にも制約がある。
・郡山中学校内に位置していながら、中学校による施設活用の取り組みがなされていない。

(3)求められる整備や利活用方法

上記の課題を踏まえ、施設拡充に向けて今後検討する整備や利活用方法について記載します。

施設・整備面（ピロティ内）

ピロティ内については、既存の施設を活かしつつ、機能・利便性向上を図るため、以下について検討します。

・解説パネルや出土資料等の展示の更新・追加、プロジェクターの設置等
・床面仕上げや照明設備等既存設備の再整備
・空調設備や配電設備の再整備
・管理用スペースの設置

施設・整備面（ピロティ外）

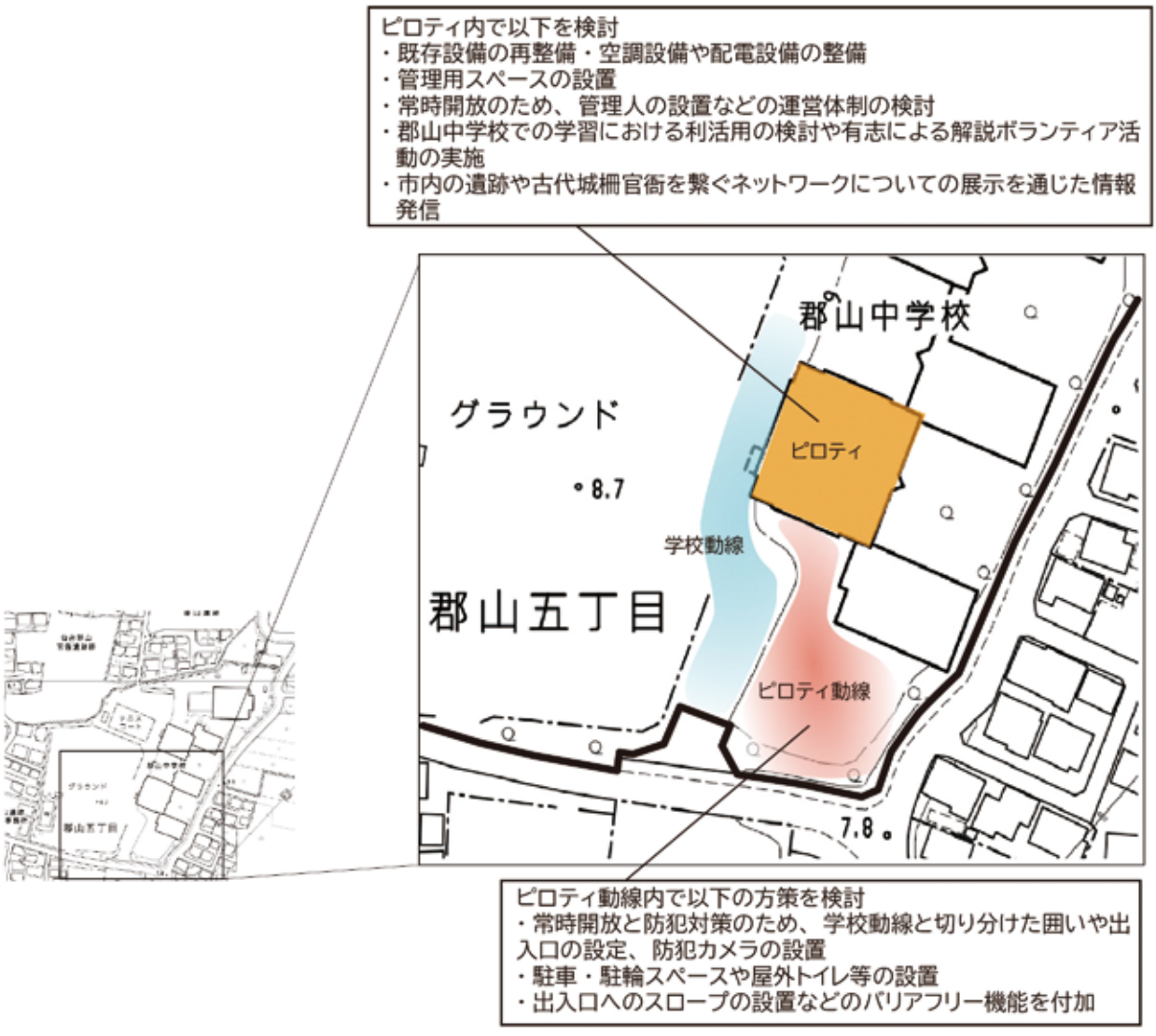
ピロティ外及び周辺については、防犯対策を講じながら、見学者の利用利便性を向上させるため、以下について検討します。

・学校動線と切り分けるための囲いや防犯カメラの設置などの防犯対策
・駐車・駐輪スペースや屋外トイレ等の設置
・出入口へのスロープの設置などのバリアフリー機能

管理・公開・活用面

見学者の利用利便性の向上や活用の一層の促進に向け、以下の方策について検討します。

・常時開放（土日開放含む）と防犯対策のため、学校動線と切り分けた出入口の設定
・学校動線と切り分けるための囲いや防犯カメラの設置などの防犯対策
・常時開放のため、管理人の設置などの運営体制
・史跡や展示の解説を行うガイドボランティアや地域活動の拠点としての役割
・郡山中学校での学習における利活用の検討や有志による解説ボランティア活動の実施
・市内の遺跡や古代城柵官衙を繋ぐネットワークについての展示を通じた情報発信



※ピロティ動線の範囲はあくまで現段階のイメージで整備着手時の学校利用状況に応じて整備範囲を検討します。

郡山中学校ピロティの整備検討内容

10　防災・防犯・安全対策に関する計画

史跡を安全に巡れるよう、また防災・防犯にも資する場とするため、以下の点に留意します。

①防災に資する整備

指定避難所である郡山中学校が、設備改修や不測の事態等で利用が制限された際、史跡地を臨時の一時避難所として利用するなど、史跡整備を通じた地域の防災体制の強化・充実を図ります。

ベンチ（休息施設）については、消火器等の防災用品も貯蔵できるようなものを検討します。

②照明灯の設置

安全性や防犯性を考慮し、政庁ゾーンおよび正面ゾーンに照明灯を設置します。設置にあたっては、周辺の家屋への影響を考慮した方向や常時灯としない等の方法を検討します。

③史跡地および周辺にある排水施設へのフタ掛け

安全を考慮し、史跡地内の雨水排水管は開渠とせず、フタ掛けを行います。また、史跡地周辺の道路等に位置するものについても同様の措置を検討します。

11 調査等に関する計画

今後の整備に向けて必要となる調査を計画的かつ継続的に実施します。調査にあたっては、史跡の保存、周辺住民、来訪者の安全に十分配慮して行い、公開可能な情報は積極的な広報に努めます。

(1)遺跡の実態解明（発掘調査の実施）

発掘調査により郡山遺跡の実態解明に努めます。調査は郡山遺跡・陸奥国分寺跡等調査指導委員会による指導・助言の下で計画・実施します。また、掘削は遺構保全の観点から必要最小限に留めます。

(2)基本設計・実施設計

調査成果や保存活用計画、本計画を踏まえ、整備を行うため、基本設計・実施設計を行います。なお、基本設計時には以下の（３）～（６）の調査を併せて行います。

(3)用地・地形測量調査

地形造成のための用地･地計測量を実施します。本計画の整備範囲に加え､将来の整備対象地（史跡を目指す範囲）周辺も含めて地形を把握することで、今後の一体的な整備を見据えた検討材料とします。

(4)雨水の流量計算調査

造成に伴い、表面排水によって生じる下水道処理能力への影響について調査します。調査の結果で得られた情報をもとに造成時における勾配方向や地下浸透方法の検討材料とします。

(5)住民生活への影響調査

照明施設設置や史跡地公開によるプライバシーの確保等、隣接する住民生活への影響や環境についての実態把握を行い、住民への影響を考慮した整備手法の検討材料とします。

(6)事例調査

各種整備にあたり有効な参考事例を調査します。

(7)活用状況の実態把握

来訪手段や来訪目的等、活用にかかる実態把握を行い、来訪者のニーズを踏まえた活用につなげます。

12　管理・運営に関する計画

(1)管理・運営の方向性

保存活用計画では、運営・体制整備の基本方針として、「①関連部局・機関等との連携」、「②市民の理解と協力が得られる関係の構築」、「③持続可能な体制」に向けた方向性を示しており、本計画における管理・運営の方向性については、この方向性を踏襲します。

「①関連部局・機関等との連携」に向けた方向性

・史跡の整備事業は、まちづくり計画、道路整備部門や区役所との連携により成り立つものであり、これらの関連部局と一体となって事業を進めます。
・引き続き学校教育機関や社会教育機関と連携した運営・体制整備を推進します。
・史跡の整備事業には、日本古代史、考古学、造園学、都市防災等の専門的知識の活用が不可欠になります。整備事業の実施にあたっては、この点に留意し、古代城柵官衙遺跡の関連機関をはじめとした、各種専門機関との連携を図ります。

「②市民の理解と協力」に向けた方向性

・史跡の整備の実施に当たっては、地域住民及び市民・利用者の理解と協力が不可欠であり、十分な納得が得られた上で進める必要があります。利用者、特に市民や地域住民が、本史跡を、約1300年の歴史がある誇るべきものとしての認識を共有できる機会や手法（ボランティアの養成など）を検討していきます。

「③持続可能な体制」に向けた方向性

・地域住民をはじめとしたボランティアの養成や、民間事業者等を含む多様な専門性を有する個人や組織・団体等との連携などを通じて、体制の充実に努めます。

(2)具体的な取り組み

上記の方向性を踏まえ、管理・運営に係る以下の取り組みを行います。

○多方面との積極的な情報共有
　・連絡体制の強化（市内部関係部局・宮城県文化財課・文化庁・調査指導委員会）
　・回覧板や伝言板を利用した直接的な情報発信（地域の住民・学校・民間事業者）
○学校教育機関や社会教育機関との連携
　・継続的な出前授業や市政出前講座の実施
　・学校や市民センターへのアンケートや定期的な情報交換
　・参加型による史跡の整備・管理に係る活動の実施
○適正な史跡利用の促進・啓発
　・史跡利用の注意事項やマナーについての分かりやすい注意喚起の表示設置
　・パンフレット（見学者向け）や回覧板（地域住民向け）を利用した情報発信
○地域住民や民間事業者・団体等が参画できる仕組みづくり

・継続的な出前授業や市政出前講座の実施による普及啓発
・ガイドボランティアの養成
・イベント・ワークショップの機会の提供

13　公開・活用に関する計画

(1)公開・活用の方向性

保存活用計画で掲げる方向性に沿った整備を進めるとともに、基本理念を実現するために公開・活用の取り組みについて以下の方向性に沿って取り組みを進めることとします。

「①発掘調査に基づく活用」の方向性

・調査研究によって明らかになった史跡の本質的価値を広く共有できるよう、郡山遺跡ならではの活用（公開、諸施設の設置、立案・宣伝、運営）に努めます。
・来訪者が、史跡を通して史跡の本質的価値や飛鳥・奈良時代の歴史を体感できるような活用を図ります。

「②多方面と連携した活用」の方向性

・地域住民や学校、ボランティア、各種NPO等と積極的に連携し、遺跡の公開・普及・啓発活動において協働していけるよう検討します。
・多くの人に史跡の重要性が理解され、広く世界に発信されるように、各種広報媒体等との連携も視野に入れた多様な手法や、多言語による情報発信に努めます。
・市内における飛鳥時代の遺跡の活用に向けて、市内の遺跡をネットワーク化する際の拠点となるような活用や、古代における関連遺跡とのつながりや交流について理解を促せるような連携を図ります。

「③多様な視点からの活用」の方向性

・学校教育においては、歴史(郷土)学習や総合的な学習などに活用し、郷土意識を育みます。また、利用者が様々なライフステージにおいて、創造的活動の源泉として多面的に活用できるようにします。
・古代史の重要な舞台として、郡山地域のアイデンティティー形成に資するとともに、本史跡が市民の宝として今後も都市と共存していけるよう、親しみや誇りを持てるような活用を図ります。併せて、域外からの訪問者が地域の歴史や文化を体験する文化的観光資源としての活用の在り方や、防災に資する場としての在り方と調和を図ります。

(2)具体的な取り組み

上記の方向性を踏まえ、保存活用計画で整理した「学びの場・親しむ場・楽しむ場」の３つの視点で、公開・活用に係る以下の取り組みを行います。

①学びの場としての活用

・発掘調査現場の積極的な公開

史跡地内で実施する発掘調査については､その成果を公開するための遺跡説明会を開催します。特に郡山周辺の地域に向けては回覧板や関連施設での広報等、情報を直接地域に発信します。

また、整備実施後は史跡地内に自由に立ち入ることが出来るようになるため、調査期間中は安

全管理・対策を実施の上、何時でも自由に見学できるよう調査の様子を公開するなど調査成果の積極的な発信を行います。

・史跡地の開放とガイドの実施

誰もが史跡地に自由に立ち入れるように史跡地を開放します。また、「仙台・文化財サポーター会」や「八本松・郡山地域研究会」をはじめとした市民団体と連携を強化し、そのガイド活動については広報を行い、市民団体の活動機会が向上し、来訪者がガイドを通じて史跡を含めた多様な情報を得る機会を創出します。

また、市民団体とは、ガイド活動を通じて気付いた史跡地の現状を共有してもらうなど、連携できる体制の仕組みづくりを行います。

・出前授業や出前講座の継続した実施

従来通り出前授業を継続して実施します。整備前は教室での授業に限られていましたが、整備後は現地で授業を実施するなど、その方法について検討していきます。

また、遺跡周辺に位置する小中学校へは引き続き出前授業および植栽活動を継続して実施します。植栽活動については、一過性の活動にならないよう、植栽の管理を教育委員会、町内会とともに実施し、地域への愛着を育むともに、地域のコミュニティづくりの場になるような活用を行います。また、出前講座やまち歩きなど市民向けの講座も積極的に広報・実施し、遺跡の周知に努めます。

②親しむ場としての活用

・憩いの場として利用されるよう安全面を考慮した整備

政庁ゾーンについては、遺構表示や説明板によって史跡についての情報を得ることはもちろんのこと、イグネや石組池で表現した空間や、市民と取り組む植栽など景観の向上に努め、誰もが日常的に憩いの場として利用できるよう整備を行います。

また、遺構や景観に影響を与えない範囲で休息施設を設置し、来訪者の利用利便性に考慮した設備も整備します。

・交流の場としてレクリエーションやイベントの場としての利用

正面ゾーンについては、史跡の壮大さを体感できるよう、日常的に広場スペースとして開放し、多くの人びとが交流できる場所として整備します。また、史跡地を市民とともに菜園・植栽等を実施することで、その活動を通じて新たなコニュニティの創造等の場として利用されるよう整備します。

・市民参加型の史跡整備

“郡山遺跡”に愛着を持ってもらえるよう、市民参加型による遺構整備を行います。石組池や石組溝について石を積んで表示します。また、市民と取り組む植栽活動の中で建物跡や大溝、材木列を表示する等の方法も検討していきます。整備が一過性の活動にならないよう、実際の遺構表示の作業だけでなく、その準備や管理等を毎年や通年等の頻度・期間で行うなどの方法を企画します。また、整備事業の情報や現場公開を積極的に実施します。

・ガイドボランティアの創出と育成

史跡を利用したイベントを積極的に実施します。特に地域に向けての講座やワークショップ、イベント等について直接的な情報発信を行い、“郡山遺跡”に興味が持たれるような企画を行い

ます。また、「仙台・文化財サポーター会」や「八本松・郡山地域研究会」をはじめとした市民団体と史跡に関する情報共有を行い、連携体制を強化し、ガイドボランティアを創出・育成をします。

③楽しむ場としての活用

・説明板を利用したまち歩き

史跡地に限らず周辺の遺跡も含めた地域一帯を対象とし遺跡説明板を活用して、ガイドを伴わずとも、史跡について情報が得られるよう、説明板やガイダンス施設等の内容更新を行います。またガイドマップを作成して周遊コースが分かるようにし、説明板にはQRコード等を用いて多様な情報発信を行います。また、ARやVRなどのデジタル技術を駆使する等、多様な発信手段を用います。

・地域の賑わい創出としてのイベントの実施

市街地に位置し、貴重なオープンスペースとしての役割も担っていると考えられます。そのため、地域の賑わい創出の場としての提供も行い、イベントを通じて楽しみながら、新たな交流が生まれる場として利用されるよう環境整備を行います。

14　関連文化財との連携に関する計画

本史跡と関連する文化財との連携を図ることで、本史跡の学ぶ場や楽しむ場としての活用がより一層促進されるような計画を検討します。

(1)関連文化財の周遊コースづくり

①仙台の遺跡を繋ぐネットワーク

仙台市内には数多くの遺跡が所在し、旧石器時代の富沢遺跡（地底の森ミュージアム）をはじめ、縄文―山田上ノ台遺跡（縄文の森広場）、古墳―史跡遠見塚古墳、奈良―史跡陸奥国分寺・尼寺跡、中世―史跡岩切城跡、近世―史跡仙台城跡など、旧石器時代から近世に至る各時代を知る上で特に重要な遺跡が良好な保存状態で残されています。保存活用計画ではこれらを繋ぐ遺跡の　ネットワーク化を通して、郷土の歴史を知り郷土愛を育むばかりでなく、新たな仙台の個性を創り出し全国へ発信することに大きく寄与し、なかでも本史跡は、ネットワーク内における活用拠点として、重要な一翼を担うことを目指すことを掲げています。

そのため、ガイダンス施設の整備に伴い、本史跡だけでなく市内の遺跡について情報発信を行います。

②古代城柵官衙を繋ぐネットワーク

市内の遺跡に限らず、史跡について発信するために、関連遺跡として古代の城柵官衙遺跡との連携を強化していきます。

(2)周遊コースの実効性を高めるための環境整備

(1)で設定した周遊コースの実効性が高まるよう、以下の点に留意して環境整備を行います。

①ガイダンス施設の展示・説明板・パンフレット等の内容の充実

展示解説や説明板等において、本史跡の内容にとどまらず、関連文化財の情報についても広く発信します。また、関連文化財の相互理解がより深まるよう、周遊コースに含まれる関連文化財

を一体的に紹介するパンフレットを作成します。

②便益設備の充実

徒歩や自家用車に限らず、ＪＲ長町駅など交通結節点からの電動自転車やキックボード、教育旅行や観光ツアーの大型バスなど、多様な交通手段での来訪を想定した駐車・駐輪スペース・トイレ・休憩スペースの整備を検討します。

③多様な媒体を用いた情報発信

東北や日本を周遊する外国人を含めた観光客なども視野に、より多くの人びとの目に届くよう、SNSやHPなどデジタルをはじめとした多様な媒体を用いた情報発信を行います。

第７章　事業計画

1　事業期間

「第６章　整備基本計画」で示した各整備事業の具体的な実施時期を示すため、本計画の事業期間である令和8～15年度の整備スケジュールを示します。

(1)段階的な整備

第5章に記載の通り、本計画では、本史跡の公有化等の現状を鑑み、整備内容を以下の３つの段階に整理し、順次進めていくこととします。

①発信・活用に必要な基盤整備（令和８～15年度）

来訪者が史跡の価値を理解するための施設が部分的な説明板等に留まり､情報発信をする環境･設備が不十分という課題があります。そのため、史跡地の公有化が一定程度終了した場所（政庁ゾーン、正面ゾーンの一部等）において、史跡を体感できるような現地での遺構表示や、周辺を含めてガイダンス施設・案内板といった史跡を発信するための整備を行うとともに、史跡地内を安全に見学できるような環境整備を行います。

また、史跡の価値を市民とともに共有できるよう、整備の一部を市民参加型で実施するとともに、市民の利活用を促すための環境整備も行います。市民参加型による整備の例としては、石組池や石組溝の遺構表示のための石材を敷き詰めたり、遺構表現のための花壇や菜園などを設置して植栽をする等の手法を検討します。

なお、本計画では主にこの段階について規定します。

②価値の磨き上げに向けた整備（令和16～25年度）

史跡の本質的価値のさらなる顕在化に向け、公有化の進展状況を踏まえながら、各ゾーンのさらなる整備を検討します。また、史跡が学びや日常的な憩いの場にとどまらず、レクリエーションの場やイベント等で市民が主体的に利用できる環境となるような整備を行い、現代における本史跡の価値を市民とともに磨き上げていきます。

③価値の最大化と史跡の末永い保存・継承に向けた整備（将来）

史跡の本質的価値の最大化と史跡の末永い保存・継承に向け、将来的に史跡の追加指定と公有化の完了、寺院ゾーンを含めた史跡整備の完成を目指します。公有化によって新たに追加された整備対象地（史跡地）については、周辺地での整備の進展状況を踏まえ、必要に応じて整備手法の再検討を行いながら、新たに整備を実施します。

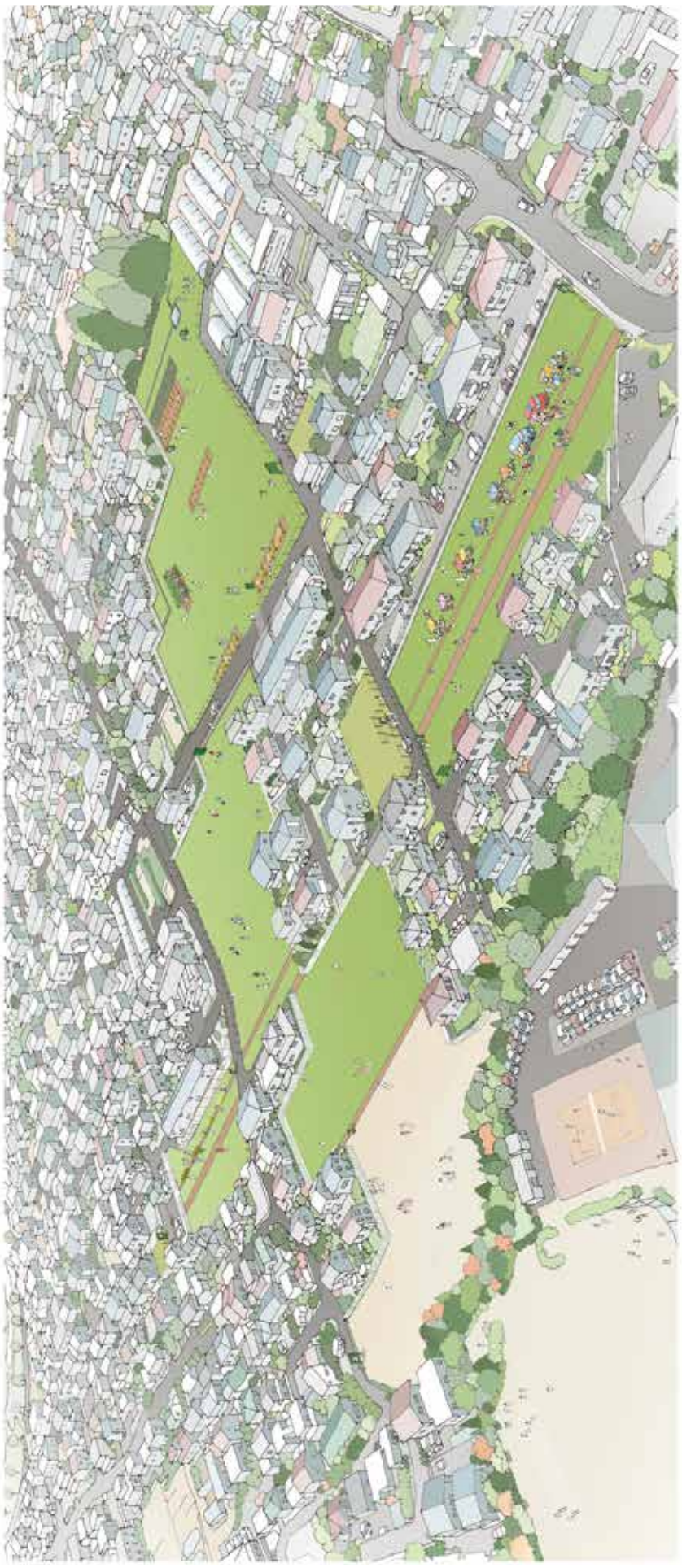
(2)事業計画

ハード事業

ソフト事業

※本事業計画案は現時点（令和８年３月現在）のものであり、今後、国及び関係部署との調整や本市の財政状況等を踏まえ、変更となる可能性があります。

整備の段階		基盤整備								価値の磨き上げ	価値の最大化
時期		前期事業期間（令和8～15年度）								後期事業期間（令和16～25年度）	将来
		R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		
全ゾーン共通	公有化										
	計画・設計・調査	基本設計	基本設計					基本計画の見直し			
	発掘調査										
	パンフレット		ガイドマップ作製					ガイドマップ更新			
	ガイドボランティア		検討		ガイド開始						
政庁ゾーン	居久根の伐採・管理	管理方針の検討				伐採	維持・管理				
	造成・便益施設・遮蔽施設等整備	基本設計	実施設計				施工				
	遺構表示（石組池・建物跡）						施工				
	サイン設置・更新						施工				
	遺構表現イベント						石組池		花壇等による市民参加型の遺構表現		
正面ゾーン	造成・便益施設・遮蔽施設等整備	基本設計	実施設計	施工							
	遺構表示（区画施設の遺構表示）			施工							
	サイン設置・更新			施工							
	遺構表示イベント						花壇等による市民参加型の遺構表現				
寺院ゾーン	維持・管理	維持・管理									
	サイン設置・更新	基本設計	実施設計		施工						
官衙周縁ゾーン	ガイダンス施設（郡山中学校ピロティ改修）	基本設計	実施設計		施工						
	サイン設置・更新	基本設計	実施設計		施工						



整備イメージ図（①基盤整備終了後）

〈引用・参考文献〉

青森県史編さん古代部会『青森県史 資料編 古代1「文献史料」』青森県史友の会　2001

阿部　義平『官衙』考古学ライブラリー50　ニュー・サイエンス社　1989

阿部　義平「城柵と国府・郡家の関連－仙台市郡山遺跡をめぐって－」『国立歴史民俗博物館研究報告　第20集』
国立歴史民俗博物館　1989

阿部　義平「藤原京・平城京の構造」『古代王権の空間支配』青木書店　2003

石松　好雄・桑原滋郎『大宰府と多賀城』古代日本を発掘する－4　岩波書店　1985

伊東　信雄「郡山古瓦出土地」『仙台市史第3巻別冊1』1950

今泉　隆雄「第2章陸奥国と仙台平野　　第1節陸奥国の始まりと郡山遺跡　　1道奥国の設置
2　郡山遺跡と国府、4移民と宮城評・名取評の設置」
『仙台市史　通史編2　古代中世』仙台市史編さん委員会　2000

今泉　隆雄「多賀城の創建－郡山遺跡から多賀城へ－」『条里制・古代都市研究』17号　条里制古代都市研究会　2001

内田　和伸「歴史的脈絡に因む平城宮跡の活用方法」『歴史的脈絡に因む遺跡の活用－儀式・行事の再現と地域間交流の再構築－』
奈良文化財研究所　2021

鐘江　宏之「七世紀の地方社会と木簡」『日本の時代史３　倭国から日本へ』 吉川弘文館2002

工藤　雅樹『蝦夷と古代東北史』吉川弘文館　1998

工藤　雅樹『日本の古代遺跡15　宮城』保育社　1984

工藤　雅樹『城柵と蝦夷』考古学ライブラリー51　ニュー・サイエンス社　1989

工藤　雅樹『蝦夷の古代史』平凡社　2001

熊谷　公男「蝦夷と王宮と王権と－蝦夷の服属儀礼からみた倭王権の性格－」『奈良古代史論集』第三集　真陽社　1997

熊谷　公男『蝦夷の地と古代国家』日本史リブレット11　山川出版社　2004

熊谷　公男『古代の蝦夷と城柵』 吉川弘文館　2004

坂井　秀弥「国府と郡家―地方官衙遺跡からみた実像」『社会集団と政治組織』列島の古代史３　岩波書店　2005

全国史跡整備市町村協議会東北地区協議会『30周年記念誌』 2021

仙台市史編さん委員会『仙台市史　特別編1　自然』 1994

高瀬　要一「日本の方池と韓国の方池」『奈良文化財研究所紀要』奈良文化財研究所　2001

立石　堅志「特別史跡平城宮跡での古代行事再現－平城遷都1300年祭での事例について－」『歴史的脈絡に因む遺跡の活用－儀式・行事の再現と地域間交流の再構築－』奈良文化財研究所　2021

土橋明梨紗「石神遺跡出土の東北系黒色土器－石神遺跡第3～8･11次ほか」『奈良文化財研究所紀要』奈良文化財研究所　2020

内藤　政恒「東北地方発見の重弁蓮華文鐙瓦についての一考察（下)」『寶雲』第22号　1938

長島　榮一「仙台市郡山遺跡出土の平瓦について」『阿部正光君追悼集』阿部正光君追悼集刊行　2000
長島　榮一「仙台市郡山遺跡の倉庫群」『郡衙正倉の成立と変遷』奈良文化財研究所　2000
長島　榮一「仙台市郡山遺跡の調査成果－陸奥国成立期の官衙について－」『日本考古学第18号　日本考古学協会　2004
長島　榮一「仙台市郡山遺跡・郡山廃寺の調査」『地方官衙と寺院－郡衙周辺寺院を中心として－』奈良文化財研究所　2005
長島　榮一『日本の遺跡35　郡山遺跡』同成社　2009
長島　榮一「陸奥国府の成立」『古代文化』第63巻第3号　財団法人古代学協会　2011
長島　榮一「初期官衙の成立と移民・移動」『講座 東北の歴史　第1巻 争いと人の移動』清文堂　2012
林部　均　「東日本出土の飛鳥・奈良時代の畿内産土師器」『考古学雑誌』第72巻　第1号　1986
林部　均　「律令国家と畿内産土師器－飛鳥・奈良時代の東日本と西日本－」『考古学雑誌』 第77巻　第4号　1992
林部　均　「古代宮都と郡山遺跡・多賀城－古代宮都からみた地方官衙論序説－」
『国立歴史民俗博物館研究報告　第163集』国立歴史民俗博物館　2011
文化庁　文化財部記念物課 『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』 2015　※1
文化庁　文化財部伝統文化課『文化財の効果的な発信・活用方策に関する調査研究事業報告書』　2015
文化庁　地域文化創生部　　『先端技術による文化財活用ハンドブック』 2020
文化庁　地域文化創生部　　『文化財を活用したユニークベニューハンドブック』 2019
山中　敏史『古代地方官衙遺跡の研究』塙書房　1994
山中　樵　「漆液を容れたる陶器（附陸奥国名取郡家の遺址)」『考古学雑誌』第5巻第5号　1915

史跡仙台郡山官衙遺跡群　整備基本計画

令和8年3月

編集・発行　仙台市教育委員会
〒980-0011　宮城県仙台市青葉区上杉一丁目５番12号
TEL　022-214-8893　　FAX　022-214-8399

印　　刷　株式会社仙台紙工印刷
〒983-0036　仙台市宮城野区苦竹3-1-14
TEL　022-231-2245　　FAX　022-231-2247

史跡仙台郡山官衙遺跡群整備基本計画

令和８年（２０２６）３月



表紙のイラスト：整備イメージ図（①基盤整備終了後）

仙台市教育委員会